

SEIREI CHRISTOPHER UNIVERSITY

CAMPUS LIFE

学生生活の手引き

2020



聖隷クリストファー大学

大地震発生時の大学への安否報告 (P.43参照)

「全国各地で6弱以上」の大地震が発生した場合、自動的に安否情報システム「ANPIC」に登録してあるアドレス宛※に「安否確認メール」が配信されます。

落ち着いてからでよいので、できるだけ早く、大学へ安否報告をしてください。

※全学生の学内メール（Gmail）アドレスは大学にて登録済みです。

※いざと言う時に確実に安否確認ができるよう、自身のスマートフォンなどで学内メール（Gmail）の受信設定をしていただくとともに、個人のメールアドレスも登録してください。（P.43参照）



安否情報システム「ANPIC」からの報告

①「ANPIC」より自動配信された「安否確認メール」から報告してください。（P.43参照）

②「安否確認メール」が受信できなかった場合は、自ら「ANPIC」にアクセスして報告してください。（P.44参照）

<https://anpic1.jecc.jp/seirei/>

ログインID = 学籍番号

パスワード = 任意



※諸事情により「ANPIC」での報告が困難な場合は大学代表番号「053-439-1400」または「bousai@seirei.ac.jp」まで「学籍番号、氏名、状況」を連絡してください。

緊急連絡・相談メール

（夜間・休日の大学への緊急連絡用）

メールアドレス：kinkyu@seirei.ac.jp

こんな時にはすぐにメールをしてください。（P.73参照）

1. 事故・火災・自然災害に巻き込まれ関係者の中に死亡・重体等深刻な事態が生じた場合
2. 重大な事件を引き起こした又は巻き込まれた場合
3. 授業、実習、課外活動、アルバイト、下宿などの学生生活全般の中で起きているハラスメントやトラブルなどで、困っていて、緊急に大学に相談したい場合
例：教職員や大学への要望又は不満、ハラスメント、アルバイト上でのトラブル、人間関係のトラブル、学籍異動など

【連絡してほしい内容】

◎学籍番号・氏名・電話番号・事故、事件、相談の概要（5W1H）を簡潔に記入してください。着信の確認ができ次第、折り返し連絡をさせていただきます。

CONTENTS

学生生活の手引きを活用しよう

学年暦	ー 1 年間の学生生活ー	2
授業時間	ー 1 日の学生生活ー	4
礼拝の時間		4
聖隷を知ろう、聖隷学園キリスト教センター		5

大学キャンパスと施設・設備、大学周辺を知ろう

キャンパスマップと聖隷関連施設		8
大学施設案内		10
大学施設・設備の利用時間と利用ルール		11
大学図書館と利用方法		14

I. 学生生活を始めるにあたって

個人情報及び肖像権の取り扱いについて		22
学籍と学生証		23
学費の納入について		23
こんなとき、困ったときの相談はここへ (窓口と取り扱い内容一覧)		24
必要な願い出や届け出はここへ (手続きと提出先一覧)		26
証明書の申し込みと発行は 学生サービスセンターへ		28
情報は自分から集めよう		30
通学方法と駐車場利用に必要な手続き		32
通学ルール		36
暴風警報等発令時の授業・試験		38
地震対応マニュアル		39
火災対応マニュアル		42
大地震発生時の大学への安否報告		43

II. 学生としてのマナーとルール

キャンパスマナー		48
学内の生活マナー		48
授業マナー		50
下宿・アパート生活のマナー		50
公共マナー		51
キャンパスルール		52
キャンパスルールを守らない学生への 対応に関する内規		52
禁煙		54
飲酒マナー		54
情報倫理を守る		55
ソーシャルメディア利用上の注意		56

III. 学生生活サポート

アドバイザーシステム		58
健康管理センター		58
学生相談室		59
学習支援室		59
経済的支援（奨学金の種類と募集、 授業料等の延納・分納）		60
アルバイトについて		64

IV. 自分を守る、他人を思いやる

個人情報の管理		68
ハラスメントのないキャンパスを目指して		68
薬物はNO		71
緊急時の連絡先		73
交通事故を起こさない、 交通事故に遭わないために		73
犯罪から自分を守る		74
マイナンバーについて記載内容		76
18歳選挙権について記載内容		76
下宿・アパート生活		76
災害傷害保険、賠償責任保険		79

V. 学生生活をより豊かにー課外活動等ー

ボランティア活動とボランティアセンター		82
学友会（サークル・同好会）		83
同窓会（学生会員）		85

VI. 教室等配置図

VII. 教員一覧と教員研究室

大学周辺機関一覧表

学生生活の手引きを活用しよう

2020年度学年暦 春セメスター
全学共通 授業実施スケジュール

①～⑮は授業の行われる日で、数字は授業回数を表します(一部の祝日も授業日です)。

	月		火		水		木		金		土		日	
4月					1		2	入学式/保護者ガイダンス	3	オリエンテーションガイダンス	4		5	
	6	オリエンテーションガイダンス	7	①	8	①	9	①	10	新入生セミナー	11	大学院オリエンテーション	12	
	13	①	14	②	15	②	16	②	17	①	18		19	
	20	②	21	③	22	③	23	③	24	②	25		26	
5月	27	③	28	④	29	④昭和の日	30	④	1	③創立記念日	2		3	
	4	みどりの日	5	こどもの日	6	振替休日	7	⑤	8	④	9		10	
	11	④	12	⑤	13	⑤	14	⑥	15	⑤	16		17	
	18	⑤	19	⑥	20	⑥	21	⑦	22	⑥	23		24	
	25	⑥	26	⑦	27	⑦音楽/コンサート特別鑑賞	28	⑧音楽/コンサート特別鑑賞	29	⑦こども/特別レッスン	30		31	
6月	1	⑦	2	⑧	3	⑧	4	⑨	5	⑧	6		7	
	8	⑧	9	⑨	10	⑨	11	⑩	12	⑨	13		14	
	15	⑨	16	⑩	17	⑩	18	⑪	19	⑩	20		21	
	22	⑩	23	⑪	24	⑪	25	⑫	26	⑪	27		28	
7月	29	⑪	30	⑫	1	⑫	2	⑬	3	⑫	4	社:保護者懇談会	5	
	6	⑫	7	⑬	8	⑬	9	⑭	10	⑬	11	授業予備日	12	
	13	⑬	14	⑭	15	⑭	16	⑮	17	⑭	18	授業予備日	19	
	20	⑭	21	⑮	22	⑮	23	海の日	24	⑮スポーツの日	25	授業予備日	26	
8月	27	⑮	28	定期試験	29	定期試験	30	定期試験	31	定期試験	1		2	
	3	定期試験	4	定期試験予備日	5		6		7		8		9	
	10	山の日	11		12		13		14		15		16	
	17		18		19		20	追・再試験 手続日	21		22		23	
	24		25		26	追試験 (再試験)	27	追試験 (再試験)	28	追・再試験 予備日	29		30	
9月	31		1		2		3		4		5		6	
	7		8		9		10		11		12		13	
	14	専門職連携演習	15	専門職連携演習	16		17	専門職連携演習 地域ケア連携の 基礎	18	専門職連携演習 地域ケア連携の 基礎	19	連携2科目 予備日	20	
	21	敬老の日	22	秋分の日	23	卒業式・修了式	24	秋セメガイダンス (DP面談日)	25	秋セメガイダンス	26	大学院入試日	27	

2020年度学年暦 秋セメスター
全学共通 授業実施スケジュール

①～⑮は授業の行われる日で、数字は授業回数を表します(一部の祝日も授業日です)。
12月16日(水)は、3時限目に行うクリスマス礼拝の準備のため2時限目の授業はありません。

	月		火		水		木		金		土		日	
10月	28	①	29	①	30	①	1	①	2	①	3	大学入試日	4	
	5	②	6	②	7	②	8	②	9	②	10	リ:保護者懇談会	11	
	12	③	13	③	14	③	15	③	16	③	17	大学入試日	18	
	19	④	20	④	21	④	22	④	23	④	24	大学入試日	25	
11月	26	⑤	27	⑤	28	⑤	29	⑤	30	⑤	31	看:保護者懇談会	1	
	2	⑥	3	文化の日	4	⑥	5	⑥	6	⑥4時限目以降準備	7	聖灯祭	8	
	9	⑦	10	⑥	11	⑦	12	⑦	13	⑦	14		15	
	16	⑧	17	⑦	18	⑧	19	⑧	20	⑧	21	大学入試日	22	
	23	⑨ 勤労感謝の日	24	⑧	25	⑨	26	⑨	27	⑨	28	大学入試日	29	
12月	30	⑩	1	⑨	2	⑩	3	⑩	4	⑩	5	キリスト教看護教育推進会議	6	
	7	⑪	8	⑩	9	⑪	10	⑪ 聖隷学園クリスマスツリー点火祭	11	⑪	12	大学入試日	13	
	14	⑫	15	⑪	16	⑫ クリスマス礼拝	17	⑫	18	⑫	19	大学入試日	20	
	21	⑬	22	⑫	23	⑬	24	⑬	25	⑬	26		27	
1月	28		29		30		31		1	元日	2		3	
	4		5	⑬	6	⑭	7	⑭	8	⑭	9	授業予備日	10	
	11	成人の日	12	⑭	13	⑮	14	⑮	15	⑮4時限目以降準備	16	大学入学共通テスト	17	大学入学共通テスト
	18	⑭	19	⑮	20	授業予備日	21	授業予備日	22	⑮	23		24	
	25	⑮	26	定期試験	27	定期試験	28	定期試験	29	定期試験	30	大学院入試日	31	
2月	1	定期試験	2		3		4	大学入試日	5		6		7	
	8		9		10		11	建国記念の日	12		13		14	
	15		16		17		18	追・再試験 手続日	19		20		21	
	22		23	天皇誕生日	24	追試験 (再試験)	25	追試験 (再試験)	26	追・再試験 予備日	27		28	
3月	1		2	大学入試日	3		4		5		6		7	
	8		9		10		11	卒業式・修了式	12		13		14	
	15		16		17		18		19		20	春分の日	21	
	22		23		24		25		26		27		28	
	29		30		31									

授業時間

<学部・専攻科の授業時間>

月・火・木・金曜日		水曜日・（土曜日）	
1時限目	8:50～10:10	1時限目	8:50～10:10
2時限目	10:25～11:45	2時限目	10:25～11:45
3時限目	11:55～13:15	(昼休み)	11:45～13:00
4時限目	13:25～14:45	3時限目	13:00～14:20
5時限目	15:00～16:20	4時限目	14:35～15:55
6時限目	16:35～17:55	5時限目	16:10～17:30
(7時限目)	18:05～19:25	(6時限目)	17:40～19:00

1コマ（1時限）は80分間です。

月・火・木・金曜日の7時限目と水曜日の6時限目は通常の授業は入りません。補講などが入る場合があります。

月・火・木・金曜日の昼休みは、時間割により3時限目または4時限目になります。

水曜日は3時限目を礼拝の時間とし授業や行事は入りません。授業時間が他の曜日と異なります。

<大学院の授業時間>

■ 平日昼間は、学部・専攻科と同様です。

■ 平日夜間は、18:20開始で90分授業です。

月・火・木・金曜日		水曜日	
7時限目	18:20～19:50	6時限目	18:20～19:50

■ 土曜日は9:00開始で各時限とも90分授業です。

1時限目	9:00～10:30
2時限目	10:40～12:10
(昼休み)	12:10～13:00
3時限目	13:00～14:30
4時限目	14:40～16:10
5時限目	16:20～17:50

礼拝の時間

毎週水曜日 3時限目(13:00～14:20) 1701大教室

水曜日第3時限の礼拝への出席は、学生の自主的な意思を尊重した上での本学の学生の義務ですから必ず出席してください。礼拝の中で説教がありますが、それは聖書の説き明かしです。市内の教会の牧師も説教に来てくださいます。年間約30回の礼拝を通して、学生は広く深く聖書を理解できるようになります。1701大教室には、パイプオルガンが設置されており、共に賛美を捧げます。

また、礼拝には教職員も参加しますので、よい交わりの機会になります。

聖隷を知ろう

社会福祉事業「聖隷社」は 1926年に始まりました。聖隷とは、聖なる神の僕（奴隷）を意味します。命名者は故・長谷川 保。長谷川 保は社会事業をめざし、同志とともに無私的愛を結核患者に注ぎました。初めは小さな事業でしたが、その後大きく発展し、医療、社会福祉、教育にわたる我が国最大の総合社会福祉事業集団となりました。これを支えた精神は、「神と隣人とを愛する」ということです。それが、イエス・キリストの恵みを受けた者の生き方であると創始者たちは考えました。

聖隷の精神は、病む者・苦しむ者の隣人になろうとする精神です。聖隷グループの一員である聖隷学園も「隣人愛」を建学の精神としています。イエスに愛されている自分を知り、自分と同じくイエスに愛されている隣人を見出すために……。

今、わが国は人類が経験したことのない超高齢社会へ向かっています。
世界では、医療・福祉・教育の分野で大きく立ち遅れている国々があります。
また、わが国では物質的な豊かさの一方で、精神基盤の危うさが問われています。
聖隷が聖隷であるための「隣人愛のこころ」を育て続ける必要があります。

在学中に、一度は聖隷施設に足を運んでみませんか？

1926年、数名のクリスチャンの青年達が始めた働きは、今日、我が国最大の総合社会福祉事業集団になりました。聖隷学園周辺だけでも、特別養護老人ホームの先駆けとなった「浜松十字の園」、日本最初のホスピス病棟のある「聖隷三方原病院」の他、次ページに示すように様々な施設があります。

これらの施設を訪ね、その歴史を知ることは、“聖隷”を知るための大きな手助けとなります。

聖隷の先人達は、キリストの恵みによって生かされた者にふさわしい生き方をしたいと願って、主に従い、多くの困難を乗り越えてきました。その生き様を、草創期を支えた方々の著作から学ぶことができます。

図書館や聖隷歴史資料館に足を運んでみませんか？

聖隷歴史資料館は、聖隷の草創期から現在までの歴史を物語る資料が、わかりやすく展示されており、聖隷の歴史を一目で見ることができます。

また、聖隷についての様々な資料が保管されていますので、ここに行けば、きっと聖隷創立の精神に触れることができるでしょう。

【開館日時】 月曜日～金曜日10：00～17：00（入館は16：30まで）

【場 所】 5号館 1階にあります。

聖隷学園キリスト教センター

大学の礼拝ほかキリスト教教育活動は聖隷学園の建学の理念をもとに、聖隷学園キリスト教センターにおいて行われています。センター内には宗教主任の研究室があり、キリスト教に関すること、その他宗教に関することで質問や相談があるときは、いつでも面談に応じることができます。

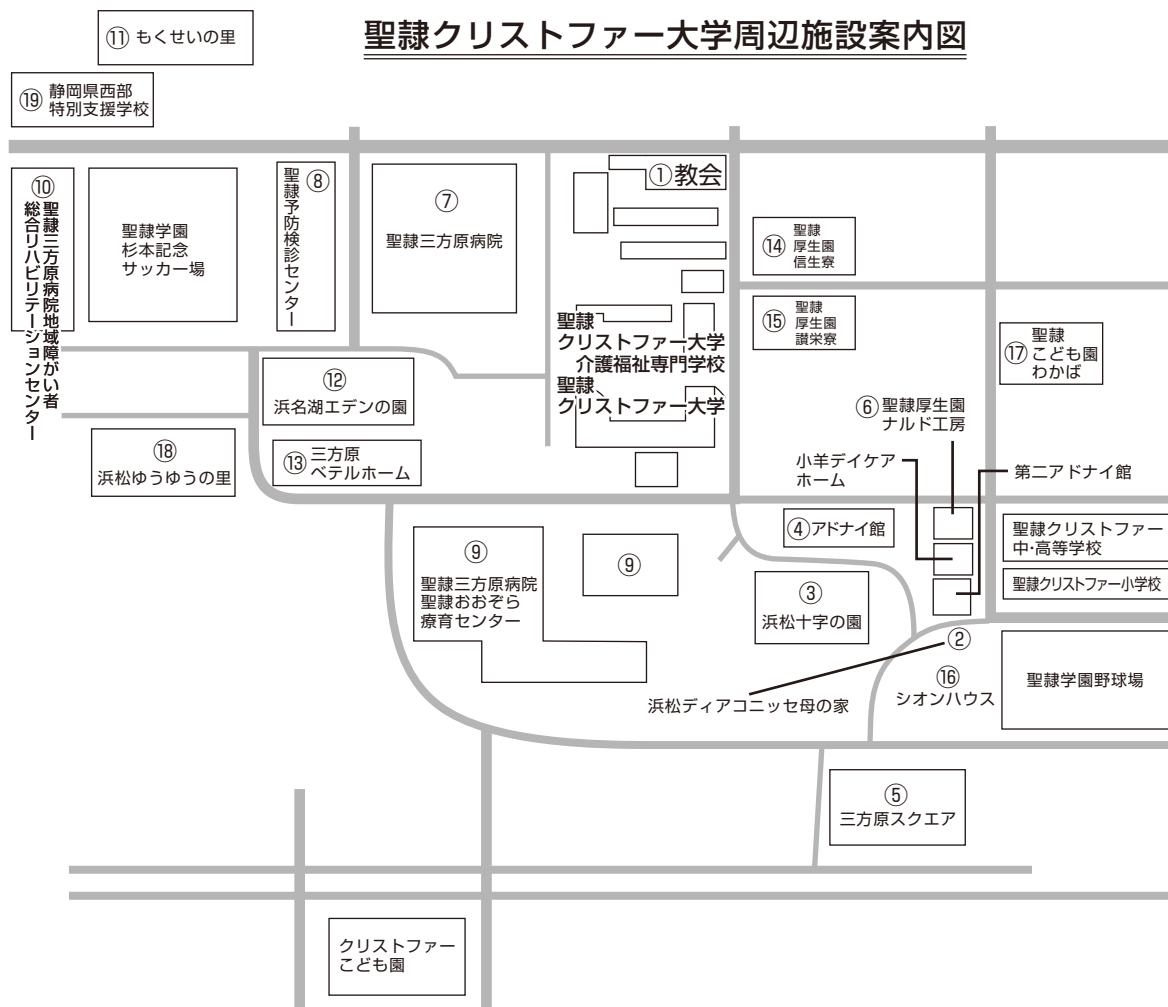
キリスト教センターの事務取扱時間は、月～金曜日の11：30から14：30です。イースターエッグ、クリスマスツリーのオーナメントやクランツづくり、近隣病院・施設へのキャロリング、クリスマス礼拝などの行事を計画しています。クリスマスの特別礼拝は、12月16日(水)の3時限目に予定されています。

◀ 聖隷の精神

◀ 学園周辺の施設を知ろう

◀ 聖隷関係の本を読んでみよう

◀ 聖隷歴史資料館



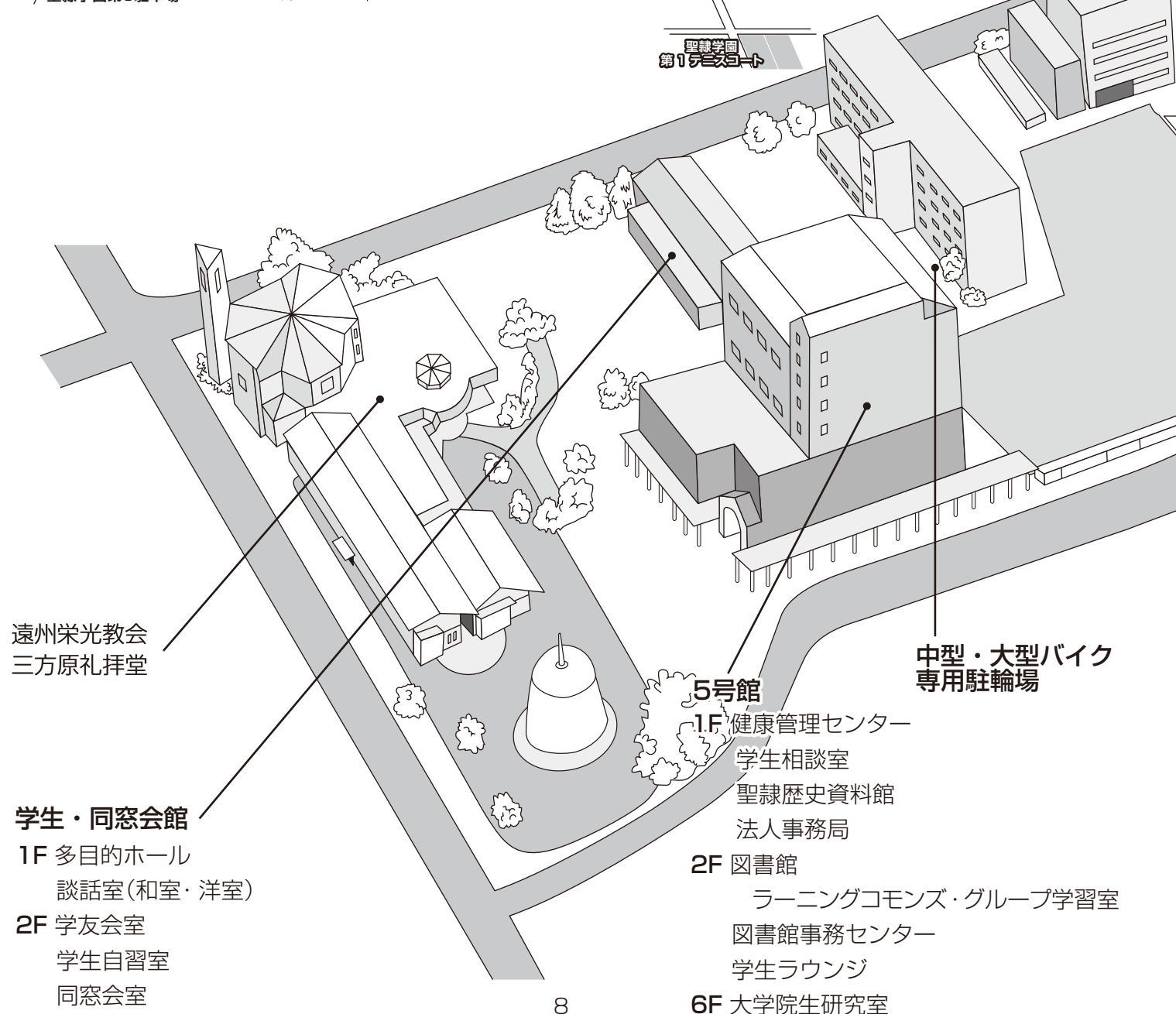
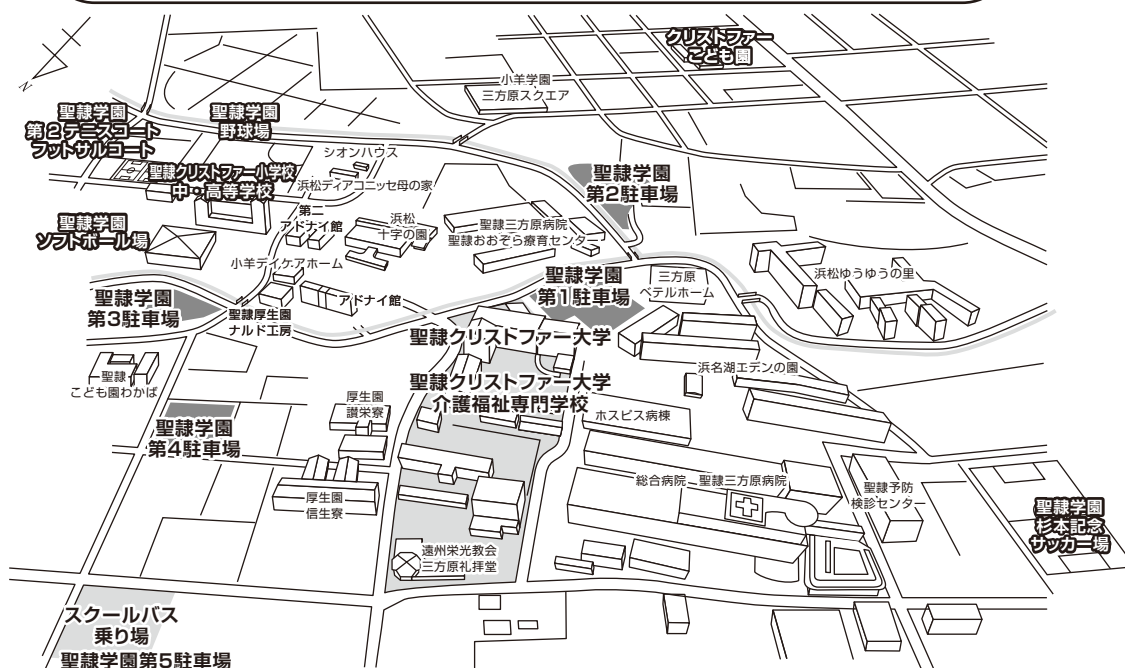
地図の施設の詳細です。番号を照らし合わせてご覧ください。

- ① 遠州栄光教会 三方原礼拝堂
- ② 浜松ディアコニッセ母の家
社会福祉法人 十字の園
- ③ ・浜松十字の園（特別養護老人ホーム）
・デイサービスセンターみおつくし（通所介護）
・ヘルパーステーション細江（訪問介護）
- ④ ・アドナイ館（軽費老人ホーム ケアハウス）
・細江デイサービスセンター
・第二アドナイ館
社会福祉法人 小羊学園
- ⑤ ・三方原スクエア
・小羊デイケアホーム（重度障害児生活訓練ホーム）

- 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- ⑥ 聖隷厚生園ナルド工房
- ⑦ 総合病院 聖隷三方原病院
- ⑧ 聖隷予防検診センター
- ⑨ 聖隷三方原病院聖隷おおぞら療育センター
（重症心身障害児施設）
・あさひ（知的障害者デイサービス事業）
- ⑩ 聖隷三方原病院地域障がい者総合リハビリテーションセンター
- ⑪ もくせいの里（軽費老人ホーム）
- ⑫ 浜名湖エデンの園（有料老人ホーム）
・浜名湖エデンの園診療所
- ⑬ 三方原ベテルホーム（無料低額介護老人保健施設）
・在宅介護支援センター
- ⑭ 聖隷厚生園
・信生寮（身体障害者療護施設）
・まじわりの家（身体障害者サービス）
- ⑮ 聖隷厚生園
・讃栄寮（救護施設）
・精神障害者地域支援センター
- ⑯ ・シオンハウス
- ⑰ 聖隷こども園わかば
財団法人 日本老人福祉財団
- ⑱ 浜松ゆうゆうの里
- ⑲ 静岡県西部特別支援学校

大学キャンパスと施設・設備、大学周辺を知ろう

キャンパスマップと聖隷関連施設



1号館

1F 総務部

入試・広報センター
地域連携推進センター
スチューデントプラザ
教務事務センター
学生サービスセンター
キャリア支援センター
ICTセンター
グローバル教育推進センター
ボランティアセンター

第1体育館

バイク専用駐輪場 (1列のみ自転車専用駐輪場)

自転車専用 駐輪場

3号館

第1駐車場

2号館

1F 学生ホール
2F 学生ホール・売店

キリスト教センター

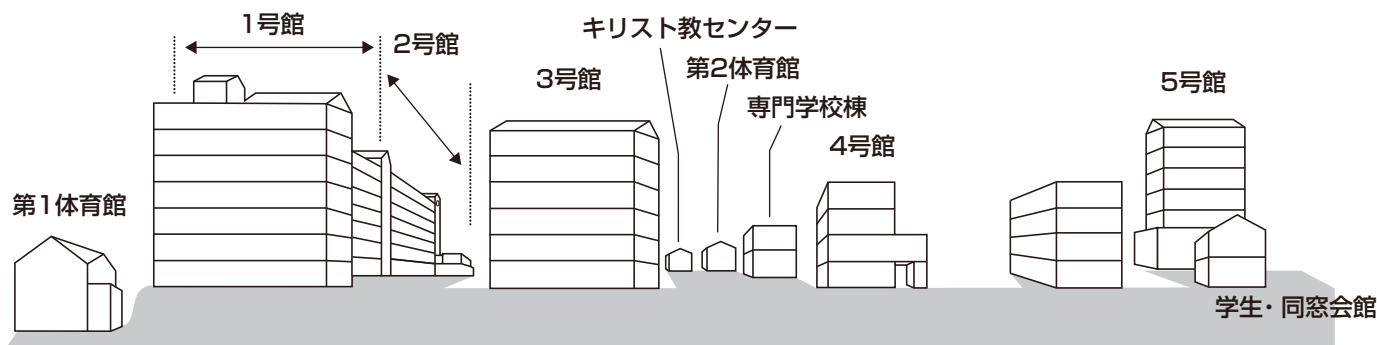
第2体育館

専門学校棟(6号館)

聖隷クリストファー大学
介護福祉専門学校

キャンパスマップ
CAMPUS MAP

大学施設案内



主な施設・設備

1号館

階	施設・設備	トイレ
7	大教室 中教室 教員研究室	♂ ♀ ♿
6	演習室 助産学専攻科教室 調理実習室 コンピュータ教室1 教員研究室	♂ ♀
5	自然科学実験室1・2 演習室 母子看護実習室 器材室 助産学専攻科実習室 教員実験室 解剖学準備室	♂ ♀
4	中教室 小教室 演習室 標本室 会議室 学生用コピー機・印刷機	♂ ♀
3	基礎看護実習室1 基礎看護器材室 基礎看護実習室2 地域看護実習室 教員研究室 光トポグラフィ装置実験室	♀
2	成人看護実習室 看護演習室 看護器材室 音楽室 教員研究室 印刷室	♂ ♀
1	スチューデントプラザ (学生サービスセンター キャリア支援センター ICTセンター グローバル教育推進センター ボランティアセンター 教務事務センター) 地域連携推進センター 大学総務部 入試・広報センター 学長室 学部長室 ロッカー室 コピーカード販売機 大小会議室	♂ ♀ ♿
地	看護学部・社会福祉学部ロッカー室 シャワールーム	

4号館

階	施設・設備	トイレ
4	音楽室1~6	
3	リハビリテーション学部・看護学部・ 社会福祉学部ロッカー室	♂ ♀
2	地域リハビリテーション実習室 ADL実習室 器材倉庫	♂ ♀
1	義肢装具実習室 義肢装具資料室	♂ ♀ ♿

専門学校棟

階	施設・設備	トイレ
3	印刷室 倉庫	
2	普通教室1 普通教室2 女子ロッカー室	
1	校長室 応接室1 応接室2 教員室 実習教育室 男子ロッカー室	♂ ♀ ♿

2号館

階	施設・設備	トイレ
7	教員研究室	♂ ♀ ♿
6	教員研究室 印刷室	♂ ♀ ♿
5	中教室 演習室 コンピュータ教室2	♂ ♀ ♿
4	保育実習室 機材室 ピアノ演習室 中教室 演習室 印刷機	♂ ♀ ♿
3	介護実習室 入浴実習室 実習教育室 機材室 ピアノ演習室	♂ ♀ ♿
2	中教室 小教室 学生ホール こども教育福祉学科実習室 売店 電子レンジ	♂ ♀ ♿
1	学生ホール・食堂 電子レンジ 学生用コピー機	♂ ♀ ♿

5号館

階	施設・設備	トイレ
7	教員研究室 大会議室 印刷室	♂ ♀ ♿
6	大学院生研究室 教員研究室	♂ ♀ ♿
5	小教室 遠隔授業教室 ゼミ室	♂ ♀ ♿
4	中教室 演習室	♂ ♀ ♿
3	図書館	♂ ♀ ♿
2	図書館 ラーニングcommons・グループ学習室 学生ラウンジ 電子レンジ コピーカード販売機	♂ ♀ ♿
1	健康管理センター 学生相談室 法人事務局 聖隷歴史資料館 学生用コピー機	♂ ♀ ♿

第1体育館

階	施設・設備	トイレ
1	フロア (競技場) 器具庫	♂ ♀ ♿

3号館

階	施設・設備	トイレ
6	大教室 学生用コピー機	♂ ♀ ♿
5	ST教員セミナー室 PT教員セミナー室 OT教員セミナー室 教員研究室	♂ ♀ ♿
4	音声室 成人聴力検査室 人口内耳室 小児聴力検査室 観察室1・2 成人用訓練室 小児用訓練室 教員研究室・印刷室	♂ ♀ ♿
3	小教室 演習室	♂ ♀ ♿
2	作業技術学実習室 作業療法学多目的実習室 行動分析室 演習室 器材倉庫	♂ ♀ ♿
1	理学療法学多目的実習室1・2・3 機能訓練室 運動解析室 治療室 基礎医学実習室 器材倉庫	♂ ♀ ♿

学生・同窓会館

階	施設・設備	トイレ
2	学生自習室 学友会室 同窓会室	♂ ♀
1	多目的ホール 学生談話室 (和室・洋室) 電子レンジ	♂ ♀

キリスト教センター

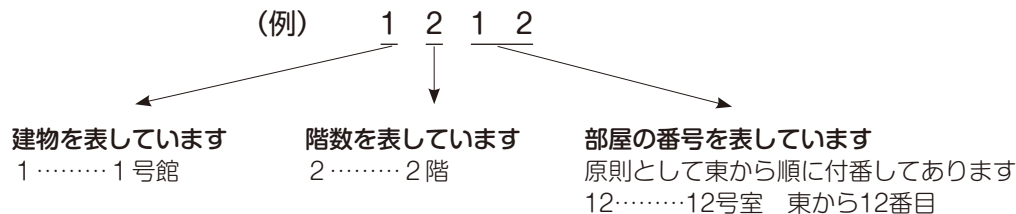
階	施設・設備	トイレ
1	事務室 研究室 会議室	♂ ♀

第2体育館

階	施設・設備	トイレ
1	フロア (柔道、剣道)	

大学施設・設備の利用時間と利用ルール

建物内の教室・研究室等には、すべて番号がついています。
番号を目安に、どのあたりの場所が見当をつけることができます。



- ・校舎、施設をきれいに保つよう心掛けてください。
- ・整理整頓に留意し、使用後は戸締まり、消灯、火気等の確認をしましょう。（長時間の専有は避けてください。）
- ・教室、実習室の視聴覚機器はすべて調整済みですので、むやみにスイッチ類に触れないでください。使用する場合は教職員の許可を得てください。
- ・器物を破損した場合は速やかに学生サービスセンターへ届け出てください。

校舎等

名 称	利用時間		備 考
	月～金曜日	土曜日	
1号館 2号館 3号館 4号館 5号館 専門学校棟	7:30～21:00	8:30～17:00 (図書館は18:00まで)	◇1号館地下通用口 月～金曜日 8:10～19:15 土曜日 閉鎖 土曜日の施錠時間は 大学院の授業がある時は、若干異なります。 ◇日・祝日 校舎閉鎖
学生・同窓会館	8:30～21:00		

休業期間中の利用時間については、別途掲示等により連絡します。

※課外活動で施設を使用する場合は、学生サービスセンターで手続きをしてください。

やむを得ない理由で、上記校舎利用時間を過ぎて校舎内から外に出る場合は、教室等配置図（P84～参照）の▲▶時間外出口〈電子錠〉のカギを開けて出てください。

体育施設

名 称	利用時間
第1体育館 第2体育館	8:00～21:00
第1テニスコート	7:30～21:00

※土日、祝日も利用可能です。（利用時間は同じ）

体育施設は、手続きをすれば使用できます。

予約、カギの受渡…学生サービスセンター

- ・ **サークル・同好会の定期使用**：学友会サークル委員会がサークルの施設利用日程を調整し、半年単位で予約します。学友会へ希望日等を申し出てください。
- ・ **個人・団体の不定期使用**：使用を希望する月の前月 15日から受け付けます。（学校行事や授業を優先します。）大学のHPで、施設の空き状況を確認してから、学生サービスセンターに申し出てください。
- ・ カギの受渡には、学生証が必要です。

◀ 部屋番号の見かた

◀ 利用上の注意

◀ 利用時間
〈校舎等〉

◀ 時間外出口

◀ 利用時間
〈体育施設〉

◀ 予約方法

ロッカー室 ▶

◆ 各ロッカー室の出入口ドアはオートロック式です。防犯上、必ず閉めてください。

◆ ロッカー使用上の注意

- 整理整頓し、清潔に使用しましょう。
- 盗難防止のため、必ず鍵をかけましょう。面倒でも4ケタのダイヤルを全て回し、暗証番号を簡単に判別できないようにしましょう。
- 貴重品は、必ずロッカーの中に入れ施錠してください。
- ロッカーの外（上、床、ベンチ等）にシューズ・傘・荷物等を置かないでください。個人の持ち物でないものについては、置き場所を学生サービスセンターに相談してください。（ロッカーの上や外に物を置いておくと、盗難の要因となりますので注意してください。）
- 湿気が多いので注意してください。

看護学部 学生用

場所：1号館 地階男子・女子
4号館 3階男子（一部）

助産学専攻科 学生用

場所：1号館 地階女子

社会福祉学部 学生用

場所：1号館 地階男子・女子

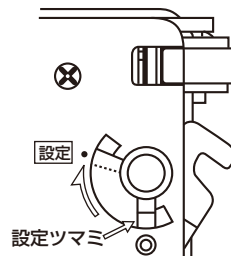
リハビリテーション学部 学生用

場所：4号館 3階 男子・女子

◆ ロッカーのダイヤル錠は、各自で番号を設定します。

ダイヤルナンバーの設定（変更）方法

1. ロッカーの扉を開き、扉側の鍵前部分の設定ツマミを矢印方向に止まるまで回します。
 2. ダイヤルナンバーを任意の4ケタで設定します。
 3. 設定ツマミを◎印の位置に戻します。（設定完了）
- ※ 自分のナンバーを他人に知られないようにしてください。
必ず鍵をかけてください。
防犯上、ダイヤルナンバーは、2～3ヶ月に一度、変更してください。



シャワーの利用

1号館地階：男性用（男子ロッカー室内）、女性用（社会福祉学部・看護学部女子ロッカー室内）体育の授業やサークルの後などに利用できます。
利用時間：9:00～20:00（月～金）、9:00～17:00（土）

学生ホール・学生ラウンジ・談話室の利用 ▶

学生ホール、学生ラウンジ、談話室（和室・洋室）は、誰でも自由に利用できます。それぞれ下記のように利用時間が異なります。

※談話室（和室）は、放課後に茶道部などがサークル活動で使用することがあります。

場所、名称	月～金曜日	土曜日	設備等
2号館 1階 学生ホール	7：30～21：00	8：30～17：00	自販機、給茶機、電子レンジ
2号館 2階 学生ホール			電子レンジ
5号館 2階 学生ラウンジ			自販機、電子レンジ
学生・同窓会館 1階 談話室	8：30～21：00	8：30～17：00	電子レンジ

◆ 個人所有のパソコン、スマートフォンを大学のWi-Fiに接続できます。

	Wi-Fi接続できる場所				
	1号館	2号館	3号館	4号館	5号館
パソコン	教室・演習室	教室・演習室 1・2階学生ホール	教室・演習室	教室・演習室	教室・演習室 図書館(2階)
スマートフォン		1・2階学生ホール			2階ラウンジ

パソコンでWi-Fiを利用される方は、ICTセンターHPの、「個人のパソコンの設定について」を見てください。

◆ 大学のパソコンの利用

1号館6階と2号館5階のコンピュータ教室で授業の場合を除いて使用できます。

◆ パソコンの貸出

ICTセンターと図書館では貸出用パソコンを用意しています。貸出用パソコンは学内のWi-Fiが利用可能です。

◆ ICTセンターでは、学生の皆さんがパソコンを快適に利用できる環境を整備し提供しています。また、学生向けHPにて、パソコン利活用、トラブルの対処およびe-ラーニング等、皆さんの学習に役立つ情報提供なども行っています。

食堂は、2号館 1階学生ホール内にあります。1階・2階の学生ホール、5号館2階の学生ラウンジで食事をとることができます。

食堂の営業時間 10:20～15:00

(昼食11:30～13:45 軽食(うどん・そば・カレー等) 10:20～15:00)

食券の販売時間 10:20～15:00

- ・ 時期によって営業時間に変更になる場合は、掲示にてお知らせします。
- ・ 食堂はセルフサービスです。
- ・ 食券は朝10:20から購入できます。昼食時間帯は混雑しますので、早めの購入をおすすめします。なお、食券を購入していても遅い時間になると売り切れになることもありますので早めの交換をお願いします。また食券は当日の日付のみ有効です。

お弁当持参学生へ

学生ホール、学生ラウンジ、学生・同窓会館 1階の談話室前の廊下（キャンパスマップP8、9）等に電子レンジがありますので利用してください。

大勢の人が食堂を利用できるよう、食事を済ませたら、後から食事に来る人に席を譲りましょう。

売店は2号館 2階（学生ホール横）にあります。おにぎりをはじめお弁当、パン、お菓子、飲み物、デザート等を販売しています。

営業時間 10:00～18:40

機械種類	設置場所
コピー機	1号館 4階 エレベーター前（コピーカード式） 2号館 1階 学生ホール内（コピーカード式と10円硬貨式） 3号館 6階 ホール（コピーカード式） 5号館 1階 廊下（コピーカード式）
コピーカード販売機	1号館 1階 エレベーター前、 5号館 2階 図書館内
印刷機	1号館 4階 エレベーター前 2号館 4階 エレベーター前 ※授業用の印刷物で用紙が必要な場合は、1号館 1階のチューデントプラザまで申し出てください。

※2号館1階学生ホール内の10円硬貨式コピー機は、カラーコピーできます。

大学図書館と利用方法

図書館では、保健医療福祉分野とその関連分野を中心に資料を収集・整理し、利用者のみなさんに学習・研究に必要な資料を提供しています。図書館の資料とは図書、雑誌、視聴覚資料をいいます。

図書館スタッフと図書館サポーターは、学習・研究に必要な資料を探すために、できる限りお手伝いします。どんなことでも気軽に声をかけてください。

利用できる方 ▶

- 大学・専門学校の学生・大学院生
- 本学の科目等履修生および研究生
- 聖隷学園の設置する学校の卒業生
- 聖隷学園の教職員
- 聖隷学園の非常勤講師
- 聖隷グループの職員および施設居住者
- 保健医療福祉の専門職者
- 他大学等の図書館からの紹介状のある方
- その他本学図書館長が許可する方

開館時間 ▶

曜 日	通 常	長期休業期間中
月曜日～金曜日	8：30～21：00	8：30～17：30
土曜日	9：00～18：00	9：00～18：00

※日曜日及び国民の祝日、大学の定める休日は休館日です。

※学校行事・天候によって臨時に開館時間を変更、または休館する場合があります。

※開館日カレンダーや臨時の変更については、ホームページで確認してください。

入館方法 ▶

入館ゲートのカードリーダーに学生証のバーコードを読み取らせて入館してください。

利用支援 ▶

図書館に来て分からないことがありましたら、フロアにいる図書館サポーターや図書館スタッフに聞いてください。

グループや個人からの検索方法の講習会や図書館利用に関する相談を受け付けています。講習会は、すぐに対応できない場合がありますので、前もって希望する日時を図書館事務センターに連絡してください。

図書館サポーター ▶

図書館サポーターは、通常ラーニングコモンズ内にいて、皆さんの図書館の利用を支援します。サポーターとして大学院生が支援してくれますので、気軽にどんどん質問や相談をしてください。

支援内容

- ・蔵書・データベースの検索方法
- ・レポートや研究に関するアドバイス（文献検索のキーワードの提案、テーマの絞り方など）
- ・PC・プリンター使い方 等

グループや個人の自主学習のためのスペースです。図書館内の閲覧席とは異なり、活発なディスカッションやカンファレンスなど声を出して学習することができます。また図書館の書籍、雑誌、DVD等を持ち込み、ホワイトボード、大型テレビ、プロジェクタ、パソコン等の設備を活用して学習することができます。

教職員によるミニ研修会や講座を実施、その他卒業生や地域の専門職の方、高齢者や障害者等の近隣施設の職員や居住者の方々との交流も可能な場です。

聖隷クリストファー大学ラーニングコモンズ及びグループ学習室利用規則

1. この規則は、聖隷クリストファー大学（以下、「本学」という）のラーニングコモンズ及びグループ学習室（以下、「ラーニングコモンズ等」という）の利用に関し必要な事項を定める。
2. ラーニングコモンズ等の利用者は、聖隷クリストファー大学図書館利用規程に定める者（学生・大学院生、科目等履修生、研究生、卒業生、教職員、非常勤講師、聖隷グループの職員及び施設居住者、保健医療福祉の専門職者等）とする。
3. ラーニングコモンズ等は、以下の事項に利用する。
 - (1) 学生の自主学習（グループ及び個人）
 - (2) 学生のための学習支援
 - (3) 演習・実習、ゼミなど授業に直接関係する利用
 - (4) 教育・学習支援のためのプログラム（講習会、研修会その他の企画）
 - (5) 卒業生、保健医療福祉の専門職者等の学外者と本学学生・教職員との交流
 - (6) その他図書館運営会議が適当と認める利用
4. ラーニングコモンズ等の利用目的及び利用方法は、原則として次のとおりとする。
 - (1) ラーニングコモンズ
自由に利用できるが、行事等で利用を制限する場合がある。ただし本規則3.の（3）、及び（4）については予約制とする。
 - (2) グループ学習室
予約制を原則とし、予約のない時間帯は個人の自主学習にも利用することができる。
5. ラーニングコモンズ等の利用時間は、図書館開館時間に準じる。
6. ラーニングコモンズ等への図書及び雑誌の持ち込みは、貸出手続きをせずに行うことができる。ただし、図書館外持ち出しの場合は、貸出手続きを要する。
7. ラーニングコモンズ等内へは、個人所有のパソコンを持ち込み学習することができる（無線LAN設定あり）。
8. ラーニングコモンズ等内での飲食は原則として禁止するが、蓋つきの容器に入れた飲み物についてのみ、持ち込み及び飲むことは可とする。（食事は館外の学生ラウンジを使用すること）
9. ラーニングコモンズ等の利用にあたっては他の利用者に迷惑をかけないこと、また大声で会話する・騒ぐ、待ち合せをするなど学習以外の目的に利用しない。
10. ラーニングコモンズ等内では携帯電話等はマナーモードに設定し、音声により会話をする場合は図書館外で行う。
11. ラーニングコモンズ等の利用に関し本規則に違反した者は、図書館運営会議がその利用を制限する場合がある。ただし、図書館資料の汚損・破損及び無断持ち出しに関しては、本学図書館利用規程及びキャンパスルールの罰則を適用する。

2階フロア ▶

新着雑誌や雑誌のバックナンバーを配架しています。ブラウジングコーナーでは、ソファで新聞や雑誌等を閲覧することができます。閲覧席では、パソコンも利用可能です。

◎図書館で閲覧できる一般雑誌

- ・ AERA
- ・ an・an
- ・ English Journal
- ・ オレンジページ
- ・ 科学
- ・ 現代思想
- ・ 小説トリッパー
- ・ 信徒の友
- ・ ナショナルジオグラフィック（日本版）
- ・ Sports Graphic Number（ナンバー）
- ・ 日経サイエンス
- ・ 日経トレンディ
- ・ 日経パソコン
- ・ 百万人の福音
- ・ 文藝春秋

3階フロア ▶

国家試験の勉強など集中して自己学習するためのスペースで、「静かエリア」としてあります。学習のための会話やパソコンの利用は、2階閲覧席またはラーニングcommonsで行ってください。

パソコンの利用 ▶

①貸出パソコン

館内でパソコンの貸出をしています。カウンターで手続きをしてください。無線LANが利用できます。館内（ラーニングcommons・2階閲覧席）で利用してください。

②持ち込みパソコン

個人のパソコンを持ち込み、ラーニングcommons・2階フロアで利用してください。

図書の貸出 ・返却・予約 ▶

貸出方法

貸出を希望する図書と学生証を持って、カウンターで手続きをしてください。

貸出手続きをしていない図書を館外へ持ち出そうとすると、警告のアナウンスが流れ、出口がロックされますので注意してください。

館外貸出のできない資料

参考図書、雑誌、紀要、新聞、視聴覚資料

貸出期間の延長

予約者がいない場合には、カウンターやマイライブラリで1週間貸出を延長することができます。

貸出中の図書の予約

貸出中の図書の利用を希望する場合は、カウンターやマイライブラリで予約することができます。

新着図書フェア ▶

新しく購入した図書の紹介フェアです。1週間ラーニングcommonsに展示しています。貸出は、フェア中でもできます。

貸出冊数及び期間

利用者	冊 数	期 間
学部生、専攻科生、専門学校生、科目等履修生	5冊	2週間
大学院生、教職員、非常勤講師	10冊	
卒業生、聖隷グループの職員及び施設居住者、保健医療福祉の専門職者	2冊	

返却方法

カウンターまたは図書館入口の返却ポストへ返却してください。

返却当日に貸出を希望する方は、貸出冊数の制限がありますので返却ポストではなく、カウンターに返却してください。

注意点

- ・ 返却期限に遅れると、延滞期間と同じ期間、貸出を受けることができません。
- ・ 資料を紛失、汚損あるいは破損した場合は、相当の対価をもって弁償してもらうことがあります。
- ・ 所定の事項を遵守しない場合、図書館の利用を禁止することがあります。

図書館内の資料に限り、コピーカードでコピーできます。利用の際には、必ず「文献複写申込書」に必要事項を記入し、図書館スタッフに提出してからコピーを行ってください。

また、著作権保護のため、資料全体の半分以上のコピーや雑誌・紀要等の最新号の論文はコピーできませんので注意してください。

図書館に必要な資料がない場合には、他大学図書館からコピーの取り寄せや図書を借りることができます。「相互利用申込書」に必要事項を記入して申し込んでください。ただし、複写料・送料等は申込者負担となります。

また、資料を所蔵している図書館に閲覧のため直接行くことを希望する場合には、本学図書館長の「他図書館利用願」が必要となりますので、カウンターにおいて手続きしてください。利用の際には、「他図書館利用願」と学生証を持参してください。

保健医療福祉・教育の専門分野を中心に多くのDVDやビデオを館内のみで視聴できます。ヘッドホンをカウンターで受け取り、3階のAVコーナーで視聴してください。

種 類	場 所
新着図書、新着雑誌、紀要、製本雑誌、新聞など	2階
図書（看護・社会福祉・医学・関連分野）、参考図書、視聴覚資料など	3階

◀ 館内資料の
コピー

◀ 図書館に資料
がないときは

◀ 視聴覚資料

◀ どんな資料が
どこにあるか

購入希望図書▶

図書館で購入してほしい図書をリクエストできます。『学生の希望図書「リクエスト用紙」』に必要事項を記入して、リクエストBOXに入れてください（2階ブラウジングコーナー、3階新聞架に設置してあります）。図書館運営会議で購入の可否を検討し、その結果は、Gmailまたは図書館の掲示板でお知らせします。（マイライブラリでリクエスト可能）

図書館所蔵の資料を探したいとき▶

- ①図書館ホームページの検索窓へ検索条件を入力し、検索する。
- ②所在と請求記号を確認する。配架場所は「所在」をクリックすると地図が表示されおおよその位置がわかるので確かめ、該当の請求記号ラベルが貼ってある資料を探す。

図書、視聴覚資料は、請求記号順に、和雑誌は雑誌名の50音順、洋雑誌はアルファベット順に並んでいます。

文献（論文）を探したいとき▶

- ①図書館ホームページの「調べる・探す」をクリックし、「データベース」の中から、目的に合ったデータベースを選ぶ。
- ②キーワード、著者名等で検索する。

論文の所在情報（どの雑誌に掲載されているか）や論文要旨を調べることが可能です。中には全文データにリンクできるものもあります。

検索方法やデータベースについて分からないことがあるときは、図書館スタッフにいつでも声をかけてください。

本学図書館で利用できるデータベース

医中誌Web（学内）	医学および関連分野（国内）
最新看護索引Web（学内）	看護（国内）
CiNii（サイニイ）	全分野（国内）
PubMed（パブメド）	医学領域の論文（英文）
CINAHL（シナール）（学内）	看護学および関連健康医学全分野（英文）
The Cochrane Library（コクランライブラリ）（学内）	質の高い臨床試験論文（英文）
AgeLine（エイジライン）（学内）	老年学および関連分野（英文）
Social Work Abstracts（ソーシャルワークアブストラクツ）（学内）	社会福祉分野（英文）

電子ジャーナル▶

図書館ホームページの「調べる・探す」をクリックし、「電子ジャーナル」にある、メディカルオンライン（国内医学雑誌の全文データ）やJournal Web（契約している洋雑誌の電子ジャーナル）、Ovid Nursing Full Text、日本看護科学会誌などが利用できます。

聖隷クリストファー大学 学術情報リポジトリ▶

図書館のホームページの「本学学術情報リポジトリ」をクリックします。本学が発行している各学部の紀要・ジャーナルと博士論文、本学教員の学術論文等が公開されています。

図書館ホームページの「調べる・探す」をクリックし、「新聞記事」の「聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞）」を検索します。

収録内容：1985年以降の朝日新聞、1879年～1999年の朝日新聞縮刷版、AERA、週刊朝日、知恵蔵

図書館の個人ポータルサイトです。図書館のホームページや蔵書検索の画面からログインできます。ID、パスワードの初期設定は、学生証のバーコードナンバーです。

学習・研究の役に立つ下記の機能がありますので利用してください。



マイライブラリの機能

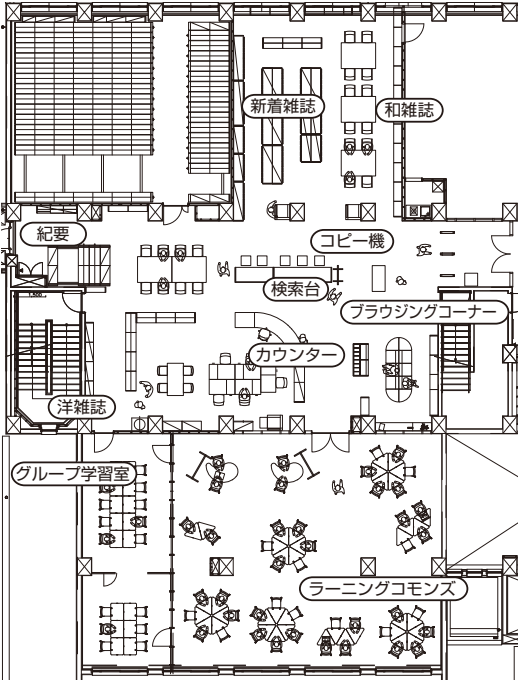
お知らせ	図書館からのお知らせを表示します。
新着情報	登録したキーワードに関する新着情報を提供します。課題、研究テーマに関するキーワードを登録しておくとも新着情報を随時お知らせします。
借用中の資料	現在借りている図書の確認ができます。
図書の貸出延長	借用中の資料をクリックすると、現在借りている図書の貸出延長ができます。予約がない場合に限り、1週間の貸出延長ができ、貸出期間は延長した日から1週間となります。
図書の予約	貸出中の図書の予約ができます。蔵書検索OPACで予約する図書を検索して予約してください。
入手待ちの資料	予約した図書についての状況をお知らせします。
新規申し込み	図書館に所蔵を希望する図書のリクエストができます。
ブックマーク	蔵書検索結果をブックマークに保存できます。
履歴	過去に図書館から借りた図書を年度ごとに表示します。
パスワードの設定変更	パスワードの変更ができます。
メールアドレスの設定	メールアドレスの設定ができます。

分類表

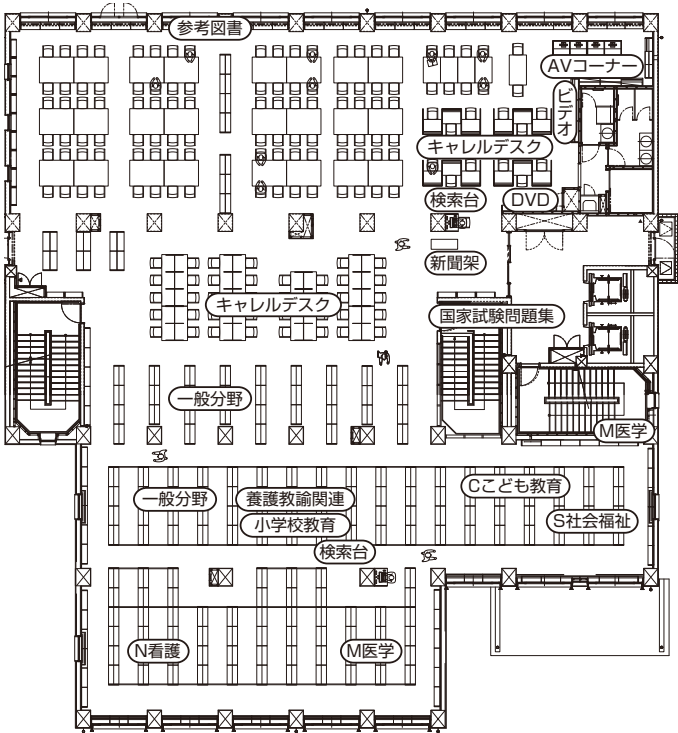
000	総記	400	自然科学	900	文学
100	哲学	500	技術、工学	C	幼児教育・保育
160	宗教	590	家政学、生活科学	S	社会福祉
200	歴史	600	産業	M	医学
290	地理、地誌、紀行	700	芸術、美術	N	看護学
300	社会科学	780	スポーツ、体育		
370	教育	800	言語		

館内図

2 F



3 F



I. 学生生活を始めるにあたって

個人情報及び肖像権の取り扱いについて

個人情報利用目的について

本学では、教育活動を行うために必要な場合に限り、皆さんからの届け出に基づきそれぞれの目的で個人情報を保有し、利用します。

1) 学生個人情報の利用目的

- | | | |
|----------|-----------|---------------------------|
| ①学籍管理 | ④健康管理 | ⑦各種証明書の発行 |
| ②修学支援・指導 | ⑤就職支援 | ⑧図書・施設貸出管理 |
| ③学生生活支援 | ⑥授業料等納付管理 | ⑨その他、本人への各種通知・連絡・掲示・案内 など |

2) 保護者（保証人）個人情報の利用目的

- | | | |
|-------|-----------|--------------------------|
| ①修学支援 | ②授業料等納付管理 | ③その他、保護者（保証人）への諸連絡・案内 など |
|-------|-----------|--------------------------|

第三者に提供する個人情報

本学は、法令および「聖隷学園 個人情報の保護に関する規程」に基づき、次の事項は第三者に情報を提供します。

- ①法令に基づく場合
- ②個人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ③健康診断、コンピュータシステム管理などの他、必要に応じて業務の全部または一部を外部業者に委託する場合
- ④その他、修学上、学長が必要と認めた場合

次の事項は原則として第三者に情報提供をしますが、情報の提供を希望しない場合は、春 semester の履修登録最終日までに学生サービスセンターまで申し出てください。特に申し出がない場合は、同意を得たものとして取り扱います。

- ①本学の同窓会および後援会が行う各種行事の案内や刊行物の送付
- ②出身高等学校への修学状況および進路状況等に関する情報提供

肖像権の取扱いについて

本学では、学外に対する広報の充実に努めており、大学ホームページ、各学部・学科の案内冊子、大学報等の広報物を作成して配布・送付等を行っています。これらの広報物には、授業、大学生生活、行事、サークル活動等の本学学生の活動風景を写真や動画等の画像で紹介する場合があります。この際の肖像及び個人情報の使用については、本学の広報に関するこのみに使用し、使用にあたっては広報物作成の段階で掲載内容について学生さん本人に確認し、了承を得ます。

大学が肖像及びそれに伴う個人情報を使用することを承知しない場合は、春 semester の履修登録最終日までに学生サービスセンターまで申し出てください。特に申し出がない場合は、同意を得たものとして取り扱います。

保護者への成績表の開示・送付について

ほとんどの学生の皆さんの学費を負担しているのは保護者の方です。学費の負担者に対し学修状況を報告することは大学としての義務のひとつであるとの考えから以下の対応をします。

年1回、春・秋 semester の成績について、翌年度当初の在学生ガイダンスで学生に成績表を配布した後、保護者（連帯保証人①）宛てに郵送します。ただし、入学前（入学ガイド発送時）の希望調査に対して、本人と保護者双方が成績開示・郵送を希望しない旨の申出書を提出した場合は送付しません。

保護者への成績開示・郵送を希望しない方は、保護者と本人連名の申出書（用紙は教務事務センターにあります）を提出してください。

学生への連絡の際に必要な個人情報

本学では、学生の皆さんへの連絡は、掲示、Gmailおよび電話により行います。

この際の掲示には、皆さんの学籍番号、連絡先のほか、氏名、担当部署、教員名等を記載することがあります。

個人情報や肖像権の取り扱いに関する質問や相談について

本学の個人情報に関する取り扱いや連絡方法について質問や相談等がある場合は、学生サービスセンターに申し出てください。

特に申し出がない場合は、上記の方針で個人情報を取り扱います。

学籍と学生証

学籍とは、本学の学生としての身分を有することです。

学籍は入学によって生じ、これを証明するものとして学生証を交付します。

学生証に記されている番号があなたの学籍番号です。

この番号は在籍中のみならず、卒業・修了後も本学への連絡時には必要となりますので、正確に覚えましょう。

学籍番号（6桁）は次のように付番されています。

学籍番号の構成は以下の通りです。

学籍番号	学籍番号	学籍番号
〇〇	〇〇	〇〇
入学年度	学部・学科等	個人番号01～
(西暦下2桁)		(学部記号1文字の場合、001～)

N : 看護学部看護学科	MN : 大学院看護学研究科博士前期課程
SW : 社会福祉学部社会福祉学科	DN : 大学院看護学研究科博士後期課程
SS : 社会福祉学部介護福祉学科	MS : 大学院社会福祉学研究科博士前期課程
SC : 社会福祉学部こども教育福祉学科	DS : 大学院社会福祉学研究科博士後期課程
RP : リハビリテーション学部理学療法学科	MR : 大学院リハビリテーション科学研究科博士前期課程
RO : リハビリテーション学部作業療法学科	DR : 大学院リハビリテーション科学研究科博士後期課程
RS : リハビリテーション学部言語聴覚学科	CC : 専門学校
M : 助産学専攻科	

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。

有効期間は修業年限です。修業年限を超過した場合は1年毎に発行します。

常に携帯し、本学教職員その他関係機関の要求がある時は、これを提示してください。

- ・ 他人に貸与、または譲渡することはできません。
- ・ 退学等によって有効期間内に学籍を喪失した場合は、直ちに学生サービスセンターに返却してください。
- ・ 紛失、あるいは記載事項に変更があった場合は、直ちに学生サービスセンターに届け出てください。
- ・ 紛失した場合は遺失物届を提出し、発見されなかった場合は、学生証再発行の手続きをしてください。（再発行手数料500円）

名札は、実習の際に所属を明らかにするものです。

名札の紛失、破損時は学生サービスセンターに申し出てください。（再発行手数料100円）

学費の納入について

本学に入学して得た学籍を継続するには、各期毎の定める期日までに学費を納入することが必要です。

原則として毎年2月に1年分の納入用紙が保証人あてに送られます。納入期限までに保証人の方に確認をしてください。諸事情により保証人以外の送付先を希望される方は学生サービスセンターにご相談ください。

特別の事情により期日までに学費を納付できないときは、分納や納入期限の延長を申請することができます。申請については、納入期限の遅くとも1ヵ月前までに大学総務部に相談してください。

- ◇ 何ら連絡なく学費の未納の状況が続く場合は、本学学則及び学費納付規程の定めるところにより対処されますので必ず連絡してください。

学籍

学籍番号

学生証

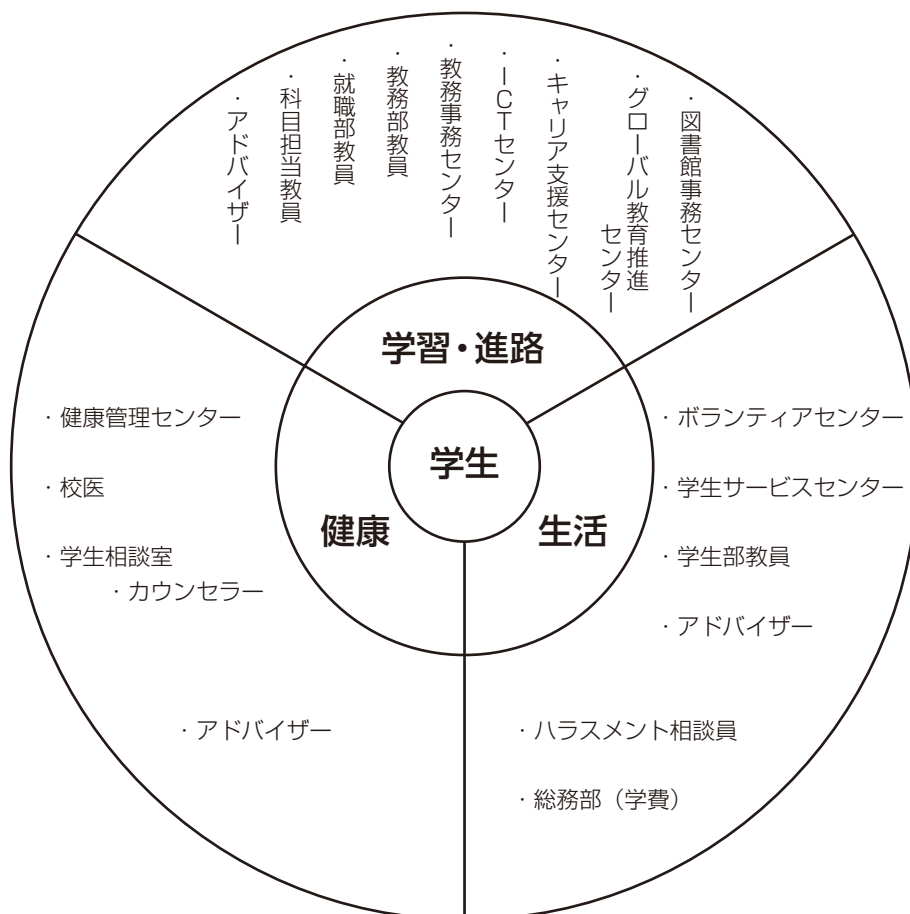
名札

学費の納入期限

こんなとき、困ったときの相談はここへ

窓口と取り扱い 内容一覧

学生生活では、誰しも多かれ少なかれ、学習上の問題、経済的問題、対人関係の悩み、将来に対する不安など、さまざまな問題が生じることがあると思います。そのようなとき、必要な情報を提供したり、あなたと共に考え、あなた自身の問題解決の援助をするために窓口が用意されています。



詳細は「Ⅲ. 学生生活サポート」を参照してください。

事 項	内 容
ア ド バ イ ザ ー シ ス テ ム	皆さんの様々な相談に答えるアドバイザー教員を、学生ひとりひとりに配置しています。 科目の履修方法の相談をはじめ、学習上のこと、将来のこと、その他個人的な問題などについて気軽に相談してください。
健康に関すること	ケガをした時、気分が悪い時、心身の健康のことで相談したい時は、健康管理センターを利用してください。
カウンセリング	学生相談室を開設しています。カウンセリングを受けたい方は学生相談室に申し出るか、アドバイザーや健康管理センター職員を通じて利用してください。
キ リ ス ト 教 に 関 す る こ と	キリスト教センターでは、自分の生き方について迷っている方の相談に乗り、また、キリスト教に関わること全般について、相談を受け、情報提供をしています。

	主に扱う事項	担当	場所	開室時間
教務関係 (学習に関すること)	授業、履修、実習 試験、成績、FD (授業評価等) 国家試験手続き (願書、受験手続き) その他学習に関すること全般	教務事務センター TEL 053-439-1433 cl-office@seirei.ac.jp	1号館 1階 スチュー デント プラザ	平日: 9:00～ 18:30 土 : 9:00～ 17:00
学生生活	学籍異動 (休学・復学等) に関する こと 学割・各種証明書の発行 奨学金、アルバイト、経済的な問題 施設使用、課外活動 (クラブ・ サークル、ボランティアなど) 通学、交通事故、傷害・賠償保険 下宿・アパート、防犯及び各種 トラブル 障がいのある学生からの相談 その他学生生活に関すること全般	学生サービスセンター TEL 053-436-1125 service@seirei.ac.jp ボランティアセンター vol-center@seirei.ac.jp 水・木 11:00～ 18:00		
進路 (就職・進学)	就職・進学に関する相談、模擬 面接、履歴書添削 (卒業生を含む)、 就職支援プログラム、病院・施設等 の採用情報に関すること 国家試験対策講座・模擬試験に 関すること 同窓会に関すること	キャリア支援センター TEL 053-436-7233 career@seirei.ac.jp		
国際化 ・国際交流	海外研修・実習、海外留学、海外ボ ランティア、海外渡航手続きその他 海外での活動に関する支援全般 海外の協定締結校との国際交流推進 外国人のホームステイ等の紹介	グローバル教育推進センター TEL 053-439-3263 intl-office@seirei.ac.jp		
コンピュータ ・情報化	コンピュータ・ソフトウェアに関 する情報の提供と質問への対応 コンピュータ教室・演習室その他 学内のパソコンのトラブル対応 情報関係オリエンテーション・ 講習会の実施 ノートパソコンの貸し出し Wi-Fi接続登録	ICTセンター TEL 053-439-3263 support@seirei.ac.jp		
学費ほか	授業料の延納・分納相談 大学の施設・設備に関すること 障がいのある学生からの相談	総務部 TEL 053-439-1400 somu-office@seirei.ac.jp	1号館 1階	平日: 9:00～ 17:30 土 : 9:00～ 17:00
入試について	入試や受験生向けの広報に関する こと (家族や知人で入学希望者がいる、 パンフレットや募集要項希望など)	入試・広報センター TEL 053-439-1401 cl-entrance@seirei.ac.jp		平日: 9:00～ 17:30

※長期休業期間は、平日・土 9:00～17:00

必要な願い出や届け出はここへ

手続きと提出先一覧

教務事務センター

学校生活を規律と秩序あるものにするとともに、学内諸活動を円滑に遂行し健全なものとするため、本学では次のような諸手続きが必要です。

届け出や願い出の種類により申込み先や提出先が異なりますので、以下の一覧を確認してから提出してください。

教務事務センター

	こんな場合は	種 類
授	病気その他の事由により、授業を1週間以上欠席する（した）場合	欠席届 （事故欠の場合は理由書添付） 欠席する場合は、授業の担当教員に事前（または事後）に連絡することが望まれます
	忌引などで欠席する	公欠願 忌引及び特別に教授会が適当と認めた場合忌引日数は次の通りです 1 親等（父母・子・妻）の血族及び配偶者 …5日間以内 2 親等（祖父母・兄弟等）の血族及び1親等の姻族 …3日間以内 欠席する場合は、授業の担当教員に事前（または事後）に連絡することが望まれます 就職活動では公欠願は提出できません
	科目を履修し、単位を取得したい	履修届※実際の手続きはWEB上で行います
	履修登録をした授業科目を変更したい	履修登録変更届
	履修登録をした授業科目の履修を中止したい	履修中止申請書
	単位取得にかかわらず聴講したい	聴講願（学内）
	他の大学（短期大学、専修学校専門課程を含む）における既修得単位及び大学以外の教育施設における学修を本学において修得したものと単位認定を受けたい	単位認定願
	病気その他やむを得ない理由で試験を受けなかった	追試験受験願
	学校感染症と診断された場合（インフルエンザを除く） （学校保健安全法施行規則第8条の規定により） ※詳しくは、健康管理センターのホームページ『学生に対する学校感染症等の予防対策実施要領』で確認してください	治癒証明書（治癒後登校する際、教務事務センターに提出） 学校感染症に感染した疑いがある学生は、通学を見合わせ速やかに医師の診察を受けてください 学校感染症と診断された場合、教務事務センターまたは健康管理センターに電話で連絡してください
	インフルエンザと診断された場合 詳しくは、健康管理センターのホームページ「インフルエンザに罹患した場合の対応について」で確認してください	インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書（出席停止期間終了後、登校する際に教務事務センターに提出する） インフルエンザと診断された場合は「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書」を病院で記入してもらい、登校せずすみやかに電話で大学（健康管理センター）に連絡する。
業	追試験受験願が認められた	追試験受験届（手数料1,000円）
	試験に不合格となり、再試験を受けたい	再試験受験願（手数料1,000円）
	学生証を忘れたが試験を受けたいので、当日のみ有効の仮学生証がほしい	証明書発行申込書兼発行簿（手数料300円）
	災害ボランティアに参加したい ※学校が指定する災害に限る	災害ボランティア活動願（活動10日前） 参加証明等（活動後）

大学総務部

大学総務部

	こんな場合は	種 類
学費納入	特別な事情により授業料を期限内に全額納入できない	授業料の延納・分納願

学生サービスセンター

	こんな場合は	種 類
修 学	休学する	休学願（病気の場合は医師の診断書添付）
	復学する	復学願
	退学する	退学願
個 人 情 報	学生の現在の住所、電話番号を登録・変更	学籍情報変更届
	保証人の住所などに変更があった 保証人を変更したい	
	本籍地（都道府県）や姓名に変更があった	
	通称名を使用したい	通称名使用願
	学生証を紛失した	学生証再発行願（再発行料500円）
	実習用名札を紛失した	実習用名札再発行願（再発行料100円）
生 活	アルバイトをしている	アルバイト届（web入力）
	海外旅行に行く	海外旅行届（web入力）
	学内で物を拾った	拾得物届
	学内で物品をなくした	遺失物届（web入力）
	学内で物が盗まれた	盗難届
通 学	自転車で通学したい	自転車通学届（有料）
	自動車やバイクなどで通学したい	自動車・自動二輪車・原動機付自転車通学願書 連帯保証人同意書
	聖隷学園の駐車場・駐輪場を利用したい	聖隷学園駐車場・駐輪場利用許可願（有料）
	駐車カードを紛失した	駐車カード再発行願書 （再発行カード代1,000円）
	実習施設へ大学へ申請していない自動車など で通いたい	実習時等通学方法変更届
	実習施設へ電車・バスの学割定期で通いたい	実習用通学定期購入証明書（Web入力）
	事故を起こした／事故に遭った	事故届（Web入力）、車輛事故に関する報告
課 外 活 動	団体を設立したい	団体設立願
	学内で集会を開きたい	集会届
	合宿をしたい	合宿届
	集会、課外活動の指導等に学外から人を招き たい	招聘許可願
	学内で印刷物を掲示、配布したい	印刷物の発行・配布回覧等の承認願
施 設 備 品	課外活動で学内の施設を使用したい	施設使用願
	学内の器具を使用したい	器具使用願
	学内の施設、備品を破損した	施設・備品破損届

※①学外の団体に加盟したい、②学外の大会や集会等に参加したい、などについては学生サービスセンターに連絡をしてください。

証明書の申し込みと発行は学生サービスセンターへ

証明書の種類と申込方法

証明書は学生サービスセンターで発行します。

種 類	自動発行機	サイト申込	窓口・郵送	手数料
在学証明書	○	○	○	300円
卒業（修了）見込証明書	○	○	○	300円
成績証明書	○	○	○	300円
健康診断証明書	○	○	○	300円
学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）	○	○	○	無 料
資格取得見込証明書		○	○	300円
通学証明書		○	○	無 料
卒業（修了）証明書			○	300円
英文卒業（修了）証明書			○	1,000円
英文成績証明書			○	1,000円
単位修得証明書			○	300円
推薦書			○	500円
調査書			○	500円
人物に関する調書			○	500円
学生証（再発行）			○	500円
駐車カード（再発行）			○	1,000円
実習用名札（再発行）			○	100円
その他証明書			○	原則300円
英文その他証明書			○	1,000円
※仮学生証（教務事務センターで発行）			○	300円

- ・ 調査書・推薦書や英文証明書については、1週間ほどの余裕をもって申し込んでください。
- ・ 調査書・推薦書の場合は、提出先募集要項のコピー（提出書類の内容や期限等を記した部分）及び、所定の様式がある場合はその書式を併せて提出してください。

証明書の種類によって、証明書自動発行機（スチューデントプラザ）により学生自身で購入、サイトによる申込（下のQRコードのサイトから携帯電話或いはパソコンで）、または窓口での申込となります。

※証明書自動発行機で発行できる証明書は、実習等で登校できない場合に限り、サイトで受付郵送対応します。その旨メールしてください。

なお、証明書の詳細や受け取り時間等不明な点は、学生サービスセンターへ問い合わせてください。



受け取り時間

窓口対応の証明書は事務取り扱い時間内に受け付け、学生サービスセンターで受け取れます。（長期休業中については、掲示でお知らせします。）

申込窓口	申 込	受け取り可能日時（営業日）
学生サービスセンター	13：00まで	当日 16：00以降
	13：00以降	翌日 正午以降

※急ぐ場合は、直接学生サービスセンターに相談してください。

証明書自動発行機での発行、サイトでの申込みができない証明書の申込方法

学生サービスセンター窓口で申込む方法と、窓口以外で申込む方法があります。

学生サービスセンター窓口
①申込書に必要事項を記入→②手数料分の証紙を貼付→③窓口へ提出 ↓ ④発行窓口で証明書を受領（学生証の提示）

窓口以外で申込む場合（メール・FAX）
①必要事項を学生サービスセンターメールアドレスにメール（又はFAX）で知らせる。 →②発行窓口で証明書を受取る時、申込書に手数料分の証紙を貼付（学生証の提示） E-mail. service@seirei.ac.jp FAX. 053-437-6782

学割は下記の目的でＪＲ（バスを含みます）等を利用して片道１００kmを超える旅行をする場合に使用でき、普通乗車運賃のみが割引になります。

◆ 留意事項

- ① １人につき、１年間に１０枚まで利用できます（４月～翌年３月まで）。計画的に利用しましょう。
- ② やむを得ない理由で１１枚以上必要な場合は、「学割特別交付願」を提出し、認められた場合に利用することができます。
- ③ 申込み、受取りは学割使用本人が行います。
- ④ 学割証は本人に限り使用できます。他人へ譲渡する等、不正使用はできません。
- ⑤ 学割を利用して乗車（乗船）する際には、必ず学生証を携帯しましょう。

ＪＲ浜松駅から１００Kmを超える駅
 ＪＲ上り：蒲原駅（静岡県）以東
 ＪＲ下り：熱田駅（愛知県）以西
 飯田線 相月駅（静岡県）以北

学割は次の目的の場合に使用できます。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習などの正課教育
- ③ 本学が認めた正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 本学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

不明な点は学生サービスセンターへ問い合わせてください。

- ◇ 大学院生の学割は、スチューデントプラザ開室時間内に自動発行機で発行できない場合は、メールにて学生サービスセンターに申し込んでください。
 受け取り方法についてはメールにて対応させていただきます。

情報は自分から集めよう

E-mail ▶

みなさんへの連絡には、掲示、E-mail、Webサイトを使用します。これらは、毎日、機会あるごとに見る習慣をつけ、自分の責任で情報を取得しましょう。学生のみなさんが利用できるE-mailは、学籍番号@g.seirei.ac.jpがメールアドレスとなっているGmailです。先生方、事務部から学生のみなさんへの連絡及び緊急連絡時には、このGmailを使用します。各設定方法については、ICTセンターで説明を行います。

Gmailアプリについて ▶

「Gmail」にはスマートフォン用のアプリがあります。Gmailアプリをスマートフォンにインストール、設定することによりスマートフォンでGmailが利用できます。

A. Android端末の場合のインストール設定手順

- ①「Playストア」からGmailアプリをダウンロードします。
- ②インストールしたGmailアプリをタップして起動します。
- ③追加するアカウントの種類は「Google」を選択します。
- ④「メールアドレス」「パスワード」には大学Gmailのメールアドレス（例：20n999@g.seirei.ac.jp）とそのパスワードを入力します。

※すでにスマートフォンにGmailアプリがインストールされている場合はアカウントの追加を行います。

- ①Gmailアプリを起動します。
- ②左上メニューアイコンをタップします。
- ③ユーザー名の右にある下矢印をタップします。
- ④「アカウントの追加」を指定し、追加するアカウントの種類は「Google」を選択します。
- ⑤「アカウントの追加」では大学Gmailのメールアドレス（例：20n999@g.seirei.ac.jp）とそのパスワードを入力します。

B. iPhoneの場合のインストール設定手順

- ①「App Store」からGmailアプリをダウンロードします。
- ②インストールしたGmailアプリをタップして起動します。
- ③追加するアカウントの種類は「Google」を選択します。
- ④「メールアドレス」「パスワード」には大学Gmailのメールアドレス（例：20n999@g.seirei.ac.jp）とそのパスワードを入力します。
- ⑤「プッシュ通知」をオンにすることでリアルタイム受信が可能になります。

C. 携帯電話（フィーチャーフォン）の場合

- ①パソコンでGmailにログインし、携帯電話E-mailアドレスへの転送設定ができます。
- ※ICTセンターホームページ>「スマートフォン／携帯電話でのGmail利用設定方法」に詳しい説明があります。

みなさんの学生生活を支援するWeb サイトがあります。
Webサイトについての概要



在学生向けWebサイト「在学生の方」

<http://www.seirei.ac.jp/category6/index.php>

学習に関すること • 学年暦 • シラバス • 時間割 • 試験および成績について • 履修登録について • 指定図書定価表・販売スケジュール • WEB掲示板 • 暴風警報発令時の授業・実習の休講 • 学修支援サイト • 学生による授業評価 • WebClass 就職に関すること • 求人情報 • 就職活動に関する各種届出書類 各種手続き・証明書 • 各種証明書発行依頼 • 各種届出・願い • 病気等で1週間以上欠席する、 忌引きで授業を欠席する 他 相談窓口 • 大学での学習に関すること • こちら学生相談室です！ • 就職に関すること • 海外研修に関すること • コンピュータに関すること • キリスト教に関すること • ハラスメントに関すること • 健康・ストレス・悩みに関すること Gmailログイン	学生生活に関すること • 大学施設案内 • 大学施設・設備の利用時間とルール • こんなとき困ったときの相談はここへ • 奨学金の種類と募集 • 下宿・アパート生活 • 健康管理 • カウンセリング • アドバイザーオフィスアワー • 緊急時の連絡先 • 火災・地震等 災害対策マニュアル • 禁煙宣言 • 学友会・サークル・同好会 • ボランティアとボランティア推進室 • キャンパスライフ • ソーシャルメディア利用上の注意 センター • 教務事務センター • キャリア支援センター • ICTセンター • 健康管理センター • 学生サービスセンター • グローバル教育推進センター • キリスト教センター • 学生相談室 学内施設の使用状況 • 教室の使用状況 • 学内施設の使用状況 • コンピュータ教室の使用状況 • スポーツ施設の使用状況 • 演習室の使用状況 よくある質問
--	--

※学外からのアクセスの際、パスワードは学内パソコンログインと同じです。

日々の最新のお知らせは、
フェイスブック「聖隷クリストファー大学 学生Page」で確認してください。
<https://www.facebook.com/seirei.christopher.university.studentpage>



履修登録、シラバス照会はWebサイトから行います。

- ・履修登録…授業の履修登録を春semester・秋semesterの開始時に行います。
- ・シラバス照会…授業のシラバスを検索できます。

学生のみなさんが大学キャンパス内外から適時に確認ができるように、履修登録者へE-mail及びWeb上の掲示板で「休講情報」を配信しています。スマートフォンにGmailアプリの設定をしているとスマートフォンで確認することができます。

通学方法と駐車場利用に必要な手続き

通学について▶

通学は、原則として徒歩又は自転車、スクールバス、公共の交通機関を利用することになっています。
しかし、「大学・専門学校の学生のための自動車、自動二輪車、原動機付自転車ならびに自転車通学許可運用内規」（学生サービスセンターHP参照）に基づいて申請し、許可されれば、自動車・自動二輪車・原動機付自転車でも通学することができます。

JR線、バス等公共交通機関▶

遠州鉄道バス・電車

- ・ナイスパス定期券：学生証を提示すると、割安なナイスパスカード・ナイスパス定期券を購入できます。
(ICカード) ※乗車バス内で追加入金、紛失時の使用停止も可能。カードの詳細は取扱い窓口まで
- ・ナイスパスカード：遠鉄バス・電車の支払いをICカード（非接触型カード）で済ませることができます。

(取扱い窓口)：浜松駅前バスターミナル乗車券センター (TEL 053-455-2255)
遠鉄バス各営業所等

天竜浜名湖鉄道 ・有人駅で学生証を提示すると定期券を購入できます。

JR線、静岡鉄道、名古屋鉄道、豊橋鉄道

通学証明書を学生サービスセンターHPか右のサイトから申し込んでください。



上記以外の私鉄を利用する場合は、当該交通機関の書式を学生サービスセンターに持参してください。

定期券購入の際、学生証の提示を求められる場合がありますので、必ず持参しましょう。
路線バスでは、時間帯によっては本学生が大半を占めることもあります。他の乗客に迷惑がかからないよう、マナーを守って乗車してください。

自転車▶

自転車通学は、1回登録すれば卒業まで手続きは不要です。

自転車通学届、登録料（500円×登録年～卒業年までの年数分）

ステッカーが交付されますので、自転車後部の泥よけに貼ってください。自転車専用駐輪場を利用して下さい。

盗難予防のために

毎年、自転車の盗難が発生しています。盗難にあうのは、ほとんどが施錠していない自転車です。必ず二重ロックにしてください。自転車についているカギ以外に、チェーン式のキーなどを使用し盗難を予防しましょう。

バイク▶ (原付自転車・自動二輪車)

バイク通学は、初年度登録後、毎年交通安全講習会に出席し、その時に更新手続きをする必要があります。

1. 申請の条件

- ・車輛の所有者が本人又は家族である。
- ・定められた下記条件の任意保険に加入している。
対人賠償：無制限 対物賠償：300万円以上 搭乗者傷害または人身傷害（原付除く）
- ・保証人の同意があること
- ・交通安全に関する講習を受講していること（新入学生にはオリエンテーションで実施）

2. 自動二輪車・原付自転車通学願書・連帯保証人同意書と必要書類（①、②）を提出 ①免許証 ②任意保険証のコピー

3. 上記 2. と同時に駐輪場の使用許可に関する書類の提出 聖隷学園駐輪場使用許可願書

4. 交通安全に関する講習を受講（新入学生にはオリエンテーションで実施）

5. 許可後、登録料（500円×登録年～卒業年までの年数分）を納入しステッカーの交付を受け後部泥除けに貼付してください。バイク専用駐輪場を利用して下さい。

スクールバスについて

スクールバスの利用者をセメスター毎に募集します。スクールバスは浜松駅と大学のルートで、行き4便、帰り3便で運行します。時刻表や運行ルートなどは大学のホームページで確認してください。

自動車通学について

毎年交通安全講習会に出席し手続きを行う必要があります。

1. 申請の条件

- ・ 車輛の所有者が本人又は家族である。
- ・ 定められた下記条件の任意保険に加入している。
対人賠償：無制限 対物賠償：300万円以上 搭乗者傷害または人身傷害：1,000万円以上
- ・ 保証人の同意があること
- ・ 交通安全に関する講習を受講していること（新入学生にはオリエンテーションで実施）

2. 自動車通学願書・連帯保証人同意書と必要書類（①、②）を提出

①免許証 ②任意保険証 各々のコピー

3. 上記 2. と同時に駐車場の使用許可に関する書類の提出

聖隷学園駐車場の使用……………聖隷学園駐車場使用許可願書

学園以外の駐車場を使用する場合……………契約書等の写し

※申請時に駐車場が確保されない場合、通学は許可されません。

※本学の駐車場を使用する場合、「大学・専門学校の学生のための駐車場及び駐輪場利用運用内規」（学生サービスセンターHP参照）に基づいて申請してください。

4. 許可後、聖隷学園駐車場を利用する場合は、登録料（500円×登録年～卒業年までの年数分）と駐車料金を納入。

ステッカーと駐車カードを受領、ステッカーはリアウィンドウ右下に貼付

※駐車カードの管理が悪く、変形や磁気不良により使用できなくなった場合は、再交付します。（再交付料1,000円）

利用料金には、登録料・駐車場及び駐輪場の使用料の2種類があります。

使用料表（入学時に駐車場・駐輪場利用申請をした場合）

内 訳	自動車	バイク (自動二輪車・原動機付自転車)	自転車
登録料	2,000円（4年分） ※在学年数分一括納入		
使用料 (学部生・ 助産学専攻科)	1年次 18,000円（年額） 2年次 18,000円（年額） 3年次 18,000円（年額） 4年次 18,000円（年額）	駐輪場使用料は、登録料に含まれています。	駐輪場使用料は、登録料に含まれています。
使用料 (大学院生)	前期課程 18,000円 後期課程 27,000円 ※在学年数分一括納入		

※個人的に学外の駐車場を契約し、自動車通学をする場合、登録料および使用料を納入する必要はありませんが、上記1の申請条件を満たし、2～3の手続きを行う必要があります。

登録料について▶

- ①登録料は、自転車からバイク、バイクから自動車など通学方法を変更した場合、充当することができますので、一度納入すれば、新たに納入する必要はありません。
- ②在学生の登録料は、登録年度から卒業までの期間の分を納入することになります。
(2年次生—1500円、3年次生—1000円、4年次生—500円)
- ③登録料には、事務手数料のほか、自転車・バイクの駐輪場使用料金と許可シール代(1枚分)、自動車の駐車カード代(1枚分)と許可シール代(1枚分)が含まれています。
- ④大学院生は就学年限(2年または3年)分をまとめて納入します。

駐車場について▶

- ①学生の駐車場は第1・第2・第3・第4・第5駐車場のみです。第6・来客用・指定駐車場・学生・同窓会館棟北側(遠州栄光教会との間)の駐車場は使用できません。
※第1～5駐車場が満車の場合は、学生サービスセンターに電話をしてください。
(053-436-1125) 緊急時の駐車場所を指示します。
- ②5号館南側広場は、17時以降は大学院の夜間駐車場です。(指定車のみ)
- ③やむを得ない事情、あるいは緊急で自動車で登校した、登録車輛以外で登校する場合は、学生サービスセンターに連絡してください。
- ④朝は駐車場付近が特に混雑します。通学ルールを守り時間に余裕を持って登校してください。

実習施設への通学▶

学外実習時の自動車・自動二輪車・原付自転車の使用

実習施設へは公共の交通機関を利用してください。

- ・実習施設へ大学の通学方法と違う手段で、自動車・自動二輪車・原付自転車を使用する場合は、事前に所定の手続きをしてください。
- ・本学周辺の聖隷グループ諸施設等へ行く場合、通学の手続きをしてある手段を使い、自動車・自転車・バイクは本学の駐車場を利用しましょう。病院・施設の駐車場へは絶対に駐車しないでください。施設等で許可された場合は、指示に従ってください。
- ・本学周辺以外の実習施設に行く場合、各施設により駐車場・駐輪場の状況が異なります。担当教員から説明を受けた後、使用手続きをしてください。
- ・助産学専攻科の聖隷三方原病院での実習時の駐車場は、所定の場所が決まっています。教員の指示に従ってください。

学外実習時に公共交通機関の定期券を使用

- ・遠州鉄道、天竜浜名湖鉄道(学生証提示により定期券購入可能)以外は鉄道会社への申請手続きが必要なため、実習開始日の4週間前に学生サービスセンターにて手続きをしてください。

車輛通学の留意事項▶

車輛通学(自動車・原付・バイク・自転車)をする場合は許可を得ていないと、通学途上の事故でケガをした際、全員が加入している学生教育研究災害傷害保険が適応されません。必ず申請してください。(参照P77災害傷害保険、賠償責任保険)

万一事故にあったり、起こしてしまったら、学生サービスセンターに連絡してください。必ず警察へ連絡してください。また、身体の不調を感じたら、後日でも受診するようにしてください。

安全な運転に支障を及ぼす恐れがある病気にかかっている場合

本学では、一定の病気等に該当し、医師あるいは都道府県公安委員会から、自動車等の安全な運転に支障を及ぼす恐れがあると判断されている場合（詳細は～一定の病気等に係る運転者対策について～参照）は、自動車通学は認めません。また聖隷学園駐車場の利用申請はできません。

在学中にこのような状況になった場合は、速やかに自動車通学を取りやめてください。

虚偽の申告で聖隷学園駐車場を利用していることが判明した場合、許可を取り消します。

確認のため、医師の診断書を提出していただく場合があります。

一定の病気に該当するため運転免許の取得や更新等に関し不安のある方は、警察署免許窓口及び、運転免許センター窓口にご相談ください。

～一定の病気等に係る運転者対策について（静岡県警察ホームページより）～

2014年6月以降、免許の取得や更新をしようとしている方が一定の病気にかかり、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、

- ・ 免許試験に合格した方に対しては免許の拒否や保留の処分
- ・ 既に免許を取得している方に対しては免許の取消しや停止の処分が行われることになりました。

一定の病気とは、次の病気です。

1. 総合失調症、そううつ病
2. てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖
3. 認知症
4. 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
5. その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

（注）上記に掲げる病気にかかっている方であっても、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈するものでなければ、免許取得の可否又は行政処分（取消し等）の対象とはなりません。病気の症状や程度により個別に判断することとなります。

2015年6月から自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと自転車運転者講習を受けることになりました。また、受講命令違反になると5万円以下の罰金となります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為

- ①信号無視
- ②右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ③通行禁止道路の通行
- ④環状交差点を通行する車両等への妨害行為
- ⑤歩行者用道路での徐行違反
- ⑥一時不停止（交差点での一時停止違反）
- ⑦通行区分違反（歩道の通行・道路の右側通行）
- ⑧通行方法違反（歩道の指定部分、車道のよりの部分の徐行違反）
- ⑨路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑩ブレーキ不良自転車の運転
- ⑪遮断機立ち入り（遮断機が閉じている閉じようとしている踏切への立ち入り）
- ⑫酒酔い運転
- ⑬交差点妨害（信号のない交差点で左方からくる車両や優先道路通行車両等の進行妨害）
- ⑭安全運転義務違反（二人乗り、傘差し運転、夜間の無灯火運転等）

※自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあります。静岡県では2019年10月1日より「静岡県自転車条例」が制定されました。万が一に備え、生じた損害を賠償するための保険等に加入しましょう。

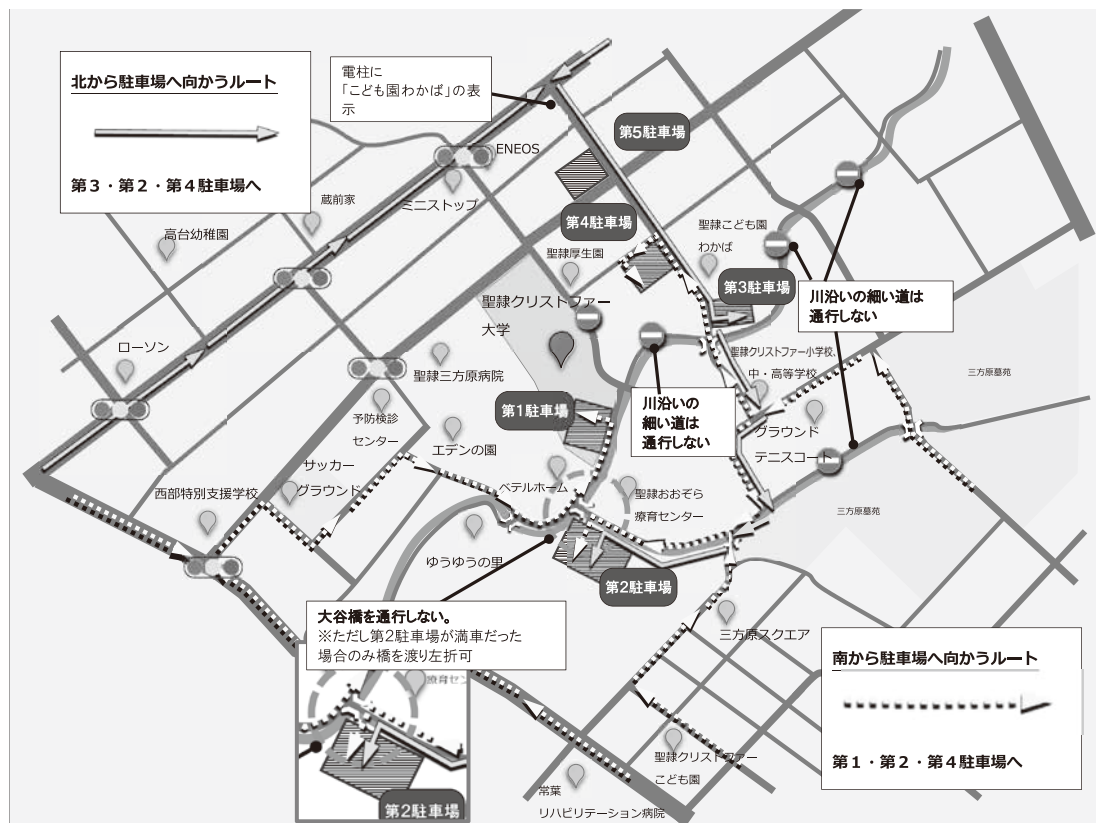
通学ルール

通学ルール (自動車)

自動車通学者が増え、第1駐車場への右折入場と第2駐車場前の橋での右折が主な原因である渋滞が発生し、事故が起きる危険性が高まったため、以下のようにルールを定め、対策を行っています。

「朝9時までは、駐車場には、左折入場をする」こととし、右折入場をしないでください。図の通学ルートにそって駐車場に左折入場してください。

第1・第2・第3・第4・第5駐車場付近の朝の渋滞緩和と交通安全対策について（通学ルール）



聖隷学園駐車場 利用上の注意 (自動車)

①学生が使用できる駐車場は第1駐車場・第2駐車場・第3駐車場・第4駐車場・第5駐車場です。指定された場所以外に駐車すると、駐車違反となり「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規」による注意・指導・警告・処分の対象となります。

②駐車許可シールはリアウィンドウの右下部分に貼ってください。駐車許可シールが貼られていないと、無断駐車として取り扱われる恐れがあります。

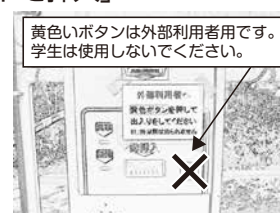


③定期駐車カードは、学籍番号・氏名・有効期限を記入し、しっかりと保管してください。車のパイザーやドアポケットに置いて、風で飛ばされ紛失するケースがよくあります。駐車場に入る直前に気付き困ることがありますので、なくさないようにしっかりと保管してください。

④駐車場のゲートでは、「出るとき」も「入るとき」も必ず「カードを挿入」

このカードはゲートを開けるためだけでなく、不正利用防止のため、出入りをカードに記録しゲートを開けるシステムです。外部利用者用に黄色いボタンで開閉できる時でも、出入りの度にカードを挿入してください。

※ボタンで出入りした場合、次の利用時にゲートが開かず立ち往生し、登校時の大渋滞を引き起こすことがあります。迷惑のかからないよう、必ずカードで出入りしてください。



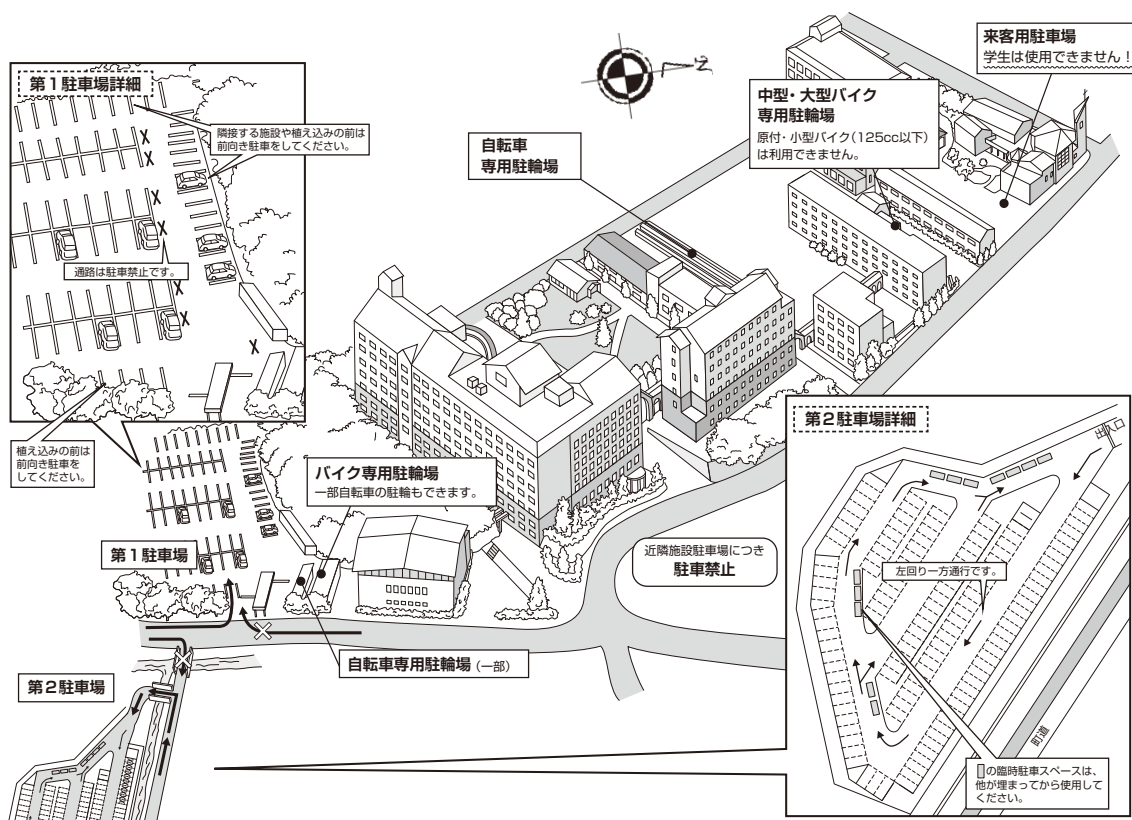
⑤駐車場許可申請の更新期間は毎年12月～1月末です。

次年度も継続して学園駐車場の利用を希望する在学生は上記期間内に申請をしてください。この期間を過ぎると、新入生を含めた4月の選考となり、駐車場使用の継続許可が出ない場合があります。

駐車場・駐輪場は以下のとおりです。それぞれ所定のスペースに駐車・駐輪をしてください。

※第5駐車場は、スクールバス乗降場に隣接しています。危険のないよう特に注意してください。

盗難防止のため、
必ず鍵をかけましょう。



暴風警報等発令時における授業・試験の取扱いについて(ガイドライン)

本ガイドラインにより、自然災害等の影響により、学生の安全や通学手段に支障が出る場合に、大学の授業を休講（定期試験、課外活動等の中止を含む）するために必要な事項を定める。

- (1)気象警報等が発令された場合

静岡県西部地方（遠州南、遠州北）または愛知県東三河地方（東三河南部、東三河北部）に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震（地震動）のいずれか）又は暴風、暴風雪、大雪警報（以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。）が発令された場合、一斉休講とする。
- (2)避難情報等が発令された場合

浜州市が大学所在区域（三方原）に避難勧告又は避難指示を発令した場合、一斉休講とする。
- (3)公共交通機関運休の場合

遠州鉄道バスの運行が休止となった場合、一斉休講とする。

■一斉休講となる警報等一覧

気象警報等	特別警報 (警戒レベル5)	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震	静岡県西部（遠州南、遠州北）、愛知県東三河地方（東三河南部、東三河北部）での発令で一斉休講
	警報	暴風、暴風雪、大雪	
避難情報等	避難勧告	避難指示	三方原地域での発令で一斉休講
		避難勧告	

(4)一斉休講時の授業の取扱いについて

警報等、遠州鉄道バス運休の解除時刻	授業の取扱い	実習の取扱い
午前7時までに解除された場合	1時限目より開始	平常通り開始
午前7時から午前10時30分までに解除された場合	4時限目より開始 (水曜日は3時限目)	午後から開始
午前10時30分を過ぎてから解除された場合	終日休講	終日中止

※授業中の警報等発令時には、居住地の状況により学内に滞留する。

- (5)居住地または通学経路内に気象警報・避難情報等が発令された場合

一斉休講の条件に合致しない地域、居住地または通学経路内で、特別警報、警報、避難勧告、避難指示等が発令されている場合や交通機関の運休、道路が冠水、遮断される等通学困難な場合、後日「欠席届」を教務事務センターに届出ることによって公欠に準じた取扱いとする（当該授業に相当する学修の成果をもって出席扱いとする）。

欠席届は学生が気象警報・避難情報等の発令、交通機関の運休等を明らかにする書類等とともに提出すること。

(6)気象条件の悪化等により、通学が困難となることが事前に予測される場合の判断について

台風の接近により、台風の暴風雨の影響に入ること、また台風による被害から通学が困難となることが予測される場合など、学長の判断により、警報等の有無にかかわらず事前に一斉休講を決定することがある（授業中や翌日の授業に関する判断をすることがある）。

(7)一斉休講時の周知方法

ユニバーサルパスポートを利用して一斉休講を通知する。

学生はガイドラインから判断できない場合、自らの安全を第一として行動し、後日教務事務センターに相談する。

地震対応マニュアル

学内において地震が発生した場合は以下の方針に従ってください。

1号館、2号館、3号館、 5号館、専門学校棟	建物の倒壊の危険性は極めて低いです（※）。慌てて屋外へ飛び出さず、窓際(ガラス)や落下物・倒壊物から離れ、机の下に潜るなどして、校舎内にて危険を回避してください。
4号館、旧5号館、 学生・同窓会館	速やかに建物から離れて中庭の中央部に避難してください。
火災が発生した場合 教職員から指示があった場合	聖隷学園野球場へ避難してください。（P42参照）

※本学の1号館、2号館、3号館は1992年以降に建設された「鉄筋コンクリート（RC）構造・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造」であり、倒壊の危険性は極めて低いと言えます。また、2013年に完成した5号館は免震構造を採用しています。

突発的に大地震が発生した場合は、学生は以下の事項に従い行動してください。

1) 学内で地震が発生した場合

3秒 【地震発生】	①まず、身の安全を守る 机の下などに避難する。 ②目の前の火を消す ③脱出口を確保する 教室・廊下などの窓・扉を開ける。 ④慌てて外に飛び出さない
1～2分 【大揺れが収まったら】	⑤火元の確認をする 実習室・実験室等で火災の原因となるもの(ガス元栓、実験器具、化学薬品等)の始末をする。 →近くで火災が発生したら大声で知らせ、慌てずに初期消火をする。

地震発生時の避難方針

突発的に大地震が発生した場合の行動

3分	⑥校舎内で危険を回避する 大地震には余震が伴うため、引き続き周囲の状況に気を配り、安全な場所（机の下等）で危険を回避する。 ※4号館・旧5号館・学生・同窓会館にいる学生は速やかに建物から離れ、中庭の安全な場所に避難する。 ※火災が発生した場合などは、緊急放送や避難誘導者の指示に従い、聖隷学園野球場に避難する。（P42参照）
5分～15分	⑦救護・救助する 周りの無事を確認し、自分の身が安全な範囲で救護・救助にあたる。 大揺れが収まった後、教職員は速やかに校舎内の火災発生箇所や倒壊箇所の点検を行います。 校舎内の無事が確認でき次第、非常放送などにより教職員から指示が出されます。
15分～30分	⑧点呼教室へ移動する 非常放送や教職員の指示があった後、急がずに落ち着いて、決められた点呼教室へ移動する。
30分～45分	⑨点呼教室で人員点呼を行う ⑩安否情報システム「ANPIC」（P43参照）での安否報告も行う

2) 通学途中で地震が発生した場合（臨地実習施設等への移動中も含む）

- ①倒壊物（ブロック塀、石塀、電柱や自動販売機等）から離れる。
- ②頭上の落下物（屋根瓦、ベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランター等）にも注意する。
- ③建物が倒壊したり、瓦礫や窓ガラスが道路内に散乱する可能性があるため、揺れを感じたら周辺の状況に十分注意する。
- ④安全を確保した後、直ちに最寄りの避難地、自宅（下宿等）、大学校舎内（1・2・3・5号館）のいずれか最も近い場所で待機する。
- ⑤安否情報システム「ANPIC」等により、大学へ連絡する。

3) 臨地実習施設で地震が発生した場合

- ①担当教員の指示に従う
- ②当該施設の災害対策体制に応じて行動する。
- ③安否情報システム「ANPIC」等により、大学へ連絡する。

4) 自宅（下宿等）で地震が発生した場合（P77参照）

5) エレベーター内で地震が発生した場合

- ①直ちに最寄りの階で降り、階段を使って避難する。
- ②ドアが開かない場合は、インターホンで事務室と連絡を取る。
- ③落ち着いて救出を待つ。
- ④可能な限り、安否情報システム「ANPIC」等により、大学へ連絡する。

日常生活における注意事項

- 1) 自宅・下宿からの避難地・避難経路の確認をしておくこと。
- 2) 災害発生時に備え、非常持ち出し品等を準備しておくこと。（P77参照）
- 3) 災害発生時の家族間の連絡方法と集合場所について日頃から家族とよく話し合っておくこと。
- 4) 緊急時の連絡のために住所、電話番号の変更時には、WEB（ユニバーサルパスポート）から登録内容を変更しておくこと。

- 5) P30.「Gmailアプリについて」を参照し、Gmailをいつでも確認できる状態にしておくこと。
- 6) 安否情報システム「ANPIC」のアドレスを読み取り（P43参照）、事前にスマートフォンなどにブックマークを行っておくこと。「ANPIC」へログインし、安否情報の閲覧等をする際に使用します。

地震の発生が予測された場合は、学生は以下の事項に従い行動してください。

学内において地震発生が予測された場合（緊急地震速報など）

→ 窓際（ガラス）や落下物・倒壊物を避け、校舎内（1・2・3・5号館・専門学校棟）の安全な場所へ移動してください。

◀地震発生が予測された場合の行動について

点呼教室

- ・点呼教室では、イスや机を復旧したうえで着席し、整列してください。
- ・向かって右側前方より学籍番号の若い順に着席してください。
（学年が混在している教室では、教職員及び防災リーダーの指示に従って着席してください）
- ・教職員及び防災リーダーによる人員点呼を実施します。指示に従ってください。

◀点呼教室について

階	1号館＝看護学部1・2年次生／助産学専攻科						
4	1401中教室 20N001～20N080 看護1年	1408中教室 20N081～ 看護1年	1409中教室 19N001～19N080 看護2年				
2	1222看護演習室1 19N081～19N128 看護2年	1223看護演習室2 19N129～19N158 看護2年	1225看護演習室4 助産学専攻科				
階	2号館＝社会福祉学部／看護学部3年次生						
4	2402中教室 18N001～18N130 看護3年	2406演習室 18N131～18N150 看護3年	2401保育実習室 18N151～18N174 看護3年				
2	2201小教室 こども教育福祉学科1年	2202 中教室 こども教育福祉学科2～4年	2F 学生ホール 介護福祉学科2～4年				
1	1F 学生ホール北側 社会福祉学科1～4年						
階	3号館＝リハビリテーション学部						
3	3301 小教室 ST1年 ST2年	3302 小教室 PT3年	3303 演習室 18RS01～18RS08 ST3年	3304 演習室 18RS09～18RS16 ST3年	3305 演習室 18RS17～18RS23 ST3年	3306 演習室 18RS24～18RS30 ST3年	3307小教室 PT2年
2	3201 作業技術学実習室 OT1年	3203 OT多目的実習室 OT2年	3209 演習室 18R001～18R009 OT3年	3210 演習室 18R010～18R018 OT3年	3211 演習室 18R019～18R026 OT3年	3212 演習室 18R027～18R034 OT3年	
1	3101・3102 PT多目的実習室 PT1年						
階	5号館＝4年次生のみ（看護学部／リハビリテーション学部）						
4	5402 中教室 リハ4年	5401 中教室 17N001～17N108 看護4年	5403 演習室 17N109～17N124 看護4年	5404 演習室 17N125～17N140 看護4年	5405 演習室 17N141～17N156 看護4年	5406 演習室 16N 以前 看護4年	

火災対応マニュアル

火災発生時の 避難方針

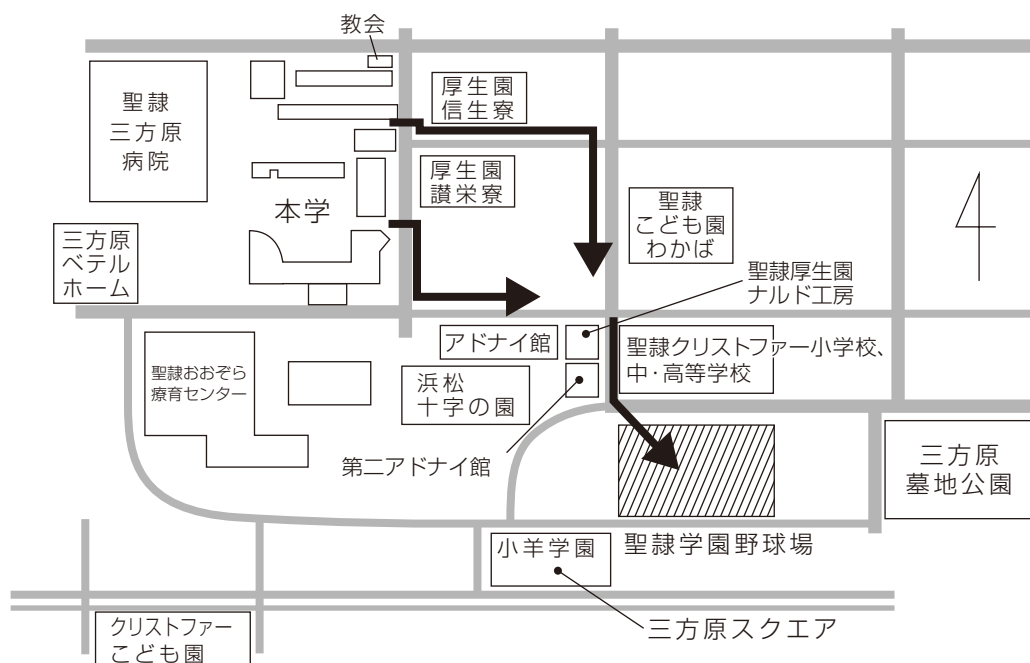
学内において火災が発生した場合は、学生は以下の事項に従い行動してください。

学内において火災が発生した場合

→ 聖隷学園野球場へ避難してください。

1) 避難について

- ①避難地………聖隷学園野球場
- ②学内避難器具等（P85～教室等配置図参照）
- ③学外避難経路…下記のいずれかの経路を使って避難してください。



2) 消火器・消火栓・避難はしごについて（P86～教室等配置図参照）

- ①消火器
- ②屋内消火栓
- ③避難はしご

火災発生時の 方針

1) 通報および初期消火

- ①発見者は直ちに、大声で周囲（教職員・学生等）に知らせる。
- ②非常ベル（消火栓と同位置）を鳴らし、最寄りの事務窓口に通報する。
- ③協力者を得て、可能な範囲で消火器等による消火活動にあたる。

2) 避難方法

- ①緊急放送、又は避難誘導者の指示に従う。（指示がない場合は自主的判断により避難する）
- ②濡らしたハンカチを鼻と口に当て、煙を吸い込まないようにする。
- ③延焼を防ぐため、教室・廊下等の窓・扉を閉めながら避難する。
- ④床の低いところに残っている空気を吸うため、出来るだけ低い姿勢をとる。
- ⑤エレベーターは使用せず、できる限り下へ降りる。
- ⑥持ち物にこだわらない。忘れ物をしたからと言って絶対に戻らない。
- ⑦避難誘導者の指示に従い、速やかに避難地（野球場）に学部学科・学年毎に集合する。
- ⑧直ちに人員点呼を行う。

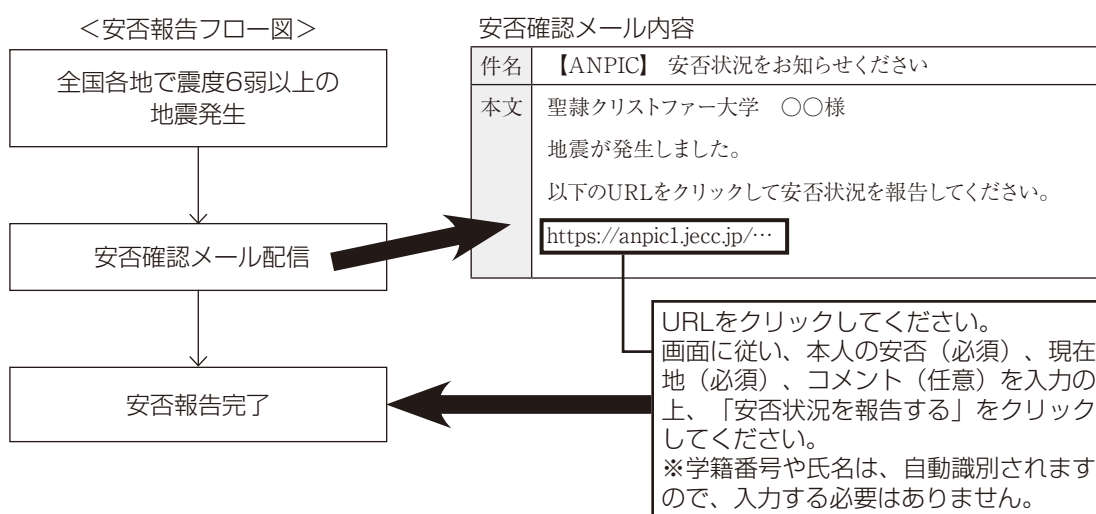
大地震発生時の大学への安否報告

本学では静岡大学・静岡県立大学・(株)アバンセシステムが共同開発した安否情報システム「ANPIC」を導入しています。

学生の皆さんには、「全国各地で震度6弱以上」の大地震が発生した場合、事前に登録したPC、スマートフォンなどのメールアドレスに自動的に安否確認メールが配信されます。大学は皆さんの安否を一人一人確認します。落ち着いてからでよいので、できるだけ早く、大学へ安否報告をしてください。

尚、自然災害（台風など）における緊急時にも大学から安否確認メールを配信する場合があります。

※諸事情により「ANPIC」での報告が困難な場合は大学代表番号「053-439-1400」または「bousai@seirei.ac.jp」まで「学籍番号、氏名、状況」を連絡してください。

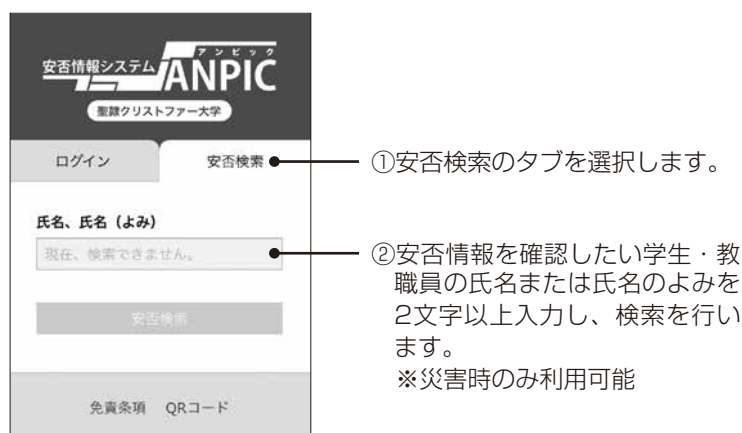


※大災害時には通信が混雑し、メール配信が遅れる可能性があります。その場合は、自らANPICにログインし安否報告をすることができます。詳しくは次頁（安否情報システム「ANPIC」での安否報告方法2）をご覧ください。

本学の学生・教職員の安否情報を検索して閲覧することができます。

PC・スマートフォンから「<https://anpic1.jecc.jp/seirei/>」へアクセスしてください。

スマートフォンでは、右記のQRコードから簡単にアクセスできます。



安否情報システム「ANPIC」

安否情報システム「ANPIC」での安否報告方法1

安否情報の閲覧方法

安否情報システム 「ANPIC」への ログイン方法

安否確認情報の取扱について

- 登録された安否情報は、災害時に本学の学生・教職員の安否確認のためにのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 第三者から照会があった場合、登録された安否情報を提供します。また、照会が殺到した場合は、本学のホームページ上で安否情報を公開する場合があります。

ANPICにログインすることにより、安否報告、パスワードの変更、メールアドレスの登録、テストメールの送信等を行うことが可能です。ログイン方法は以下のとおりです。

1. PC・スマートフォンから「<https://anpic1.jecc.jp/seirei/>」へアクセスしてください。
スマートフォンでは、右記のQRコードから簡単にアクセスできます。
2. IDとパスワードを入力してください。ログインIDは学籍番号、パスワードは任意です。



安否情報システム 「ANPIC」での 安否報告方法2

大災害時には通信が混雑し、メール配信が遅れる可能性があります。その場合は、自らANPICにログインし安否報告を行ってください。

1. ANPICにログインした後に表示されるホーム画面の「安否報告」をクリックしてください。
2. 画面に従って安否情報を入力してください。

パスワードの 変更方法



ANPICの初期パスワードは、「seirei2013」に設定されています。
必ず任意のパスワードへの変更を行ってください。

1. ANPICにログインし、「アカウント設定」をクリックして、「パスワードを編集する」をクリックしてください。
2. 「現在のパスワード」を入力後、「新しいパスワード」を2回入力し、「変更する」をクリックしてください。パスワードの変更が完了します。
※ログイン時にパスワードを忘れてしまった場合は、ログイン画面の「パスワード再設定」をクリックし、画面の指示に従いパスワードの再発行を行ってください。

メールアドレスの 登録方法

ANPICには、メールアドレスを3つまで登録できます。初期状態では学内メール（Gmail）アドレスの登録のみとなっています。いざと言う時に確実に安否確認ができるよう、自身のスマートフォンなどで学内メール（Gmail）の受信設定をしていただくとともに、個人のメールアドレスも登録してください。

1. ANPICにログインし、「アカウント設定」をクリックして、「メールアドレスを編集する」をクリックしてください。
2. 「メールアドレス2」または「メールアドレス3」に登録アドレスを入力し、「変更する」をクリックしてください。変更完了メールが送信されます。

使用しているスマートフォンなどで、「ドメイン指定拒否」、「URL付きのメール拒否」などの設定をしている学生は、ANPICからのメールが配信されません。テストメールを送信し、ANPICからのメールの受信確認を行ってください。

1. ANPICにログインし、「アカウント設定」画面にアクセスして、登録したメールアドレス

スの横にある「テストメールを送信する」をクリックしてください。

2. ANPICから登録アドレス宛に「テストメール」が配信されます。

<テストメールが届かない場合>

使用しているスマートフォンなどで、[no-reply@jecc.co.jp]からのメールアドレスの受信を許可する設定を行ってください。ドメインのみ指定して受信する場合は[@jecc.co.jp]を指定受信リストに追加してください。

「ANPIC」の操作方法については大学HPより、「安否情報システムANPIC操作方法」を参照してください。「アドレス指定受信方法」についても同じページに掲載しています。
大学HP→在学生の方→学生生活に関すること→火災・地震等 災害対策マニュアル→「安否情報システムANPIC操作方法」、「安否確認システムメール指定受信設定方法（携帯電話会社別）」

Ⅱ. 学生としてのマナーとルール

キャンパスマナー

学内の生活マナー

大学には約1500名の学生がいます。お互いを思いやり、快適なキャンパスをつくりましょう。お互いにルールを守ることによってキャンパス内の快適さが保たれます。1人1人の責任と自覚ある行動が大切です。

21世紀の地球環境を大切に、資源を有効に利用しましょう。

電気……省エネに協力し、使っていない教室や明るい時間帯の廊下等は消灯に努めましょう。エアコンは集中管理されています。スイッチ切り忘れ防止のため夕方一旦電源が切れますが、校舎開放時間のあいだは再度スイッチを入れることにより使用できます。

水………節水を心がけましょう。

再生……リサイクルに貢献しましょう。ゴミの分別にご協力ください。

施設利用

- ・校舎、施設をきれいに保つよう心掛けてください。
- ・整理整頓に留意し、使用後は戸締まり、消灯、火気等の確認をしましょう。（教室や実習室の長時間の専有は避けてください。）
- ・教室、実習室の視聴覚機器はすべて調整済みですので、むやみにスイッチ類に触れないでください。使用する場合は教職員の許可を得てください。
- ・器物を破損した場合は速やかに学生サービスセンターへ届け出てください。

◆ロッカー室使用上の注意

- ・整理整頓し、清潔に使用しましょう。
- ・盗難防止のため必ず鍵をかけ、暗証番号は時々変更しましょう。
- ・4ケタのダイヤルは、しっかりまわし、暗証番号を簡単に判別できないようにしましょう。
- ・財布等貴重品は身体から離さないようにしてください。
- ・ロッカーの外（上、床、ベンチ等）にシューズ・傘・荷物等を置かないでください。個人の持ち物でないものについては、置き場所を学生サービスセンターに相談してください。（ロッカーの上や外に物を置いておくと、盗難の恐れがあります。）

◆シャワー使用上の注意

- ・節水に心がけ、清潔に使用するようしましょう。

大学駐車場利用

- ・学生は駐車カードを使用して第1・2・3・4・5駐車場を利用してください。駐車場を使用できるのは原則として許可シールの添付してある許可車のみになります。許可を得ていない場合は、自動車での通学はできません。緊急、あるいは特別な事情が生じた場合は学生サービスセンターに届け出てください。
- ・いずれの駐車場も満車の場合は学生サービスセンターに連絡してください。
- ・5号館南側広場は、17時以降は、許可を受けた大学院生の夜間駐車場です。
- ・施設配慮・草木保護のために前向き駐車の見識がある場所は指示に従ってください。
- ・他の車両を傷つけた等、事故があった場合は学生サービスセンターに届け出てください。
- ・朝8時半前後は第1・第4駐車場出入り口周辺が非常に混雑しますので時間をずらしたり、第2・第3駐車場に駐車するなど安全に留意してください。
- ・第5駐車場は、スクールバス乗降場に隣接していますので、危険のないよう特に注意してください。

大学駐輪場利用

- ・バイク・原動機付自転車・自転車は許可を得て学内の駐輪場に駐輪してください。車両に

は許可シールを添付してください。

- ・第1駐車場横の駐輪場は、バイク・原動機付自転車用の駐輪場ですが、南側1列のみ自転車が駐輪できます。6号館北側駐輪場は自転車専用です。中型・大型バイクは学生・同窓会館南側駐輪場にも駐輪できます。
- ・駐輪の際は、整列して他の車両の出し入れの妨げにならないようにしましょう。また歩道に駐輪することも歩行者の妨げになるのでやめましょう。

飲食物の持ち込み等

図書館（ラーニングcommons・グループ学習室は飲み物可）、コンピュータ教室、各実習室には飲食物の持ち込みはできません。教室内やベンチに空き缶やペットボトルなどをそのままにしておくことは、後の利用者の迷惑になるのでやめましょう。

中庭の利用

中庭の芝生内は憩いの場として利用してください。バットを使用する野球など、ボールなどの行方が予測できないスポーツでの使用はできません。また、他施設利用者、地域の方々および授業環境に配慮し、静音な環境を保つようにしてください。

ゴミの分別

分別方法は、地域により違いがありますが、本学では次のように行っています。

1. 指定のゴミ箱を利用しましょう。

本学では、分別するゴミごとにゴミ箱を設置していますので、確認して捨ててください。「燃えるゴミ」、「資源ゴミ」、「その他燃えないゴミ」です。

2. 捨てる時の注意と、ゴミ箱の設置場所です。

分別するゴミごとに、捨てる時のルールを覚えましょう。

種 類		捨てる時のお願い	場 所
資 源 ゴ ミ	ペットボトル	・キャップとラベルをとり すすいで踏みつぶします ・キャップとラベルは、そ の他燃えないゴミへ	1号館：1階 階段下 4・7階 エレベーターホール 2号館：1階 学生ホール内 4階 エレベーターホール 3号館：1・3階 エレベーターホール 6階 3601・3602教室内
	アルミ缶	・すすいで踏みつぶします	4号館：1階 5号館：1階 エレベーターホール 2階 学生ラウンジ 6階 エレベーターホール 学生・同窓会館：1階 談話室前
	スチール缶		
	ビン類	・キャップをとり、捨てます ・キャップは、その他燃え ないゴミへ	
その他燃えないゴミ（キャップ類）			

※燃えるゴミ用のゴミ箱は教室・廊下等随所に置いてありますので、利用してください。

3. 空きカン・ペットボトル回収機付自動販売機

2号館学生ホール内、3号館1階、5号館2階学生ラウンジには、10円が戻る『空きカン・ペットボトル回収機付きの自動販売機』を設置しています。（購入した自動販売機のみ有効）

教室内の印刷物等

教室内に残されている印刷物等、記名のないものは翌朝処分され、記名のあるものは教卓の中に仮置きした後、毎週金曜日にゴミとして廃棄されます。必要な書類は持ち帰ってください。忘れ物をしないように注意しましょう。

火災予防

火災の危険性のあるもの（下記参照）はキャンパス内で使用できません。
課外活動等でやむを得ず使用したい場合は、事前に学生サービスセンターまで相談してください。
・ガス、灯油、ガソリン等 ・焚き火、バーベキュー等

携帯電話の使用

マナーモード、留守番機能を活用し、快適な学習環境をつくりましょう。

授業中や図書館を利用する際は、電源を切りましょう。

現在、多くの人が携帯しており、使用をめぐって様々な問題が起きています。公共の場での使用について意識を持ち、注意して使用しましょう。また、盗電などないようにしましょう。

外部からの連絡

緊急の場合等やむを得ない場合以外、家族や友人からの依頼を含め、外部からの電話の取次ぎや伝言は受け付けません。関係する人へは事前に了解を得ましょう。

学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。

※本学では個人のプライバシーを守るために、学生の住所、電話番号及び在籍確認等の問合せには回答していません。また大学関係者を装って学生の連絡先を聞き出そうとする事例が報告されています。大学では、家族等に電話番号を問い合わせることはありません。

拾得物・遺失物

届けられた拾得物は、遺失物法および民法第240条に従って3ヶ月間保管します。その間に所有者から申し出がないものについては3ヶ月経過後処分します。

授業は開始時間を守り勉学に集中しましょう。私語は話し相手のみならず、教室内全体に対しての迷惑行為です。

携帯電話・スマートフォン等は電源を切るかマナーモードにしておいてください。

キャンパスの外でのマナー

同じ建物内には学生だけでなく仕事をもった方が生活しています。家主や他の入居者との共同生活であることを認識し、地域社会の一員であるという自覚と責任を持った行動をとり、よりよい人間関係を維持しましょう。

生活マナーとルール

1. 声・音

共同住宅の同じ建物の中では、隣室や上階、階下、廊下等の声や音がどうしても聞こえます。夜間・深夜の会話、テレビやオーディオの音量、ドアの開け閉めなど周辺に気を配りましょう。

2. 共同設備

下宿・アパートによっては、共同で使用する設備がある場合があります。お互いを気づかい、思いやりをもって使用するようにしましょう。

共同玄関の施錠など、防犯・安全上特に注意しましょう。

3. ゴミ

ゴミは市町村の指示に従ってきちんと分別して捨てましょう。ゴミの回収日や分別方法等は、大家の方や管理不動産会社に問い合わせてください。違反したゴミは回収されず残り、周辺の方々の迷惑になります。社会ルールを守って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

学園周辺への気配り

本学のある三方原地区一帯には医療・保健関係や高齢者・障がい者、子どもに関わる福祉関係の施設が集中しています。保健医療福祉を学ぶ学生として、また卒業後はそれら施設の患者さんや利用者の方々に関わる仕事にたずさわる者として、配慮のある恥ずかしくない行動が求められます。

無断駐車・迷惑駐車について

聖隷三方原病院駐車場、大学東側道路、大学東側予防検診センター駐車場、コンビニエンスストア、墓地公園、その他周辺施設駐車場、アパート・マンションでの無断駐車はルール違反として「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規」（P52）に従って、注意、指導、警告等の処分の対象となります。

十字の園敷地内の通り抜けについて

自動車・バイク・原動機付自転車・自転車は、十字の園の敷地内の通り抜けが禁止されています。実際に事故が発生していますので、ルールを守ってください。

聖隷三方原病院内の通り抜けについて

院内への立入りは、病院内に用事がある時に限ってください。特にバス停から本学までの通学路として通行することは禁止されています。患者さんがいることを十分意識するようにしましょう。

聖隷三方原病院内のコンビニエンスストアやATMを利用する際は、歩行中は会話をしないで静かに通行しましょう。

※患者さんはちょっとしたことが気になるものです。いつも周囲への気配りを忘れないようにしましょう。

通学時のマナー**バス・電車**

割り込み乗車をしたり、バスの中で大声で騒いだり、他の乗客が不快になるような会話をしたり、荷物で席を占領したり、高齢者・障がい者の方に迷惑をかけたりしないよう、社会人、学生としての自覚を持ち恥ずかしくない行動をとりましょう。

自転車

一列で車道左側を走行するのがルールです。自転車が加害となる大事故も増えていきます。交差点では信号を守り注意して走行しましょう。

バイク・原動機付自転車

ヘルメットを着用し、車道歩道が分かれている道路では車道を走行しましょう。標識を遵守しましょう。

高齢者や障がい者の方

接する機会も多くあります。困っていることがないか、ちょっとした気づかいをし交流を深める場として活かしましょう。

歩きスマホ注意

歩きながらなど、移動しながらのスマートフォン・携帯電話等の操作は、周囲への注意が疎かになり、思わぬ事故につながります。自分だけでなく周りの人に大変迷惑をかけることになります。「自分は大丈夫」などと考えずに危険な行為であることを自覚し行動してください。

キャンパスルール

キャンパスルールとは

本学には、他人に迷惑をかけることなく、互いに快適に秩序ある大学生活を過ごすために下記のようなキャンパスルールがあります。大学生としてこれらを守り、他人に配慮できる自立した生活をしてください。

また、これらを守らない学生は、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規」（下記参照）によって注意・厳重注意・警告を受け、度重なる場合は「学生懲戒処分規程」によって処分されることがあります。

キャンパスルール

- (1) 喫煙行為の禁止
- (2) 通学
 - ①近隣施設や店舗への無断駐車禁止
 - ②駐車場・バイク専用駐輪場・自転車駐輪場の指定場所以外への駐車（輪）禁止
 - ③自動車・バイク・自転車の無届通学
 - ④車両の改造及び整備不良による騒音
 - ⑤駐車カードの貸借・譲渡による不正使用禁止
- (3) 図書館利用 書籍等図書館資料の無断持ち出し
- (4) 破損 警察に届け出ない程度の施設・設備の破損

さらに飲酒運転や大麻・薬物、その他犯罪、カンニング等の不正行為については、「学生懲戒処分規程」によって処分されます。未成年の喫煙・飲酒も処分の対象になります。自制した生活をしてください。

キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規

キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規

- 1. 目的
この内規は、「喫煙」や「迷惑駐車」などのキャンパスルールを守らない学生に対し注意・指導を行うにあたり、その基準を定め、ルール違反を予防することを目的とする。
- 2. 注意、指導及び処分の対象となる事項

項 目	注意、指導、処分の対象となる事項
喫 煙	喫煙の事実が認められた場合
通 学	①近隣施設・店舗への無断駐車 ②自動車：第1・第2・第3・第4・第5駐車場以外への駐車、 バイク・自転車：専用駐輪場以外への駐輪 ③自動車・バイク・自転車の無届通学 ④車両の改造及び整備不良による騒音 ⑤駐車カードの貸借・譲渡等による不正使用 ⑥スクールバスの不正乗車
図書館利用	書籍等図書館資料の無断持ち出し
破損・汚損	警察に届け出ない程度の施設・備品・図書館資料等の破損・汚損

※飲酒運転に関わる問題は、犯罪行為として学生懲戒処分規程の適用対象となる。

3. 注意・指導・厳重注意・警告および学生懲戒処分適用の手順

回 数	内 容
1 回目 注意・指導	①注意・指導の対象となる学生（以下、「学生」という）が所属する学部 の学生委員長（以下、「学生委員長」という）は、注意・指導を行う。 ②学生委員長は、学生に学生部長宛の反省文を書かせ、提出させる。 ③学生委員長は、必要に応じ学生が所属する学部・学科の学部長及び学科長 （以下、「学部長」「学科長」という）に報告する。 ④学生委員長は、必要に応じ学生の保証人へ連絡し改善を依頼する。 ⑤損害賠償 （聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求 する。）
2 回目 厳重注意・警告	①学生部長は、学生に面談をして厳重注意および警告を行う。 ②学生部長は、学生とその保証人に対し、文書により3回目の違反は学生 懲戒処分規程による処分対象となる旨を警告する。 ③学生部長は、学部長及び学科長に①及び②について報告する。 ④学部長または学科長は、教授会の議を経て学生に対する教育的指導を科 すことがある。その場合、指導内容は学部長または学科長が学生に伝 え、指導は学生委員長が学生サービスセンター等と連携をとって実施す る。 ⑤損害賠償 （聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求 する。）
3 回目 処分	①学生部長は、3回目の違反であることを確認し、学長と学部長に報告す る。 以下学生懲戒処分規程に基づき、手続きを進める。 ②損害賠償 （聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求 する。）

注1：20才未満の学生の喫煙及び飲酒に関しては、1回目は、通常2回目の厳重注意・警告、
2回目は、通常3回目の学生懲戒処分の対象とする。

注2：図書館利用に関しては、「3. 注意・指導・厳重注意・警告および学生懲戒処分適用の手
順」のうち1回目及び2回目の内容にある「学生部長」は「図書館長」に、「学生委員
長」は各学部の「図書館運営会議委員」に読み替える。

注3：回数は、2. の各項目における回数とする。

本学は、2007年4月1日に聖隷クリストファー大学禁煙宣言を、2011年5月10日に新たな禁煙宣言を行い、喫煙習慣のない保健医療福祉の専門職者を育成することを目標としています。募集要項に入学の条件としてこのことを明示しています。

学生の皆さんは、「禁煙に関する誓約書」を提出して入学しています。この誓約書に違反した場合は、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規」によって厳重注意及び学則による処分の対象になります。

聖隷クリストファー大学禁煙宣言

2003年5月に健康増進法が施行され、大学など多数の者が利用する施設では「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められました。本学ではこれを受けて、人々の命と健康をあずかる保健医療福祉の専門職者を育成する大学として、2007年4月に「禁煙宣言」をし、教職員・学生のキャンパス内及び大学周辺区域での全面禁煙を達成するための教育、支援活動、啓発活動等を行ってきました。

これらの活動が一定の成果を上げた今、新たな禁煙宣言をして禁煙の徹底、喫煙習慣ゼロ運動に取り組めます。

2011年5月10日

聖隷クリストファー大学 学長

- ・ 学生は本学に入学するにあたり喫煙しないことを誓約し、その誓約を守れなかった場合は退学を含む処分の対象となることを了解しています。
- ・ 学生は入学時の誓約を守って学生生活を送り、卒業後も喫煙習慣のない保健医療福祉の専門職者として活躍します。
- ・ 大学は、教職員・学生全員から喫煙習慣をなくすための啓発及び支援活動を継続します。

不適切な飲用は、健康を害したり、事件事故を引き起こす恐れがあります。きちんとした飲酒マナーを心に留めておいてください。

キャンパス内での飲酒は禁止です。

1. 未成年者（満20歳未満の者）は、お酒を飲んではいけません。
2. 酒気をおびて車両等を運転するのは法律で禁止されています。運転者に飲酒を勧めることも、運転手が飲酒をしているのを知りながらその車両に同乗することも、「道路交通法」で禁止されています。
3. 人により体質が違います。他人に強要しないでください。「イッキ飲ませ」はアルハラ＝アルコールハラスメント（飲酒にまつわる人権侵害）です。命を奪う可能性もあり、障害行為にあたります。
4. ふさわしくない場所（通勤電車やバス、駅や公園など）での飲酒は慎みましょう。
5. 迷惑行為（暴言・暴力、からむ、悪ふざけ、セクハラなど）はやめましょう。
6. 薬の服用時やスポーツ前の飲酒、飲酒直後の入浴などは危険です。

情報倫理

情報倫理とは情報を扱う上でのモラルやマナーです。

多くの人が日常的に利用するようになったスマートフォン、パソコンなどを通じて、インターネット上にはさまざまな情報が流れ、とても便利である一方、うその情報や犯罪、迷惑行為があるという闇の部分もあります。このようなインターネット社会の特性をよく理解して行動できるよう、加害防止と被害防止の2つの点に注意してください。

被害にあわないために

1. インターネットを利用した犯罪から身を守る

ワンクリック詐欺、フィッシング詐欺、ネットオークション詐欺などの悪質な手口があることを知り、怪しいと思ったらクリックしたり個人情報を入力したりしないようにしましょう。

2. コンピュータウイルスから身を守る

個人で利用する情報端末にはウイルス対策ソフトを入れる等の対策をしましょう。もし、ウイルスに感染してしまったら、ネットワーク接続を中断してウイルスを駆除し、他の端末へ感染を広めないことです。自分の被害が、他人への加害につながらないようにしましょう。

3. 個人情報、プライバシーを守る

パスワードは本人であることを証明し、プライバシーを守るものです。人に教えたり、簡単なパスワードにすることは避けましょう。Webサイトで名前やメールアドレスなどを入力する際には、利用目的が明記されているか確認し、それ以外の目的で個人情報が不正に利用されないよう注意しましょう。

4. スマートフォンを安全に利用する

近年、スマートフォンを狙ったウイルスが急増しています。感染することにより、スマートフォン内のデータ、個人情報、位置情報などが悪意ある第三者に送られてしまうなど、深刻な被害が発生しています。このような被害に遭わないようにするために、スマートフォンの情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

スマートフォンを安全に利用するための注意事項

- スマートフォンをアップデートする。
- 信頼できるサイトからアプリをインストールする。
- セキュリティソフトを導入する。
- スマートフォンは小さなパソコンと考え、パソコン同様に管理する。
(パスワード設定。データバックアップ。遠隔からの強制ロック等、盗難紛失対策。)

5. その他、注意すること

- ・別れた恋人のプライベート写真（裸の写真など）をネットに流出させる「リベンジポルノ」という犯罪が多く発生しています。人目に触れられたくない画像はメールなどで他人に送らないようにしましょう。
- ・悪ふざけなど反社会的な行為をしないことはもちろんですが、その写真や動画の投稿は絶対にしないようにしましょう。

違法行為をしない

ネットから“コピペ”して自分のレポートにする⇒盗作であり著作権の侵害です！

～著作権を守る

インターネット上の情報を、単に「コピー・貼り付け」により、レポート等を作成することは著作権の侵害にあたります。出典（インターネット上の情報を引用する場合は、ホームページ・アドレスなど）を明示せずに自分が作成したものと偽って提出すると、試験に関わる場合は不正行為とみなされます。

◀ **情報倫理を守る**

◀ **被害防止**
ネット上の危険を知り、自分を守る

◀ **加害防止**
違法行為をしない

ソーシャルメディア利用上の注意

SNS利用 ガイドライン

SNS（LINE,twitter,facebook等）はルールを守って活用すれば、学修や学生生活上のコミュニケーションツールとして非常に有効です。しかし、利用方法を一步誤ると、本人が意図しない問題を引き起こしたり、社会に対して多大な影響を及ぼしてしまう危険性も含んでいます。オンライン上でのコミュニケーション活動においては、通常のコミュニケーションと同様、他者を思いやることはもちろんですが、「不特定多数に発信している」ことを自覚し、大きな責任が伴うことを理解した上で利用してください。

1. 社会のルールを守らなくてはならない！

他者の実名や写真、行動を了解なく掲載しない。
⇒訴えられたり、被害賠償を請求されるなどトラブルになることもあります。
例) 他者の実名や個人写真、行動をSNSに投稿することは、プライバシーの侵害にあたります。友人に迷惑をかけたり、訴えられるというトラブルが発生することもあります。

2. SNSはプライベートな場ではなく、世界中の人に見られるもの！

意見や写真は削除しても残ってしまう。
⇒メール感覚で安易に投稿した発言や写真は削除したように見えても、世界のどこかで残っている可能性があります。投稿した情報は一生残って見られてもよいものか、よく考えてから投稿してください。

3. 情報は正しいものばかりではない！

SNSには、悪意のあるデマや、誤った情報も多く掲載されている。
⇒だまされて誤った情報を拡げた場合、あなたが加害者になります。
例) 偽とは気づかずに災害援助募金に寄付し、その募金をブログに載せて他の人にも寄付を呼びかけると、被害者であるあなたが逆に加害者になってしまいます。

4. 匿名であっても個人は特定される！

匿名で発言したのに、個人を特定され実名などの個人情報を掲載されてしまった。
⇒ネットでは、さらに家族や友人にまで被害がおよぶことがあります。
例) 誹謗中傷や、反社会的な発言を匿名で書き込んだ後、個人を特定された後、実名や学校名、家族の名前やその勤務先まで公開されてしまう事例もあります。

5. あなた自身を評価される！

一時的な感情で発信した軽率な発言が、あなた自身の評価・判断に利用されます。
⇒友人や教員、大学やバイト先、就職活動先に対する不満、情報漏洩、誹謗中傷などの問題発言は、たとえ訴えられなくても、あなた自身の評価を下げることになります。
例) 就職活動の際に人物情報としてチェックされ、あなたの将来に影響が及ぶ可能性もあります。

Ⅲ. 学生生活サポート

アドバイザーについて

アドバイザーシステム ▶

学生一人一人に、アドバイザー教員を配置して、様々な相談に答えています。

学生生活の間には、学修上の問題、履修方法の相談、対人関係の悩み、将来に対する不安など、様々な問題が生ずることがあると思います。このような時にあなたと共に考え、必要な情報を提供し、問題解決の援助をするためアドバイザー制度が用意されています。

アドバイザー教員には、以下の項目について相談することができます。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 履修、学習に関すること | (4) キャンパスマナー・ルールに関すること |
| (2) 就職・進学・学籍異動に関すること | (5) 人間関係に関すること |
| (3) 心身の健康に関すること | (6) その他、学生生活全般に関すること |

アドバイザー教員からのアプローチもありますが、あなたの方からも気軽にアドバイザーに個人的な問題について相談してください。

アドバイザーのオフィスアワーが大学のホームページ「在学生の方」から照会できます。この時間帯は皆さんの相談を受けるため、アドバイザー教員が研究室に待機しています。遠慮なく訪問してください。また、アドバイザーは特別な相談が無くてもあなたの訪問を歓迎してくれるでしょう。

※研究室の掲示板で皆さんに会える日時を知らせている教員もいます。

メールで予約したり、時間が合わない時は研究室にメモを残し用件や再度訪ねる日を伝えておく事もいいでしょう。必ず返事やアポイントが得られます。

こころとからだの健康について

健康管理センター ▶

充実した学生生活を送るためには心身の健康管理も大切なことのひとつです。健康管理センターと学生相談室は連携してあなたの健康上の問題、心配ごとの解決のための支援を行います。大学5号館1階の同じエリアにありますので気軽に利用してください。

<健康管理センター>

[開室時間] ……月曜日～金曜日 9:00～17:00

[主な業務]

- ・健康診断…………「学校保健安全法」に基づき、毎年4月上旬に健康診断を行います。全員必ず受診してください。病気の早期発見のためだけでなく、健診結果を自分の健康管理に役立ててください。健康診断後のフォローアップ、受診が必要な場合医療機関の紹介も行っています。実習、就職等で「健康診断証明書」が必要な場合、健康診断を受けていないと発行できませんので注意してください。
- ・応急手当…………学内での急病やケガに対して応急手当を行います。体調が悪いときは休養室で休むこともできます。また、状態によっては外部の医療機関に紹介するなど適切に対応します。
※市販薬は法律の規定により原則お渡しできません。自分が普段服用している常備薬を常に携帯してください。特に頭痛、月経痛、風邪症状で体調をくずす方が多いので鎮痛剤・解熱剤・総合感冒薬を携帯することをお勧めします。

- ・健康相談…………健康上の悩み、不安、気になることについて看護職の職員が相談に応じます。開室時間内ならいつでも対応します。
- ・健康教育…………保健医療福祉を学ぶ学生の皆さんに感染症予防のための知識の啓発を目的として学校医によるB型肝炎予防、結核予防についての健康教育を行っています。
- ・その他…………身長計・体重計・血圧計・視力計を設置しています。日頃の健康チェックに活用してください。

※電話やメールでの相談、問い合わせも可能ですがなるべく来室してください。
なお健診結果等の個人情報にかかわる問い合わせについては電話・メールではお応えできません。

<学生相談室>

○相談窓口

大学生活を送る中で「どこへ相談したらよいか分からない」、「誰に相談したらよいか分からない」、「誰かに話を聞いてほしい」、「カウンセラーに相談したい」というようなことが起こった時は、学生相談室に「カウンセラー」が常時いますので、問題をひとりで抱え込まず、相談室の戸をたたいてください。一緒に考えていきましょう。

[利用時間] 月曜日から金曜日まで 10:00～17:00

[相談内容] 人間関係について（友人、恋愛、家族のことなど）
自分について（自分を変えたい、人と違っているみたいだ、自分を知りたいなど）
精神的なもの（イライラ、緊張、ストレス、不安、やる気がおきないなど）
身体的なもの（眠れない、食べられない、食べすぎてしまうなど）

○カウンセラーによるカウンセリング

[利用時間] 月・水・金 10:00～17:00

[カウンセリング予約方法]

5号館1階の学生相談室窓口で随時受け付けています。

メールでの予約も出来ます。

soudanrm@seirei.ac.jp

学生相談室のホームページに利用可能日と時間を掲載しています。

※このメールアドレスは予約用です。ご相談には応じられません。



◀ 学生相談室

学習支援について

<学習支援室>

学習支援室は、学習支援アドバイザーが基礎的な学習方法、学修上困っている問題の解決に向けての支援をします。

[学習支援の内容] (1) 個別の学習相談、(2) 基礎学習講座（個人、集団）など

①ノートの取り方／②レポートの書き方／③プレゼンテーション資料の作成方法

④文献・資料の調べ方／⑤情報リテラシーのスキルアップなど

[利用時間・場所] 月・水 10:00～17:00 5号館6階 5604室

[利用方法] 学習支援室で随時受け付けています。不在または閉室の際は、学習支援室HPのカレンダーで空き時間を確認し、メールで予約してください。

pgakusyuushienrm@seirei.ac.jp

◀ 学習支援室

経済的支援

奨学金等

本学で利用できる主な奨学金は以下の通りです。

入学後に公募し、選考を経て、貸与・給付が決定されます。

各奨学金の詳細は学生サービスセンターのホームページで確認できます。募集に当たっては説明会を開催しますので、募集時期には掲示を見落とすことのないよう注意してください。これ以外の奨学金についても募集があれば、随時掲示・HPでお知らせします。

◆家計が急変した時は相談を

日本学生支援機構には、家計支持者（父母等）の、失職・破産・会社倒産・病気・死亡等により家計が急変したり、火災・風水害等により家計が急変した方のために、募集時期と関係なく応募できる制度がありますので、学生サービスセンターに相談してください。

(全学生対象)

(1) 菅野・太田・長谷川奨学金（貸与）…………… 募集時期：9月

応募資格	将来、国内外を問わず、広く保健医療及び社会福祉の分野において社会に貢献する志を有する者
貸与月額	看護学部・リハビリテーション学部・助産学専攻科 64,000円 社会福祉学部 54,000円 (無利息)

(2) 聖隷クリストファー大学同窓会・後援会奨学金（貸与）… 募集時期：4月

応募資格	卒業後、保健医療福祉の専門職として社会に貢献する志を有する誠実な学生のうち経済的理由により大学各学部の2年次、3年次、4年次および専門学校の2年次に在学する学生でアルバイト等をしなければ修学が困難な者
貸与月額	40,000円（貸与期間最長3年、無利息）

(3) K.M.奨学金（貸与）…………… 募集時期：4月

応募資格	卒業後、国内外を問わず広く保健・医療・福祉の専門職者として社会に貢献する志を有する学業成績、人物ともに信頼のおける誠実な学生のうち大学各学部の2年次、3年次、4年次および専門学校2年次に在籍する学生
貸与月額	50,000円（貸与期間最長3年、無利息）

(4) 日本学生支援機構

①第一種奨学金（貸与）…………… 募集時期：4月

応募資格	人物・学業ともに特に優れかつ健康で、経済的理由により著しく修学困難な者
貸与月額	自宅通学者 20,000円・30,000円・40,000円・54,000円 (無利息) 自宅外通学者 20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・64,000円

②第二種奨学金（貸与）…………… 募集時期：4月

応募資格	家庭の経済的負担を少なくし、自立する社会人をめざし学業に専念できる環境のもとで学ぼうとする者 (有利息)
貸与月額	30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円から選択

③給付奨学金（給付）…………… 募集時期：4月、9月

応募資格	(家計の経済状況、学業成績、学修意欲による)
給付月額	経済状況等による

※参照：日本学生支援機構HP



【日本学生支援機構の奨学金に関するQ & A】

- 申し込みば全員採用されますか？
→採用条件を満たさない場合は採用されません。
- 他の奨学金と併用できますか？
→奨学金によっては併用できないものがありますので、それぞれ確認してください。
- 採用後に金額変更、取り消しなどはできますか？
→できます。学生サービスセンター窓口に申し出てください。
- 年度途中で申込みはできますか？
→緊急事態（家計支持者の死亡や失業）や災害等で家計が急変し、証明書があれば申請できます。
- 在学中に奨学金受給を辞退した場合、返還はどうなりますか？
→在学猶予制度を申請すれば、卒業まで返還は猶予されます。
- 第一種と第二種を両方申し込むことはできますか？
→併用基準を満たしていればできます。
- 四親等以内・知人に保証人のあてがありません。
→機関保証制度を選択すれば応募できます。機関保証の場合は、保証金を引いた月額が月々入金されます。ただし、採用後、保証人が見つかってもし人的保証に変更はできません。
- 学年が変わる時に手続きは必要ですか。
→毎年自分で継続（或は辞退）届を入力することが必要です。適格認定により廃止となる場合もあります。

（4）聖隷グループ奨学金（言語聴覚学科の募集はありません）

①一般奨学金（貸与）…………… 募集時期：4月～5月

応募資格	卒業後、聖隷グループ各施設（聖隷浜松病院、聖隷三方原病院、聖隷横浜病院、聖隷淡路病院、聖隷佐倉市民病院、聖隷沼津病院、聖隷富士病院、浜松市リハビリテーション病院、聖隷袋井市民病院、聖隷福祉事業団高齢者公益事業部、同在宅・福祉サービス事業部）のいずれかに勤務することを希望する者
対象となる 国家資格	看護学部、助産学専攻科：看護師、助産師 社会福祉学部：社会福祉士、介護福祉士 リハビリテーション学部：理学療法士、作業療法士
貸与月額	30,000円（無利息） （看護学部と助産学専攻科のみ30,000円又は50,000円を選択）
特別奨学生 制度 （看護学部と 助産学専攻科のみ）	（返還免除制度） 卒業後、国家資格を取得し、聖隷グループ各施設に勤務した場合、特別奨学生として貸与を受けた期間の奨学金は、勤務期間に応じて返還を免除される制度。2年次生以降の希望者の中から、学業成績・人物・経済状況等を勘案して決定する

②奨学貸付金（貸与）…………… 募集時期：2月、7月

応募資格	経済的援助を必要とする者
貸与額	授業料の範囲内（授業料納付時期にあわせて貸与）
備考	卒業後、国家資格を取得し、聖隷グループ各施設に勤務した場合は、無利息

【聖隷グループ奨学金に関するQ & A】

- 奨学金に応募する場合、就職先はどうなりますか？
→卒業後、聖隷グループ各施設に必ず勤務することが条件になります。
- 看護学部生ですが、応募時に希望施設が決まっていますか？
→1年次生に限り、2年次生になるまでに決定するという事で施設未定で応募することができます。
- 奨学金に採用されれば、そのまま聖隷グループ各施設に就職できますか？
→「奨学生採用」と「職員採用（就職）」は異なります。就職試験は別に受けていただきます。
- 2年次生・3年次生になってから申し込みはできますか？
→できます。

○奨学金の振込銀行はどこでもよいですか？

→りそな銀行浜松支店の口座と指定がありますので、口座がない場合は開設していただきます。

○看護学部生ですが、1年次生では奨学金の金額を3万円で希望しましたが、途中から5万円に変更できますか？

→貸与期間内に1回だけ変更することができます。変更の受付は4月です。

○学年が変わる時に手続きは必要ですか。

→毎年奨学金貸与施設に成績証明書を提出することが義務付けられています。

(5) あしなが育英会奨学金（貸与）…………… 募集時期：4月～5月

応募資格	保護者等が病気もしくは自死（自殺）や災害（除、交通事故）等で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている学生
貸与月額	一般40,000円、特別50,000円

(6) 交通遺児育英会奨学金（貸与）…………… 募集時期：4月～5月

応募資格	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている25才までの学生
貸与月額	40,000円、50,000円、60,000円から選択

(7) 廣田育英会（給付）…………… 募集時期：12月

応募資格	学業・人物ともに優秀であって、学資の支弁が困難と認められる者
給付額	200,000円（年額）

静岡県看護協会 保健師・助産師・看護師修学貸与金（貸与）…………… 募集時期：4月

応募資格	卒業後、静岡県内において看護職員の業務に従事しようとする者
貸与月額	20,000円 ※貸与期間は1年間

静岡県看護職員修学資金（貸与）…………… 募集時期：4月

応募資格	卒業後、静岡県内で5年以上看護職員の業務に従事しようとするもの。（学部生は200床未満の病院）
貸与月額	36,000円（期間：学部生最長4年間、専攻科1年間）

M.H.奨学金（給付）－原則として3年次生および4年次生対象－…………… 募集時期：4月～5月

応募資格	卒業後、国内外を問わず看護師、保健師または助産師として社会に貢献する志を有し、学業成績、人物ともに優秀な者 2名選考
給付額	500,000円（在学中1回のみ）

難波千鳥奨学金（給付）－3年次生および4年次生対象－…………… 募集時期：4月～5月

応募資格	卒業後、国内外を問わず看護師または介護福祉士として社会に貢献する志を有する優れた者 2名選考
給付額	500,000円（在学中1回のみ）

ニッセイ聖隷健康福祉財団奨学金（給付）…………… 募集時期：4月

応募資格	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士として、卒業後高齢者福祉施設（有料老人ホーム・介護老人福祉施設・介護老人健康施設・健康増進センター等）に勤務を希望する者
給付月額	20,000円（期間：介護福祉士2年間、理学・作業療法士・言語聴覚士3年間）

（看護学部
助産学専攻科
の学生対象）

（看護学部の
学生対象）

（看護学部
社会福祉学部
介護福祉学科
の学生対象）

（社会福祉学部
リハビリテー
ション学部の
学生対象）

静岡県介護福祉士修学資金（貸与） …… 募集時期：4月

応募資格	卒業後、静岡県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする者
貸与月額	50,000円に加え、1年次生には入学準備金20万円が、卒業時に就職準備金20万円が貸与されます ※返還免除制度あり

聖隷福祉事業団奨学金（介護福祉士養成校）

① **一般奨学金** …… 募集時期：随時

応募資格	卒業後、聖隷福祉事業団各施設のいずれかに介護福祉士として勤務すること
貸与月額	月額30,000円（貸与期間最長2年）

② **特別奨学金** …… 募集時期：随時

応募資格	卒業後、聖隷福祉事業団各施設のいずれかに介護福祉士として勤務すること
貸与月額	月額30,000円または50,000円（貸与期間最長2年）※返還免除制度あり

【聖隷福祉事業団奨学金（介護福祉士養成校）に関するQ & A】

- 奨学金に応募する場合、就職先はどうなりますか？
→卒業後、聖隷福祉事業団各施設に必ず勤務することが条件になります。
- 2年次生になってから申し込みはできますか？
→できます。
- 奨学金の振込銀行はどこでもよいですか？
→遠州信用金庫中川支店の口座と指定がありますので、口座がない場合は開設していただきます。
- 学年が変わる時に手続きは必要ですか。
→聖隷福祉事業団本部人事企画部に成績証明書を提出することが義務付けられています。

静岡県保育士修学資金（貸与） …… 募集時期：4月

応募資格	卒業後、静岡県内で5年以上「保育所等」に従事しようとする者
貸与月額	50,000円に加え、1年次生には入学準備金20万円が、卒業時に就職準備金20万円が貸与されます ※貸与期間は2年間 ※返還免除制度あり

地方自治体の奨学金

＜特定資格の養成施設在学者対象＞

上記で紹介した以外にも、都道府県によっては、看護師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成施設に在学する学生を対象とした奨学金制度を有する場合があります。この奨学金は、卒業後、その都道府県内の施設で一定期間勤務することが条件になります。詳細は学生サービスセンターに問い合わせてください。

＜出身地の学生対象＞

都道府県や市町村の中には、「出身地の学生」を対象にした奨学金制度を有するところがあります。各地方自治体の教育委員会が窓口になることが多く、自治体広報誌を通じて募集します。直接、自治体に問い合わせてください。

授業料等の延納・分納制度

特別の事情により期日までに学費を納付できないときは、分納や納入期限の延長を申請することができます。申請については、納入期限の遅くとも1ヵ月前までに大学総務部に相談してください。

アルバイトについて

アルバイトと アルバイト届

勉強が学生の本分ではありますが、学生生活を続けるためにどうしてもアルバイトをしなければならない学生は、アルバイトガイドラインを参考にして無理のない時間（長期休業中など）に、学業と健康を第一に考えて学生としてふさわしい仕事を選ぶようにしてください。また、必ず事前に試験前や実習中に休みがとれるか確認してください。

アルバイトのために学業成績が著しく悪化したり、健康上好ましくない事態が発生した場合にはアルバイトを中止するよう指導することがあります。

アルバイト情報は学生サービスセンターで

大学に届いた求人はアルバイト紹介ファイルで閲覧できます。

（1号館エレベーターホール横）

アルバイト届を学生サービスセンターに提出

契約期間が2週間以上のアルバイトをしている学生は、アルバイト届を学生サービスセンターHPから入力してください。



アルバイトで、困ったことがあったら学生サービスセンターへ相談を

学生サービスセンターが紹介したアルバイトはもちろん、それ以外のアルバイトでも、困ったことがあった時は相談してください。

学業とアルバイトに 関するガイドライン

アルバイトガイドライン

このガイドラインは、学生自身の健康と豊かな学生生活を守ることを目的とし、学生の皆さんへのアルバイト調査をもとに学生支援協議会が作成しました。アルバイトを禁止するわけではありません。学生の本分である学業を優先し、学業とのバランスを取って健全な学生生活を送るための指針としてこのガイドラインを利用してください。

経済的支援としては、各種奨学金制度もあります。アルバイト収入に頼る前にアドバイザーや学生サービスセンターに相談してください。

学業とアルバイトに関する目安

1. アルバイトの職種

聖隷クリストファー大学の学生であることを自覚し、適切な職種を選びましょう。収入が多い職種の中には学生にとって適切でないと思われるものがあります。

2. アルバイトの日数

アルバイトの日数は、週に1～3日位が適当です。それ以上になると急激に体調不良や授業への影響が生じる結果が出ています。

3. アルバイト終了時刻

終了時刻は、アルバイト開始時刻の早い、遅いに関わらず22時位までにしましょう。それを超えると疲れが残り、翌日の授業を集中して受ける体調が維持できません。

4. アルバイト拘束時間と収入

ひと月の収入額は5～6万円位までが体調不良や授業に影響しないぎりぎりのラインです。（6万円の収入を得るには、時給885円で平日2日5時間ずつ、週末1日8時間働かなくてはなりません。）

I. アルバイトの雇用条件を確認しよう

雇用条件は口約束ではなく、以下の項目について文書で明確になっているかを確認し、納得したうえで契約書を取り交わしてください。また、サインした契約書の一部は雇用者が保管しますが、もう一部（コピーでもよい）は必ず学生自身のものとして大切に保管してください。

業務内容

仕事には責任はつきものです。ただその責任が無資格の学生が負える範囲以内のものであるか、注意が必要です。判断に迷う場合は大学や保護者に相談して、そのうえで契約書を取り交わしてください。

業務時間

明記されているかを確認します。時間延長を言われた場合の対応や、最大限の延長時間を確認し、終了時刻を確実にしておくことが大切です。

業務回数とアルバイト予定日程の取り決め

時間割や定期試験など予め予測されることを考えてアルバイト日程を計画することが重要です。月ごとで日程を更新していく場合は、できない日の予定の連絡を早めに入れることで責任感のある学生として信頼されるでしょう。

突然の休みの連絡

予定外の試験やレポート提出、突然の体調不良など休まなければならない事由が生じた時点で雇用先にまず連絡してください。また再試験など学業優先によりやむを得ず休まなければならない事が生じる場合がある旨を、あらかじめ雇用先に伝えておくことが重要です。

自分勝手な理由でアルバイトを中止することはできませんが、やむを得ない理由で急な休みを連絡した際に、雇用先から代替要員の確保を依頼される場合があります。このことについても契約書に書かれているかどうかを確認しておけば、学業よりアルバイトを優先せざるを得なくなったり、友人への強要などのトラブルを起こしたりしないで済みます。また、代替要員を確保できない場合は、そのことをはっきりと伝えましょう。

II. アルバイト中にトラブルに遭遇した場合の対応について

トラブルが起こったと気づいた時点でその場（店、病棟など）の責任者に報告してください。利用者（客、患者さん）から言いがかりと思えるようなことを言われた場合も同様です。特に夜間は飲酒により気持ちが大きくなっている利用者の言動もあります。アルバイト先に迷惑をかけたくないという学生の気持ちに付け込んでくる利用者もいます。

まずは、頼れる先輩や責任者にすぐに報告し対応してもらいましょう。

過去のトラブルの実例

- ・頼んだ商品と違うと言われた。（必ず、注文はその場で復唱し、確認すること）
- ・患者さんから依頼されたことを忘れてしまい、そのことを患者さんが看護師さんに訴えて看護師さんが対応した。（依頼されたことは必ずその場でメモを取ること、忙しい場合は、看護師さんに患者さんの要望を早めに伝えること）
- ・年齢確認のレジ機能を持っていないレジのアルバイトで未成年に酒類販売をしてしまった。警察が飲酒中の未成年を補導し、販売したレジ係のアルバイト学生が処罰の対象となった。（未成年かどうか疑わしい場合は上司に確認すること）
- ・「利用者からのセクハラ」「店長からのセクハラ」などセクシャル・ハラスメントと思える言動や行動に遭遇することもあります。そうした場合は「No（いやです）!」、あるいは「〇〇さん、それセクハラです」とはっきり言葉で表現する。

Ⅲ.トラブルが起こった場合

万一アルバイトで何かトラブルが起こった場合、アルバイト先の会社を管轄する労働基準監督署に相談する事ができます。まずは学生サービスセンターやアドバイザーの先生に相談してください。

- ・ 聖隷クリストファー大学 学生サービスセンター TEL 053-436-1125
- ・ 静岡労働局 総合労働相談コーナー TEL 054-252-1212
- ・ 浜松労働基準監督署内 浜松総合労働相談コーナー TEL 053-456-8148

IV. 自分を守る、他人を思いやる

個人情報管理

個人情報の管理

時として、予測のつかないことが起きたりします。もしもの時のために対処法を身につけ、トラブルに巻き込まれないよう事前に防止しましょう。

本学では皆さんの個人情報（住所・電話番号・成績など）について、外部からの問い合わせに一切応じていません。皆さんも、個人情報は自分で守るという意識を持って、第三者に住所など個人情報を教える時は、慎重に対応しましょう。→P22個人情報及び肖像権の取り扱いについてのページへ

※携帯電話、免許証、学生証、カード類などを落とさないよう注意しましょう。

※キャッシュカードの紛失時は、すぐに銀行へ連絡しましょう。（夜間・休日対応の銀行もあります。）

※最近スキミングにより、情報を盗み取られたことに気づかない場合もあります。カードの取扱は十分注意しましょう。

ハラスメントのないキャンパスを目指して

ハラスメントについて

ハラスメントとは

同じ大学で教育を受け、学び合う関係者の間で、適切な教育・研究指導のレベルを超えて行われるいじめ、いやがらせ、人格と尊厳の否定、権利の侵害にあたるような行為をハラスメントと言います。いわゆるパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどと呼ばれているものがそれに含まれます。

身体的暴力、ことばによる攻撃、容赦ない叱責・罵倒・脅し、無視・冷遇、事実無根の言いがかり、八つ当たり、差別的な扱い、性的な行為の押しつけ、性的なからかい、ストーカー行為などによってハラスメントは行われます。

こんな行為がハラスメントに

<パワー・ハラスメント>立場の強い者による「自らの権力や立場を利用した嫌がらせ」

- 1 言葉や態度による暴力、罵倒や冷遇
・ 人格を侵害する発言（無能、ばか、やめてしまえなど）
・ 挨拶や話しかけに対する無視
- 2 暴力
- 3 プライバシーの侵害（飲み会などへの参加を無理強いする。個人の情報やうわさを周囲に告げてまわり、当人の居心地を悪くする）

<アカデミック・ハラスメント>

- 1 学習・研究活動妨害（教育・研究機関における正当な活動を直接的・間接的に妨害すること）
- 2 卒業・進級妨害（学生等の進級・卒業・修了を正当な理由なく認めないこと。また正当な理由なく単位を与えないこと）
- 3 選択権の侵害（就職・進学を妨害すること）
- 4 指導義務の放棄、指導上の差別（研究指導や教育を怠ること、また指導下にある学生等を差別的に扱うこと）
- 5 不当な経済的負担の強制（本来研究費等から支出すべきものを、学生の自費で負担させる行為など）
- 6 研究成果の搾取（研究論文の著書を決める国際的ルールを破ること。アイデアの盗用など）
- 7 精神的虐待（本人がその場に居るか否かにかかわらず、学生等を傷つけるネガティブな言動を行うこと ※発奮させる手段としても不適切な場合がある）
- 8 暴力（殴る、蹴る行為、酒席等学外の場所を含む）
- 9 誹謗、中傷（虚偽のうわさを流す、言いふらす行為など）
- 10 不適切な環境下での指導の強制（必要のない深夜・徹夜・休日指導等の強要、他人の目の行き届かない状況での個人指導など）

- 11 権力の乱用
 - ・ 不当な規則の強制（アルバイト禁止、「〇〇とは一切口をきくな」など）
 - ・ 不正・不法行為の強要（研究データの捏造・改ざんの強要など）
 - ・ その他（プライベートな行動に付き合うことの強制、送り迎えの強要など）
- 12 プライバシー侵害（必要以上にプライベートなことを知ろうとしたり、プライベートなことに介入しようとしたりすること）
- 13 その他、学生に対する蔑視、侮蔑的な言動

＜セクシュアル・ハラスメント＞

- 1 性的な関心、欲求に基づく言動
 - ・ 体のサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
 - ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を言うこと
 - ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」などと言うこと
 - ・ 性的な経験や性生活について質問すること
 - ・ 性的な風評を流すなど、性的なからかいの対象とすること
 - ・ 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
 - ・ 食事やデートにしつこく誘うこと
 - ・ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメール等を送りつけること
 - ・ 身体に不必要に接触すること
 - ・ 性的な関係を強要すること
- 2 性別により差別しようという意識に基づく言動
 - ・ 「男のくせに根性がない」、「女は学問などしなくても良い」などと発言すること
 - ・ 成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」など、人格を認めないような呼び方をする
 - ・ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
 - ・ 女性であるというだけの理由で研究上の実績等を不当に低く評価すること

被害を受けたり、被害を見たり聞いたりしたら

聖隷クリストファー大学は、誰もが安心して学び、研究し、安定した学生生活を送ることができる環境をつくり、ひとりひとりの人格が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮できる大学を目指しています。

ハラスメントは、誰もが安全で快適な環境で学び、研究し、安定した学生生活を送る権利を侵害する行為です。被害を受けると、心身に不調をきたす、不本意な進路変更を余儀なくされるなどの深刻な影響を被ります。周囲の人が信じられなくなったり、無気力や食欲不振に陥ったりすることがあります。その結果、休学や退学にまでつながることもあります。

・ 被害にあった日時、内容などを記録しておきましょう。

■被害の申し立てや相談ができるのは

- ・ 被害を受けた方、また受けたと感じている方
- ・ 第三者として被害を目撃した、または被害者の代理人として相談したい方
- ・ 加害者だと疑われている、または疑われているのではないかと心配している方
- ・ 在学生で、実習施設など学外者からハラスメントを受けている方
- ・ 卒業生や退学者で、在学中にハラスメント被害を受け、その加害者が在学・在職している方

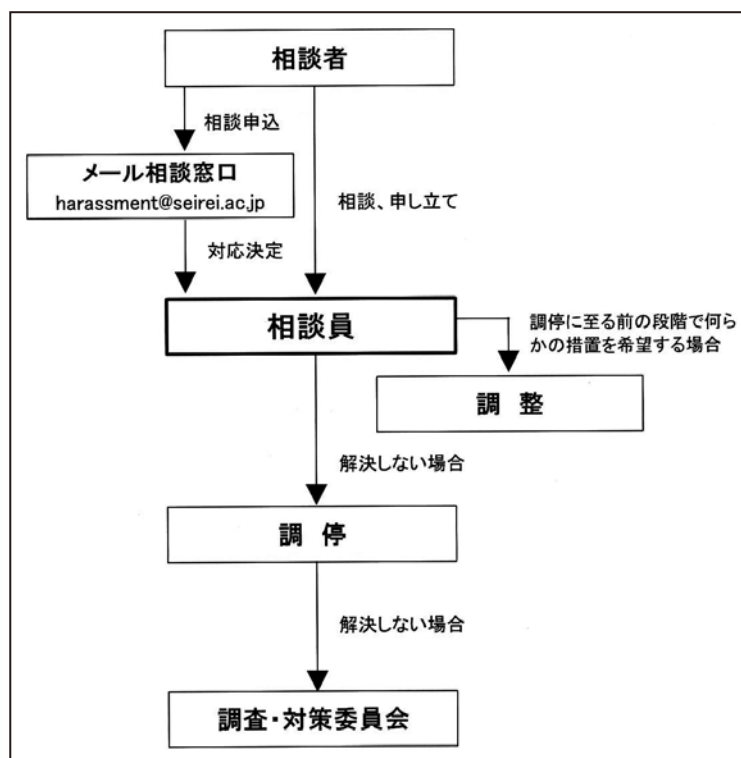
ハラスメント相談窓口

教員及び職員の中から相談員を選任しハラスメントの相談に対応しています。被害にあっている方、ハラスメントを受けているのではないかと悩んでいる方、また第三者としてそれらを見聞きしている方は、相談員に直接、または電話・手紙やEメール等により相談してください。

相談員は、相談者の悩みを受け止め、問題を整理し、ケースを見極め、解決のため採り得る選択肢の情報を提示して、相談者の意思決定を援助します。大学・専門学校などに関係なく、ケースに応じて相談しやすい相談員に相談してください。また、ハラスメント相談専用メールも設けています。

相談・解決に向けたプロセスにおいては、相談者が不利益な扱いを受けたり、相談したことにより二重に傷ついたりしないよう十分配慮し、プライバシーは厳重に守ります。安心して勇気を出して相談してください。

聖隷学園ハラスメント相談フロー



<こちらにご相談ください>

相談員一覧：

<https://www.seirei.ac.jp/gakuen/counsel-harassment/counselor>

メール相談窓口：

harassment@seirei.ac.jp

ハラスメントの解決に向けて

相談員への相談による解決、調停に至る前の調整、話し合いによる解決のための管理職者による調整、さらには調停員による調停、調停不調の場合やハラスメントの内容が悪質・緊急と判断される場合は調査・対策委員会による救済など、規程を定めて状況に応じた解決方法を用意しています。詳しくは聖隷学園ホームページをご覧ください。（聖隷クリストファー大学ホームページからリンクしています）

■聖隷学園ハラスメント対策・防止規程

■聖隷学園ハラスメント被害者救済に関する規程

■聖隷クリストファー大学ハラスメント防止委員会規程

薬物はNO

※厚生労働省「麻薬・覚醒剤乱用防止運動パンフレット（一般啓発用）」（令和元年度）より抜粋

薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法でを使用することをいいます。
覚醒剤や麻薬などは1回使用しただけでも乱用にあたります。

乱用される主な薬物

主な薬物	症状	名称、隠語（別の呼び名）
● 覚醒剤	幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると死に至る。	エス、氷、スピード、アイス、シャブ
● 大麻（マリファナ）	知覚を変化させ、恐慌状態（いわゆるパニック）を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。	ハッパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
● あへん系麻薬（ヘロインなど）	皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる（退薬症状）。大量に摂取すると死に至る。（写真はヘロイン）	ペー、チャイナホワイト、ジャンク
● コカイン	幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。	コーク、スノウ、クラック
● MDMA	知覚を変化させ幻覚が現れることがある。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。	エクスタシー、バツ（「×」、「罰」）、タマ（「弾」、「玉」）
● 危険ドラッグ	吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがある。摂取した人が死亡した例がある。	
● 向精神薬	睡眠薬、精神安定剤など医療用として用いられているが、乱用されると精神及び身体へ障害を与える。また、依存により、思考、感覚及び行動に異常をきたす。	
● 有機溶剤（シンナーなど）	情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。	アンパン

【誘いの手口】

- 「やせてきれいになるよ」 「みんなやってるよ」
- 「ちょっとだけためしてみない」 「一回だけなら平気、いつでもやめられるよ」
- 「ただの栄養剤だよ」 「面白いことがあるんだけど」
- 「お金はこの次でもいいよ」
- 誘われても「ダメ」と断る勇気を持つ。
- 「一回くらいなら大丈夫」「自分だけは大丈夫」という考えは絶対に持たない。

危険ドラッグの怖さ

危険ドラッグは絶対に使用しない！！

●覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体に出るのかわからず、乱用による健康被害が発生しており、死に至る可能性があります。

◀薬物について

◀危険ドラッグについて

●違法薬物が含まれていたら、持っているだけで犯罪です。

よくある製品の注意書き例

◇当商品はお香として販売しております。

◇人体への摂取は絶対にしないでください。

◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。

◇当商品は規制された、医薬品医療機器法（旧薬事法）
対象成分は含まれておりません。

「合法ハーブ」※等と称して販売される薬を販売するホームページは、「合法」であることを強調しますが、「危険」なものです！絶対かわらないように！！

※乾燥植物に、覚醒剤や大麻に似た作用を持つ薬物を混ぜこんだもの。乾燥植物 違法又は危険な物質化学物質

緊急連絡・相談メール（夜間・休日の大学への緊急連絡用）

メールアドレス：kinkyu@seirei.ac.jp

こんな時にはすぐにメールをしてください。

1. 事故・火災・自然災害に巻き込まれ関係者の中に死亡・重体等深刻な事態が生じた場合
2. 重大な事件を引き起こした又は巻き込まれた場合
3. 授業、実習、課外活動、アルバイト、下宿などの学生生活全般の中で起きているハラスメントやトラブルなどで、困っていて、緊急に大学に相談したい場合

例：教職員や大学への要望又は不満、ハラスメント、アルバイト上でのトラブル、人間関係のトラブル、学籍異動など



◀ 緊急メール

交通事故を起こさない、交通事故に遭わないために

※通学手続きはP32参照

大学周辺には多くの福祉施設があります。思いやりのあるやさしい運転を心掛けましょう。日頃より交通安全を心掛け、時間にゆとりをもって行動しましょう。特に始業時間直前の大学駐車場付近は混み合います。また、飲酒運転は道路交通法違反というだけでなく重大な事故につながりかねません。飲酒運転はもちろんのこと、飲酒運転の車に同乗したり、相手が酒を飲んだ後に運転することを知りながら酒をすすめたりすることを絶対にしないでください。

歩行中・運転中の携帯電話は、注意力が散漫になり大変危険です！

道路交通法違反です。

本学学生で一番多い交通事故は、追突事故です。

- ・車間距離を十分にとる。
- ・見切り発進しない。
- ・疲れている時、眠い時は運転を控える。（特に実習中は、精神的にも肉体的にも疲労が重なり、なれない場所への運転となります。十分注意しましょう。）

また、交差点での右左折は、信号のあるなしにかかわらず、無理な侵入をせず、対向車に気を付けましょう。

◀ 交通安全

自転車に乗る時は

1. 夜間はライトを点灯し、自動車の運転手に自分の存在を知らせましょう。
2. 二人乗りは道路交通法違反です。危険ですのでやめましょう。
3. 自転車が加害者となる事故が増えています。交通ルールを守りましょう。1列で道路左側、車道を走行し、交差点は特に注意しましょう。

原付バイク、オートバイ、自動車に乗る時は

1. 二輪ライダーは、頭部保護のため、ヘルメット（JIS2000以上が望ましい）をしっかりと着用しましょう。
2. 自賠責・任意保険の期限はきれていませんか？
3. 特に夜間など自分のバイクが発する音に注意しましょう。
4. 歩道の走行は絶対しないでください。

若者の事故の主な原因

前方不注意、一時不停止、信号無視、最高速度違反、酒酔い運転、歩行者横断違反、雨天時、車間距離

※原付・小型バイクの人も、必ず任意保険に加入しましょう。

家族に自動車の任意保険加入者がいれば安価なファミリーバイク特約が利用できます。

※大学構内には、様々な方が往来しています。自動車は乗り入れ禁止、バイク・自転車は降りて引いてください。

犯罪から自分を守る

防犯対策 ▶

防犯

1. 通学や外出の際は、できるだけ人通りの多い、明るい道を通りましょう。
(特に暗くなってからは、遠回りしてでもできるだけ安全な道を通りましょう。)
2. 女性の夜の一人歩きは危険ですので、絶対に避けましょう。防犯ブザーの携帯をお勧めします。
3. 一般道では、手荷物に防犯ブザー、自転車前カゴにネットをつけて、ひったくりを防止しましょう。また過度の肌の露出は犯罪を誘発する可能性があります。注意しましょう。

犯罪にあった場合は、できるならばすぐに警察に連絡してください。時間がたっていなければ、周辺付近で警察が逮捕できる可能性があります。痴漢、変質者、盗みなどの行為は、放置するとストーカー行為や住居侵入に発展すること考えられます。すぐに連絡できるよう最寄の警察署(細江警察署 Tel 053-522-0110)を携帯電話に登録しておきましょう。学生サービスセンターにも連絡してください。もちろん110番でも結構です。

盗難予防 ▶

貴重品は身につけ、十分に注意してください。

1. サイフ等貴重品を入れたカバンをおいたままその場を離れないようにしましょう。
2. ロッカーには必ずカギをかけましょう。
3. 自転車は必ず二重ロックにしてください。チェーン式のカギをかけるなど盗難を防止しましょう。未施錠の自転車が盗難にあっています。
4. 自動車を駐車する時は、座席の上など外から見える位置に、カバン等貴重品を置かないようにして、車上狙いを防止しましょう。

振り込めサギにご注意! ▶

振り込めサギにあわないために

不審な電話があった場合は、下記のように対応してもらうように、家族の方に連絡しておいてください。

1. すぐに送金せず、まず本人の安否を確認する
2. 本人や大学等に事実かどうかを確認する
3. 警察に相談する
 - ・ 家族との電話での連絡方法を日ごろから確認しておきましょう。
 - ・ 電話番号を変更したら家族に必ず連絡しておきましょう。

悪徳商法・架空請求にご注意! ▶

高額な、英会話教材・資格取得講座・エステ等の販売・勧誘に注意しましょう。

- ・ キャッチセールス(路上) ・ アポイントセールス(ハガキや電話) ・ 霊感商法
- ・ インターネット商法

架空請求に応じないようにしましょう

出会い系サイト・アダルト系サイトなど、“無料サンプル”と表示されている画面をクリックしただけで、会員登録料請求画面が出たり、“無料サイト”という表示があるのにも関わらず登録すると、有料サイトにも二重登録されてしまうものもあります。また、葉書などでも“裁判所・法律事務所・弁護士会”等の記載がある請求が届くことがあります。

携帯電話で覚えのない着信にかけなおしたところ、有料ボイスにつながり料金を請求されることもあります。

いずれの場合も、返信・返答せずに(こちらの個人情報をはなるべく相手に教えない)、次ページの相談窓口に連絡してください。

警戒しましょう!

- | | | | |
|----------|------------|--------------|-------------|
| 楽して儲かる話 | 特典付き会員募集 | うまさぎるアルバイト勧誘 | 契約を執拗に急がせる話 |
| 秘密を要請する話 | 借金を要求してくる話 | あなたが選ばれた式勧誘 | 知人の紹介料が入る話 |

被害にあわないために

1. 氏名・電話番号をむやみに教えない…………… 悪徳業者に「連絡してください」と言うようなものです。
2. 断る場合は、「いりません」とはっきりと…… あいまいな返事（例）「結構です」は、相手の思うつぼです。
3. 新聞・テレビ等の情報に敏感に…………… 手口を知れば被害が防げます。

もしも、「ちょっと変だ、もしかしたら……………」と少しでも感じたら、一日も早く、静岡県西部県民生活センターまたは学生サービスセンターに相談しましょう。

公的相談窓口

静岡県西部県民生活センター

場 所：浜松総合庁舎3階（浜松市中区中央1-12-1）

受付時間：9：00～16：00（土・日・祝日、年末年始は除く）

電 話：053-458-7316

最近「ヤミ金」と言われ、5万円程度の小口の現金を貸付、高額な利息を請求し、脅迫的な取立てを行う悪質な無登録業者があり、大学生を含む若者の被害が増加しています。

安易に借金をせず、お金が必要な時は、保護者など信頼のおける人に相談しましょう。

また、互いの信頼関係を崩さないために友人間の金銭の貸し借りはやめましょう。特に本学学生間の金銭の貸し借りは禁止します。時には、背後に前述のヤミ金の取立てやギャンブル依存など何らかのトラブルがあり、巻き込まれる可能性があるからです。

契約日を含めて、8日以内であれば、クーリング・オフという無条件で解約できる制度があります。ただし、ネット通販、テレビショッピング、ネットオークションなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありませんので注意しましょう。

（未成年者は、クーリング・オフに関係なく、親権者の同意がない契約は、取り消せます。）

クーリング・オフ期間内に必要事項を記載した書面を、配達記録郵便で送ります。（電話は×）

1. 契約書類を受領した日を含めて8日以内（マルチ商法では20日以内）
2. 訪問販売や電話勧誘販売

諸宗教の勧誘に注意

皆さんが避けていても、新興宗教は皆さんを狙っています。

健康や長寿、出世や金儲けなど、様々の御利益を約束して、皆さんに近寄ってくる宗教があります。「お友達がたくさんできますよ」などと話しかけてきます。だいたいこの種の宗教は『新興宗教』と呼ばれるものです。

近年になって『新新興宗教』と呼ばれる宗教が現れました。いわゆる現世御利益を約束するのではなく、「生きがいのある人生」、「充実した毎日」、「意味ある人生」などを皆さんに約束して入会を勧めます。

キャンパスでの勧誘活動は禁止されています。

カルトに注意

『新興宗教』にしても『新新興宗教』にしても、カルトに分類すべきものがあります。カルト化した宗教は、御利益の約束などに釣られて入会した人々から、いろいろな名目で金銭や時間を要求します。

退会を許さず、会員の生活を完全に管理支配します。

「何もしないでいると、たたりがある」などと脅して、研修会や修行に参加することを強要し、参加費の名目で金銭を要求します。

自分の人生を他人の管理に任せ、その結果、学業の継続が難しくなるようなことにならないよう、注意しましょう。勧誘を受けた時には、そのことを家族や友人、大学の教職員など、誰かに話してみましょう。

◀ 借金に注意

◀ クーリング・オフ

◀ 新興宗教に注意

マイナンバーについて

マイナンバー ▶

2015年マイナンバー（個人番号）が国民一人一人に通知されました。

2016年1月からは社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されます。学生の皆さんもアルバイト等の採用に当って、マイナンバーの提示を求められることがあります。また、日本学生支援機構の奨学金貸与についても2017年4月以降、マイナンバーの提示を求められています。

マイナンバーは生涯使用するものです。なりすましや悪用されることがありますので、安易に人に教えたりしないように慎重に取り扱ってください。マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に注意してください。

原則として大学から学生の皆さんにマイナンバーの提示を求めることはありません。

詳細 総務省HP http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

18歳選挙権について

選挙権 ▶

2015年6月公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、選挙権が20歳から18歳に引き下げられました。未成年の1年次生、2年次生にも選挙権が与えられます。選挙権は国会議員を選ぶ衆議院選挙や参議院選挙だけでなく、知事、市長、町長といった地方公共団体の長や、県議員、市議員などの地方議会議員を選ぶ選挙で投票する権利となります。皆さんの意見・考えを政治に反映する権利となります。

なお、成人年齢は2022年4月1日から18歳です。

下宿・アパート生活

健康管理 ▶

一人暮らしは、生活が不規則になったり、食事が偏ったりしがちです。不健康な生活が続くと病気の引き金となりかねません。健康的な生活を支える基盤は食事・睡眠・運動です。大学生のうちに、健康的な生活習慣も身につけましょう。

○遠隔地被保険者証を

親元から離れて生活する場合は、必ず「遠隔地被保険者証」を用意してください。ただし、個人で健康保険カードを持っている場合は不要です。医療機関に受診する際に保険証がないと医療費が全額自己負担となります。遠隔地被保険者証は、保護者が加入している保険機関（保険証の発行先）に申請して発行してもらいましょう。申請に必要な在学証明書は学生サービスセンターに依頼してください。

○住まいの近くの医療機関を確認しておきましょう

健康管理センターでは大学周辺の医療機関を症状に応じて案内します。自分の住んでいる地域の医療機関も事前に調べておきましょう。特に体調に不安のある人や持病のある人は近くにかかりつけの病院を持っておきましょう。

○治療中の病気がある人は・・・

持病や治療中の病気がある人は、今後の治療について主治医に相談しておいてください。大学の近くの医療機関で治療をする場合は、「紹介状」を書いてもらいましょう。「紹介状」なしで、400床以上の病院を受診すると初診時に選定療養費が必要です。（聖隷三方原病院の場合5,000円＋消費税）

○いざという時のために

①救急箱を用意しましょう

【衛生器具】 体温計※・爪切り※・ピンセット・とげ抜き・ガーゼ・綿棒・絆創膏

【外用薬】 消毒薬・かゆみ止め軟膏・湿布薬

【内服薬】 かぜ薬・鎮痛剤・胃腸薬

※体温計と爪切りは必ず用意してください。

②体調をくずした時のために

レトルトのおかゆ、冷凍のうどん、スポーツ飲料などを常に用意しておくといざという時に役立ちます。

③急病やけがの状態によっては、家族に迎えや付添を依頼する場合があります。家族に連絡が必要になった場合はどうするのか事前にきめておきましょう。

○火災に注意

火災は、家主や下宿生、近隣住民ばかりか、自分の学生生活や将来にも重大な影響を及ぼします。十分注意しましょう。

1. 外出・就寝前 …………… 電気・ガス器具のスイッチ・元栓を点検。
2. 暖房や調理器具 …………… 用途に従い正しく使用。使用中は離れない。（こたつを乾燥機代わりに使用すると、火災になる場合があるそうです。）
3. 火気始末 …………… 火気の始末は確実に。
4. 避難路確保 …………… 出入り口、窓際や廊下には、避難路の障害になるものを置かない。

○自分の身を守る方法を身につける

1. 就寝時・外出時 …………… キッチン・トイレの小窓も必ず施錠しましょう。
2. 網戸のままで就寝しないで …………… 2階だからといって安心しないで必ず窓を施錠しましょう。
3. 遮光性のカーテン …………… 薄いものは、夜間外から部屋の中が見えて危険です。特に、夜間はすき間を作らず確実にしめましょう。

※防犯ブザーや二重ロックなど、ホームセンターなどでいろいろな防犯グッズが販売されています。

下宿、アパートでの地震対策

- ・転倒防止器具で家具を固定する。
- ・窓にガラス飛散防止フィルムを貼る。
- ・非常持ち出し品を準備しておく。ラジオ、懐中電灯（予備の電池）、ヘルメット、軍手、靴（ケガ防止のため）、タオル、下着（着替え）、生理用品、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、笛（壊れた家屋の下敷きになった時に居場所を知らせるため）、応急医療品、非常食・飲料水（救援物資が届くには数日かかるため、最低3日分は準備しておく）、保険証のコピー、携帯電話の予備電源 など

地震が発生した時には

- ・生命の安全を考え、机の下などに避難する。（但し、倒壊の恐れのある建物の場合は速やかに脱出口を確保すること）
- ・あわてて外に飛び出さない。
- ・すばやく火の始末。

◀ 防火
火の用心！

◀ 防犯施錠と
カーテン

◀ 地震対策

- ・電気・ガスの元栓をしめる。
- ・建物倒壊の恐れのある場合は、直ちに最寄りの避難地へ避難する。
- ・避難の際、ブレーカーは必ず落とす。（ブレーカーを入れたままだと、電気が復旧した時に火災が発生する危険性がある）
- ・大学へ皆さんの安否を連絡してください。（連絡方法P43参照）

大学周辺にある聖隷クリストファー大学学生専用等の下宿・アパートを紹介しています。

下宿・アパート紹介をご希望の方、下宿・アパートで問題・不都合が生じた場合などは、学生サービスセンターに相談してください。

災害傷害保険、賠償責任保険

本学は教育研究活動中に学生が負った傷害事故、および学生が被った賠償責任事故に対する救済のため、日本国際教育支援協会の保険に全員加入します。

保険の対象になると思われる場合は、学生サービスセンターに連絡してください。

保険料の納入について

- ・修学年限分を入学時に専用の払込用紙にて納入します。
- ・所定の修業年限を越えて在学する場合は、新たに保険料の納入が必要となります。
- ・修業年限未満で退学する場合は、一部保険料が戻る場合があります。

問い合わせは学生サービスセンターへ

学生教育研究災害傷害保険（学生本人のケガに対する補償）

国内外を問わず対象（休学しての留学中は対象外）

正課中、学校行事参加中、課外活動中、通学中などで、ケガをした場合の補償

こんなときは学生サービスセンターに連絡を

（保険料支払い対象となるためには、必要通院日数がありますので、学生サービスセンターで確認してください。）

- ・体育などの授業中にケガをした。
- ・サークル活動中にケガをした。
- ・学外における実習中に事故にあった。
- ・通学、実習場への移動の途中に事故にあった。

※この保険金は生命保険、傷害保険、加害者からの賠償金等と関係なく、支払われます。

※サークル活動や通学（実習先を含む）等については大学への申請、大学からの許可が出ていることが前提となります。

◀ 本人のケガに対する補償

学研災付帯賠償責任保険（他人のけが・財物損壊への賠償責任を補償）

国内のみ対象

正課中、学校行事中、学友会が承認するボランティアサークル等での課外活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

たとえば

- ・実験中、間違っって薬品を混ぜ、爆発事故を起こし、相手に火傷を負わせてしまった。
- ・授業中に野球をしていて、打ったボールが車にあたり、ボンネットをへこませた。
- ・実習中に、受け入れ先の施設の機械を壊してしまった。
- ・大学祭に模擬店を出店したが、食中毒事故を起こしてしまった。

◀ 他人への賠償責任を補償

加入コース（2,000万円コース）

- ・看護学部、リハビリテーション学部、助産学専攻科の学生
「Cコース：医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）」
- ・社会福祉学部の学生
「Aコース：学生教育研究賠償責任保険（学研賠）」

◆**学研災付帯「外国人留学生向け保険」**（留学生の方は必ず加入してください）

加入資格として、国民保険に加入している必要があります。

①個人賠償責任、②ケガ・病気の治療費用、③救護者費用、④死亡・後遺障害の補償
〈対象となる事故例〉

- ・自転車で走行中、通行人にぶつかってけがをさせたり、人の物を壊したとき
- ・学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき
- ・学生が入院して、保護者が駆けつけたとき
- ・万一のときや後遺障害が残ったとき

保険料（卒業までの一括払い）

1年間：11,500円、2年間：20,130円、3年間：28,780円、4年間：37,410円

※国民健康保険で治療を受けた際の自己負担額も全額補償されます。

※2019年度の保険料のため、変更の可能性があります。

V. 学生生活をより豊かに―課外活動等―

ボランティア活動とボランティアセンター

ボランティア活動をしてみませんか？

ボランティア活動は、「自らの意思で進んで行う」ことです。

「あれをしなければいけない」「こうしなければいけない」という制約はありません。

一人でも、グループでも、できます。

自分の都合にあわせて、自分の関心のある分野、得意な分野で、在学中に、何か一つでも、ボランティア活動をしてみましょう。

きっと、授業だけでは見えなかった世界が見えてくると思います。



学内サークル ▶

ボランティア関係のサークル、同好会

学内には様々なボランティア系サークル・同好会があります（P84参照）。また、専門性を活かした学部単位での活動も行っています。問い合わせは、各サークルまたは学生サービスセンターへ。

ボランティアセンター ▶

ボランティアセンターはボランティアをしたい方を積極的に支援します。

①学内のボランティア情報の集約

大学に寄せられる施設・団体等からのボランティア依頼や学部・教員・ゼミ等が実施するボランティア活動など大学内のボランティア情報は、1号館1階スチューデントプラザ内「ボランティアセンター」に集まります。情報は、ボランティアSNS・メール・掲示・ホームページ・冊子等により連絡します。

②相談受付

「ボランティアに興味があるけど、何をしたらよいかわからない」「学校にはどんなボランティアの募集が届いているの」「どんなボランティアサークルがあるの」等のボランティアに関するご質問にお答えします。みなさんのご希望にできるだけ沿う内容のボランティアを紹介します。

ボランティアセンターには専門のボランティア・コーディネーターがいます。

相談時間：水曜日・木曜日 11:00～18:00

③ボランティアサークルの方へ

ボランティアサークルの設立、部員募集や運営についての相談を受け付けています。

ボランティア保険に入りましょう ▶

ボランティアは、自発的に善意で行う行為ですが、場合によっては、不慮の事故などで、相手を傷つけてしまったり、自分がケガを負うこともあります。そんなときのために、ボランティア保険に入りましょう。

ボランティアセンターでは、社会福祉協議会のボランティア保険を紹介しています。これは、個人でも団体でも加入できます。詳細はボランティアセンターまで。ボランティア保険は、1年毎の更新となります。

ボランティア活動の単位認定 ▶

入学後に行ったボランティア活動（30時間、または5日間以上）について単位を認定する制度があります。全学共通科目「ボランティア演習」のシラバスにしたがって、履修登録及び「ボランティア活動記録」・「ボランティア活動報告書」の提出を行ってください。

学友会（サークル・同好会）

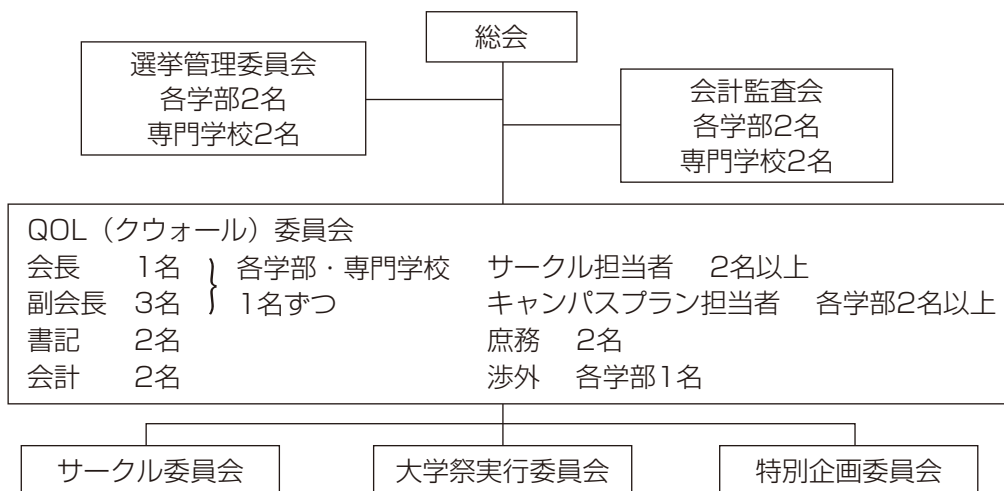
「聖隷クリストファー大学学友会」

本学の学生全員で組織されている団体で、学生生活の向上と、会員相互の親睦を深めることを目的としており、学生の納入する会費で活動しています。

活動情報は、大学HPのクラブ・サークルブログ等に掲載します。



【組織図】



■サークル、同好会の新設について

新しくサークル・同好会を作りたい人は、学友会のサークル担当者に相談しましょう。学友会で承認を得た後に、学生サービスセンターで所定の手続きをしてください。

同好会新設の申請期間は4月と10月です（1年生に限り4～5月、10月です）。

申請期間以外は同好会新設の受付は出来ません。

申請から半年間は活動状況の確認期間とし、申請通りの活動がなされており、在籍人数が5名以上の場合は、申請されてから半年後に「同好会」として認められます。

学友会に「同好会」として認められたのち、さらに半年経過後に在籍人数が10名以上いる場合は、「サークル」として承認されます。

■サークル・同好会の加入

学生ホール、大学1号館地下にサークル・同好会の活動案内があります。加入希望は、各サークル・同好会へ直接か学友会サークル担当者に問い合わせてください。

次のような場合は学生サービスセンターに相談の上、所定の手続きをしてください。

学友会、サークル、同好会として

- ・学外の団体に加盟したい。学外の大会、集会に参加したい。
- ・学内で集会をしたい。合宿をしたい。
- ・集会、課外活動の指導等に学外から人を招きたい。
- ・学内で印刷物を発行、掲示したい。
- ・学校の施設を使用したい。学校の器具を使用したい。

※学校の施設や器具を使用して破損してしまった場合は速やかに学生サービスセンターへ申し出てください。

※サークル・同好会宛の郵便物は、スチューデントプラザ内のサークルポストに入れますので、定期的に確認しましょう。

◀学友会

◀サークル

◀課外活動上の手続き

サークル同好会
一覧

カテゴリ	サークル・団体名	内容・目的
ボランティア	TOLO	豊岡団地における子どもたちへの学習支援や一緒に遊んで交流を深める。
	マナの会	ホスピスボランティアでの活動を通じて、患者さんやスタッフの方たちとの交流を通じて学ぶ。
	献血推進	キャンペーンにおいて啓発活動を行う。献血者の獲得と献血の周知に貢献する。(看板作りや処遇品づくり、呼びかけと接遇)
	くっぴいー	障害を持った方の活動支援。(障害者施設での喫茶運営のお手伝い)
	スピッツ会	障害を持っている人、その親と一緒に料理を通じてコミュニケーションをとる。また、安全面にも配慮しながら活動を行う。
	アスリハ塾	アスリートに対するメディカルサポートのボランティア活動への参加
	2びいす	ボランティアを通し、精神保健について理解を深める。
	いとでんわ	震災を経験された方々との交流、「心の復興」に関する調査
	クレオメ	利益を求めない慈善活動を通して、大学では学ぶことができない貴重な体験をすることで将来に生かす。
音楽	ハンドベルリンガーズ	施設でのボランティア演奏やイベント(学園祭、クリスマス礼拝等)での演奏
	軽音	音楽(バンド練習、楽器演奏)を通して学生間の交流を深める。
	プラスバンド	大学祭や卒業パーティー等での演奏に向けた練習を行うとともに、技術の向上を図る。
	Pia Cere (ピアチェーレ)	音楽や交流を通してより良い関係を築く。
	トワイライト	音楽を通じて演奏技術の習得と向上を図り、学生間の交流を深める。
文化系	オリーブ	キリスト教の学びと親交を深める。(賛美、聖書研究、お祈り)
	茶道部	裏千家茶道、お茶会を開催、立礼のお点前や茶室での礼儀・作法等を学ぶ
	美術サークル	デザインや工芸などに表現する活動を通して発想を豊かにする。
	郷土料理研究会	郷土料理を通じて地域の文化を知ることとを目的とし、実際に料理を作る
	SWS	サブカルチャーの研究活動および創作活動
	Global Lab	Let's hare fun with English ! 英語を使って楽しみながら英会話力を伸ばす。
	syu☆和	手話を使って単語や日常会話ができるようにする。
	Hand Made	ハンドメイド手芸の作品制作および学園祭への出展。
	ISS	海外留学生の支援および交流。
	シュピール	サブカルチャーの研究活動および学部・学年間の交流。
	笑 Smile	漫才、コント、喜劇などを通じて学生間の交流を深める。
スポーツ	Merry puppy	みんなで楽しくダンスを踊り、聖灯祭やクリスマス祝会で発表する。
	プレイヤーズ	テニスを通して、スポーツの楽しさ、仲間との交流を図る。
	バスケットボール	バスケットボールを通して他学部、他学科との交流を深める。また、大会に出場し優秀な成績を収める。
	フットサル	フットサルを通じて仲間と交流することの喜び、スポーツの楽しさを感じる。
	猿	フットサルを通じて交流するとともに身体を鍛える。
	ゆりかもめ	バレーボールを通じて体を動かし、交流を行う。
	PANPA	バドミントンを主に軽い運動を行い他学部、他学年との交流を深め、学生生活をより良いものとする。
	球部 (たまぶ)	バスケットボール・バレーボール・ドッジボールなどを通じて先輩、後輩との交流を行う。
	WBC	野球を通して交流を深める。
	ノアの方舟	ダンスを通じて学科間の交流を深める。
	ATP	ランニング、陸上競技などを行い、汗をかくことにより、運動不足やストレスを解消する。
	ping-pong	卓球を楽しみながら健康増進を図る。
	聖隷クリストファー大学 硬式野球部	野球を通して、人間性、社会性を身に着ける。
	ぶにたま	ソフトテニスを通じて運動する。

同窓会（学生会員）

「聖隷クリストファー大学同窓会」

正会員（卒業生・修了生）、学生会員（在学生）、特別会員（現旧教員、その他理事会が認めたもの）から組織されており、以下の3点を目的としています。

- (1) 会員の交友を深め、親睦をはかる。
- (2) 会員の教養を高め、看護・保健・助産専門職・福祉・介護専門職・リハビリ専門職の確立を目指す。
- (3) 聖隷クリストファー大学の発展のために寄与する。

■同窓会の支援内容について

在学时

同窓会が在学生を支援するため、下記の事業を行っています。

- ・図書費の寄付
- ・聖隷クリストファー大学同窓会・後援会奨学金の貸与
- ・同窓会海外研修奨学金の給付
- ・進就職パーティへの補助

卒業後

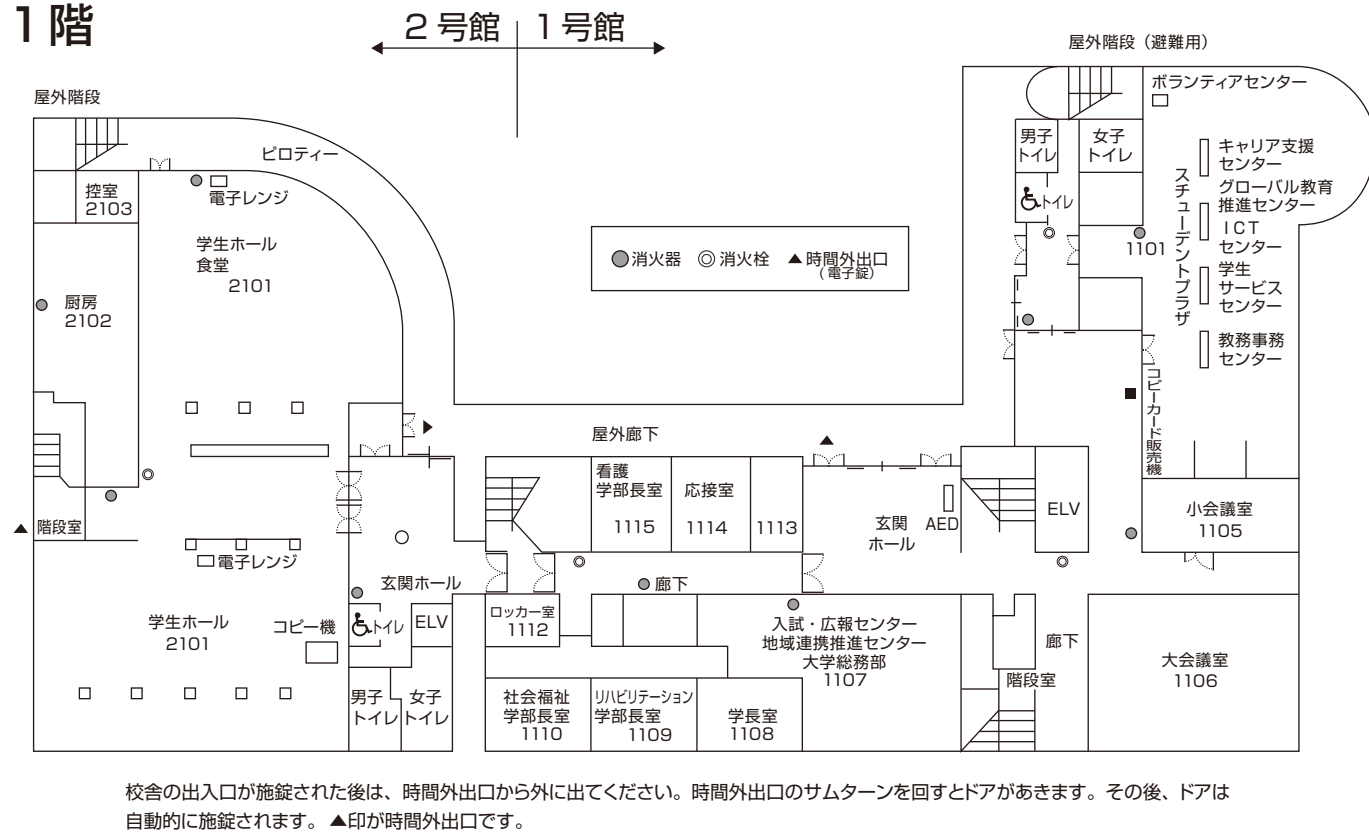
卒業生同士の親睦をはかり、母校の発展に寄与するため、下記の事業を行っています。

- ・同窓会報の発行（年2回）
- ・同窓会総会の開催
- ・セミナー、講演会の開催
- ・静岡県外での同窓会の開催
- ・ホームカミングデーへの補助
- ・クラス会開催補助

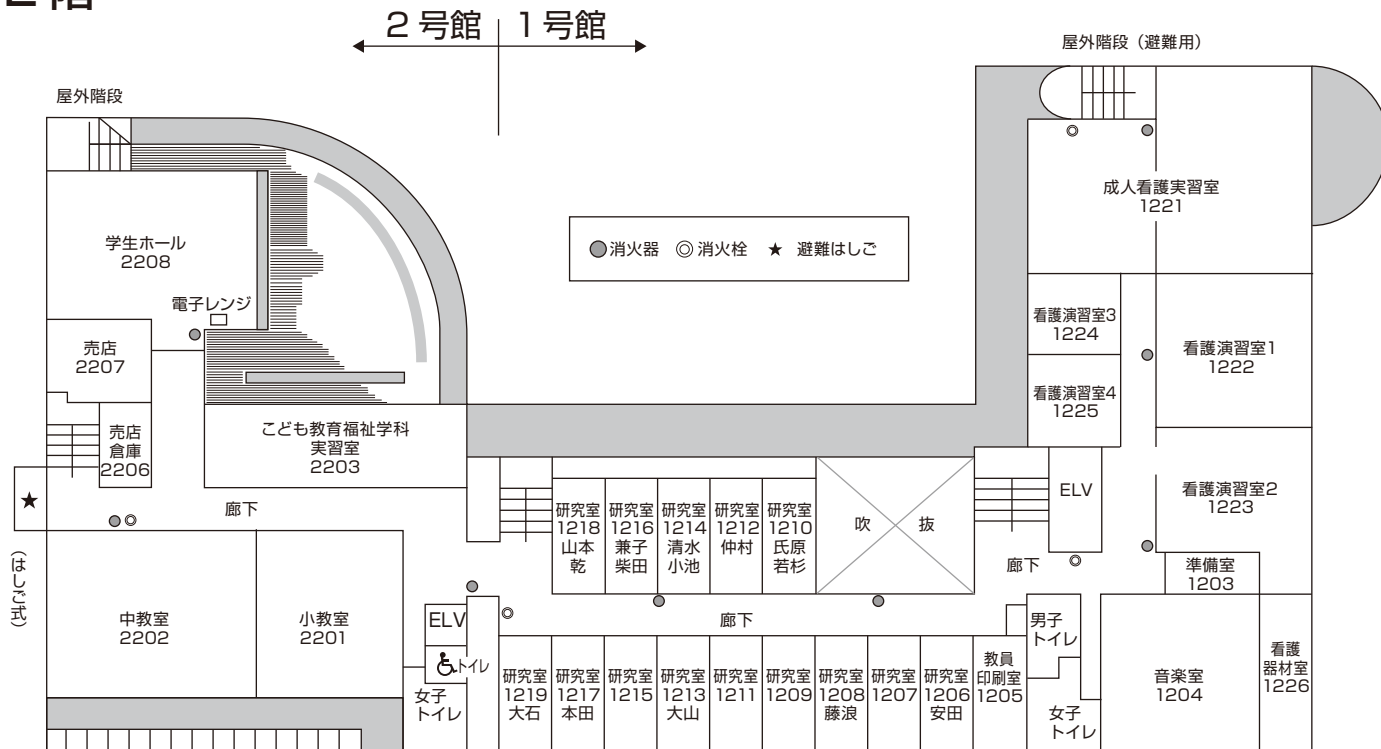
VI. 教室等配置図

1 号館・2 号館

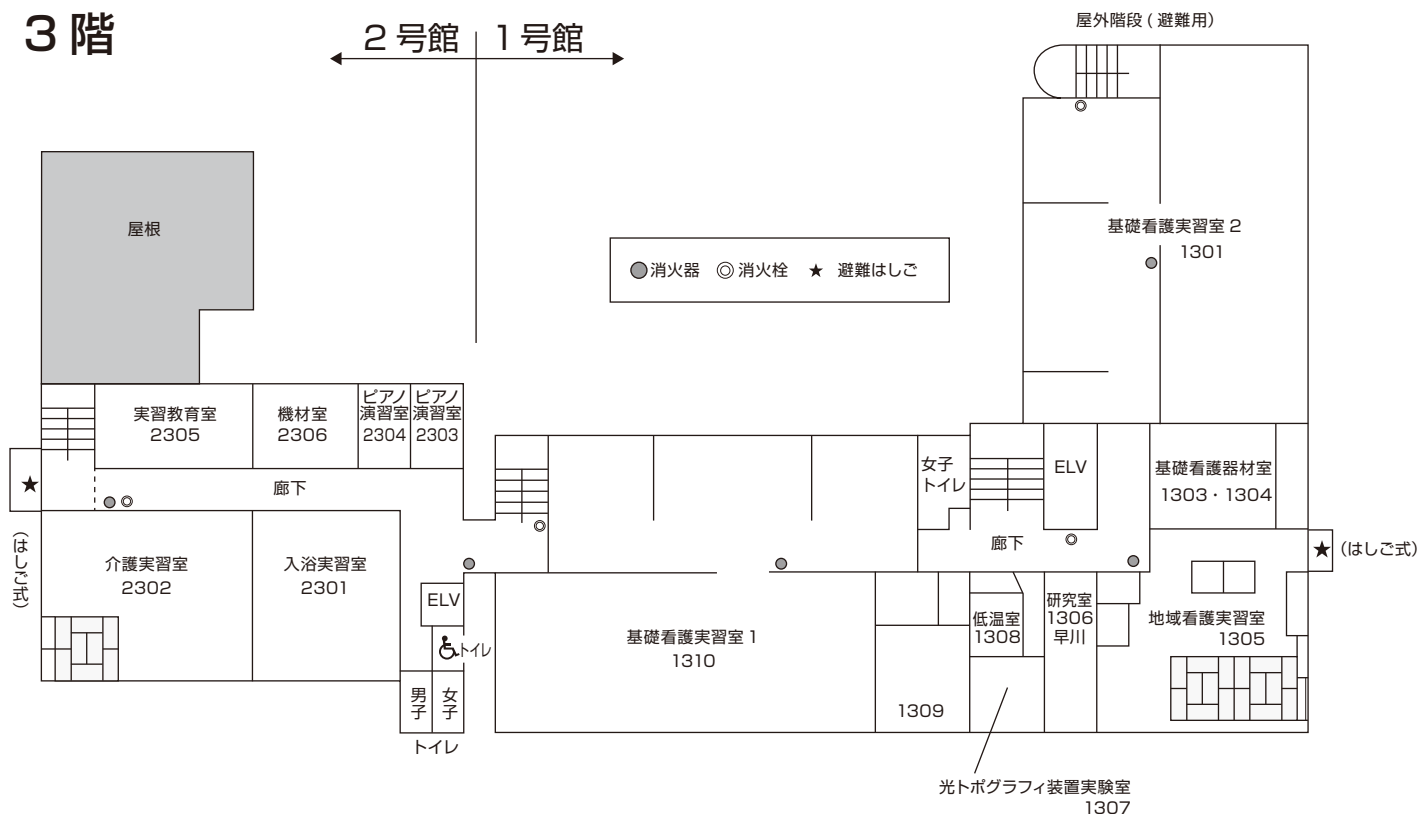
1 階



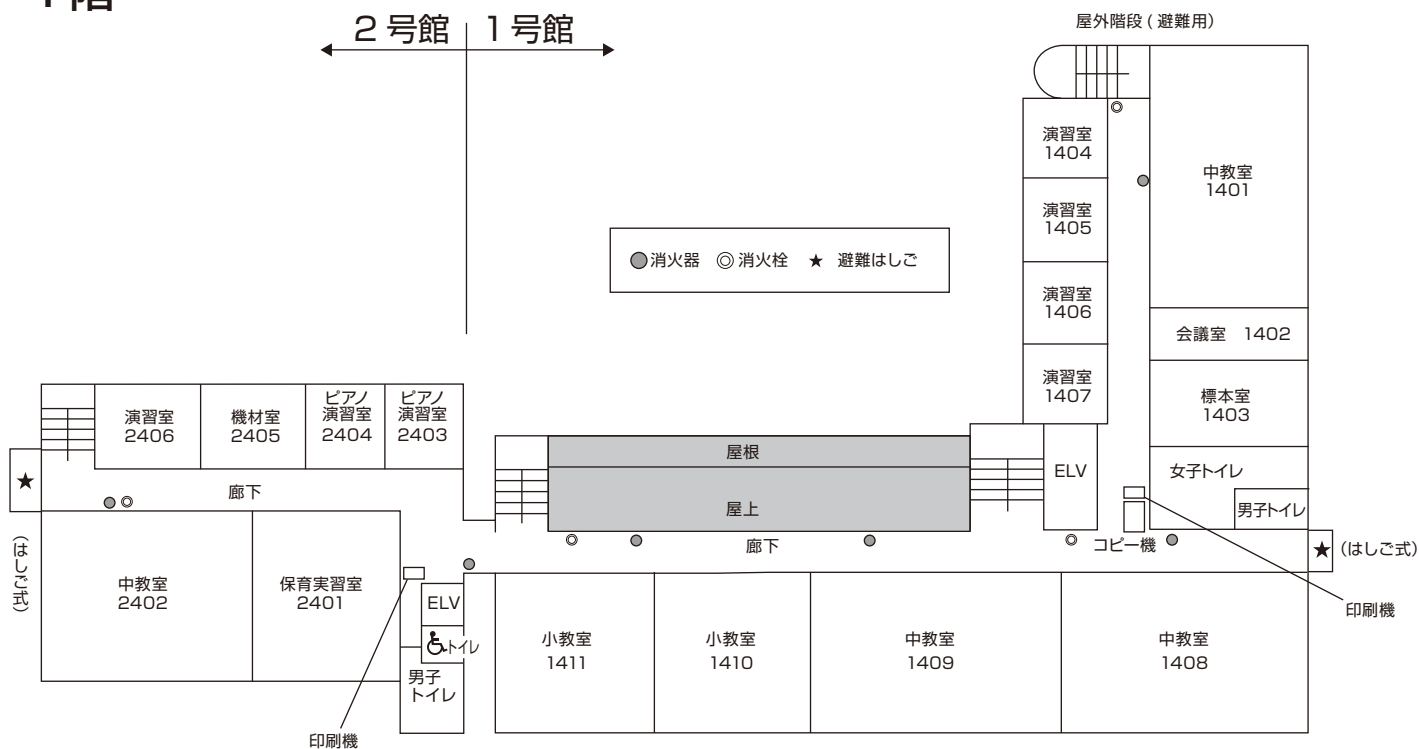
2 階



3 階

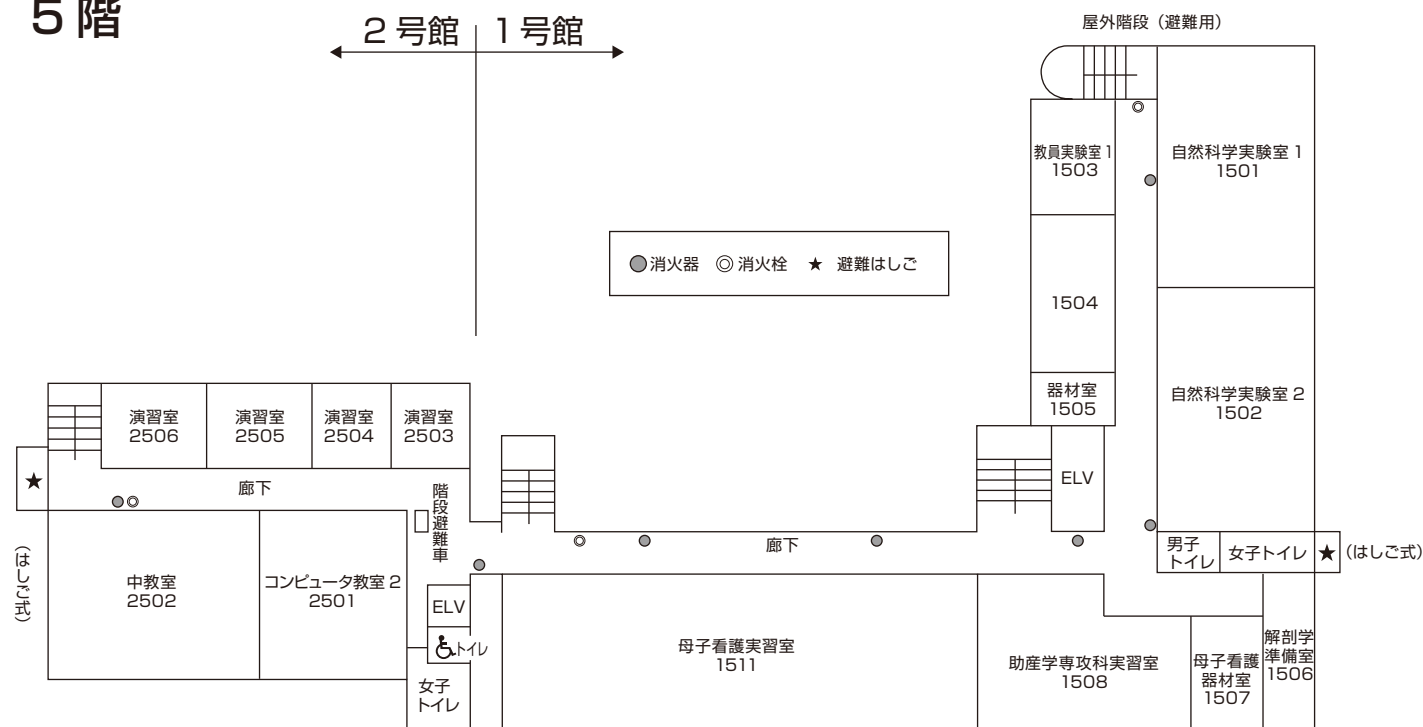


4 階

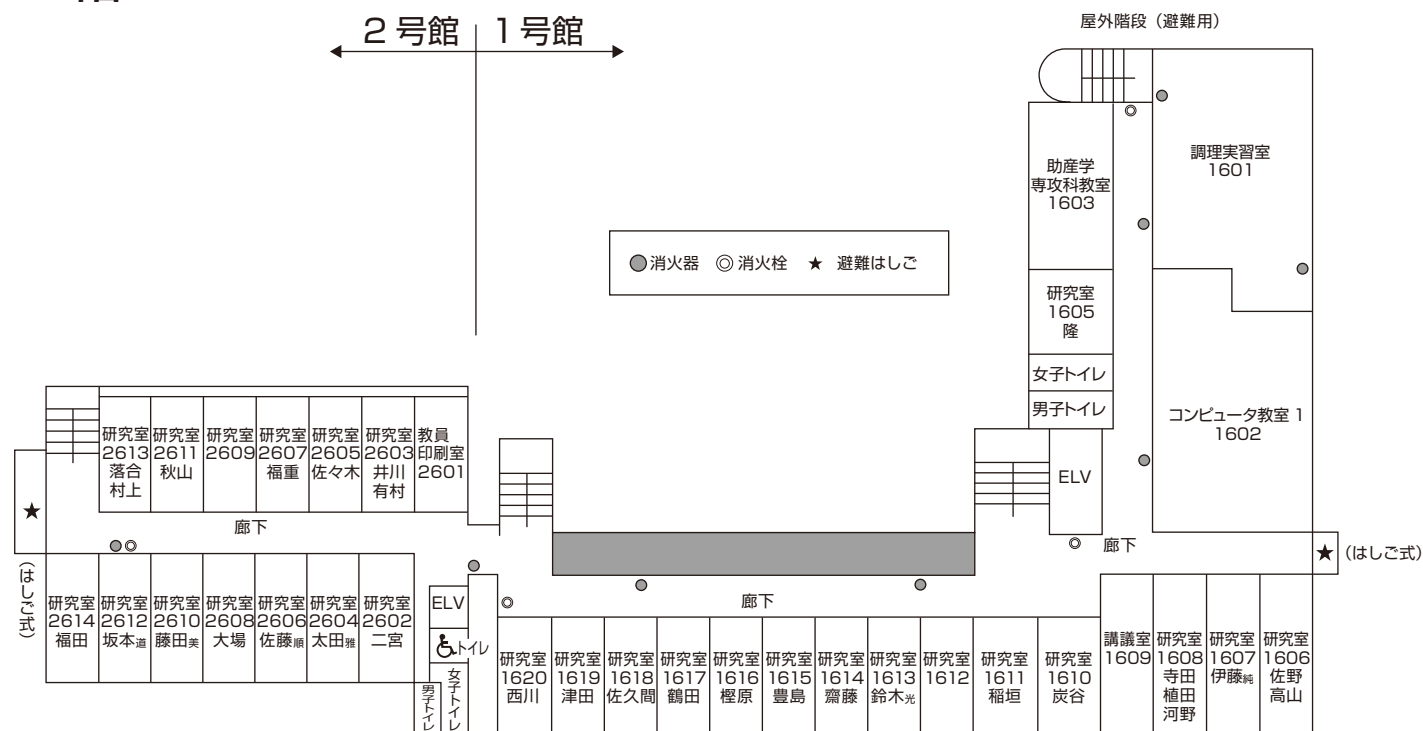


1号館・2号館

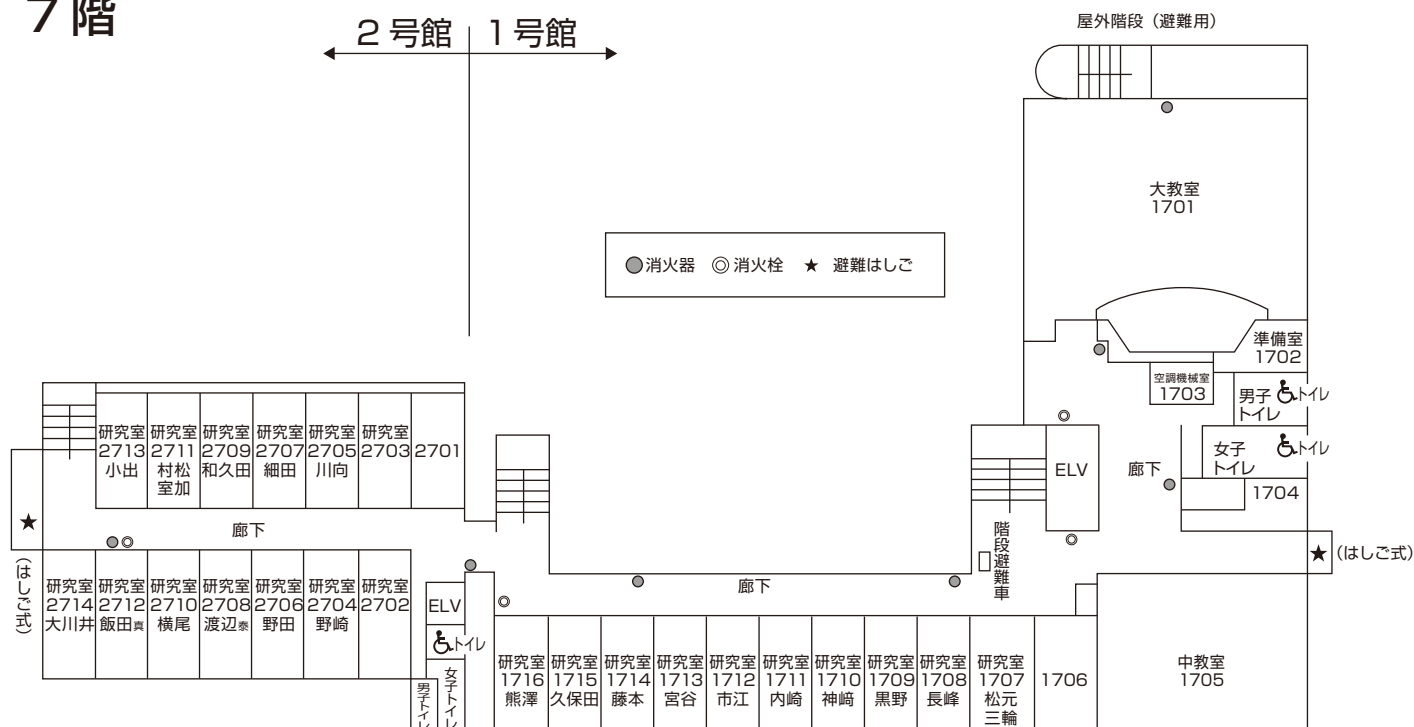
5階



6階

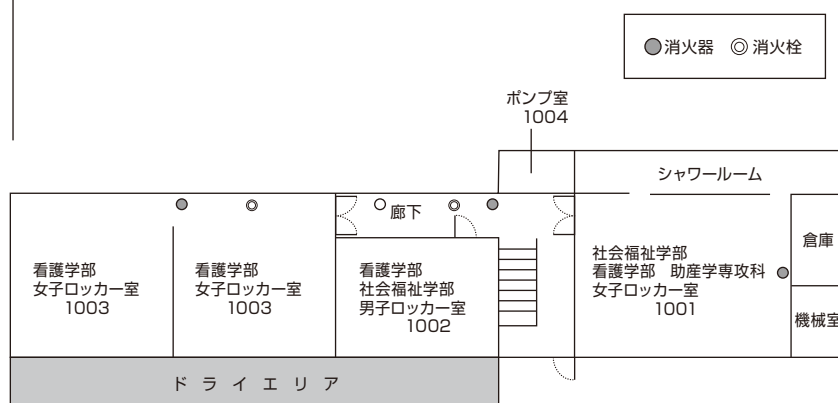


7 階



地階

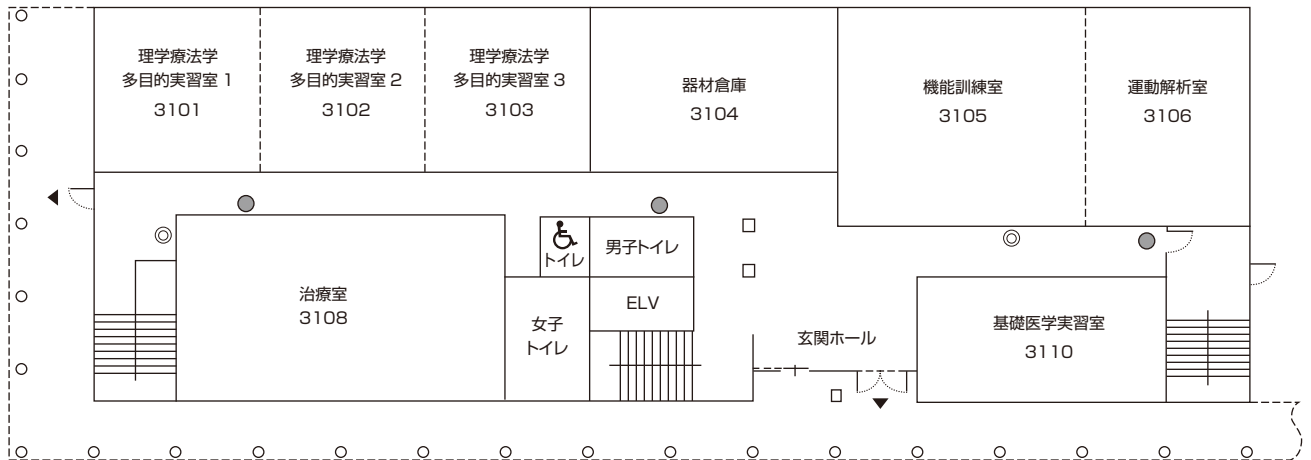
1号館



3号館

1階

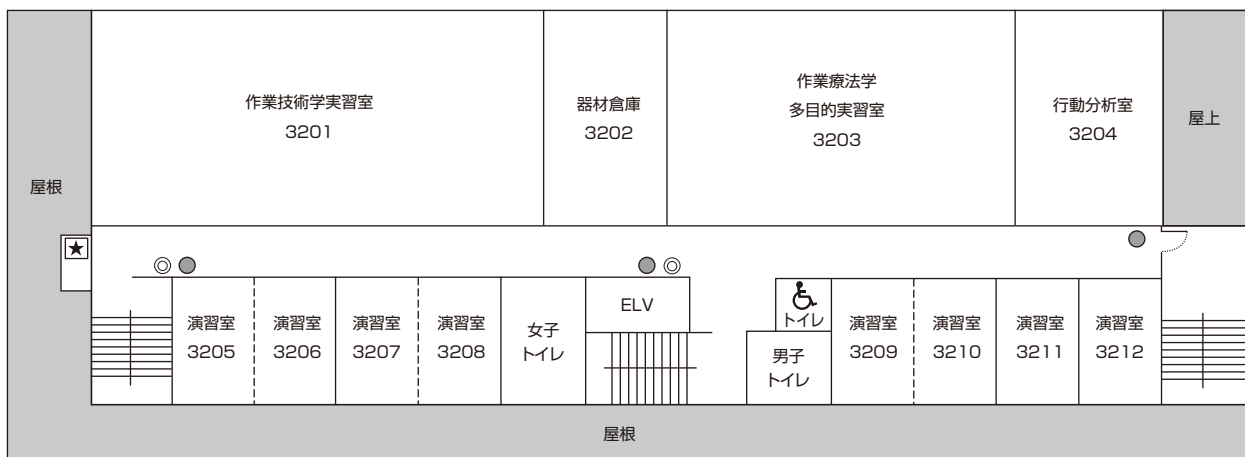
● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご ▲ 時間外出口 (電子錠)



▲印が時間外出口です。

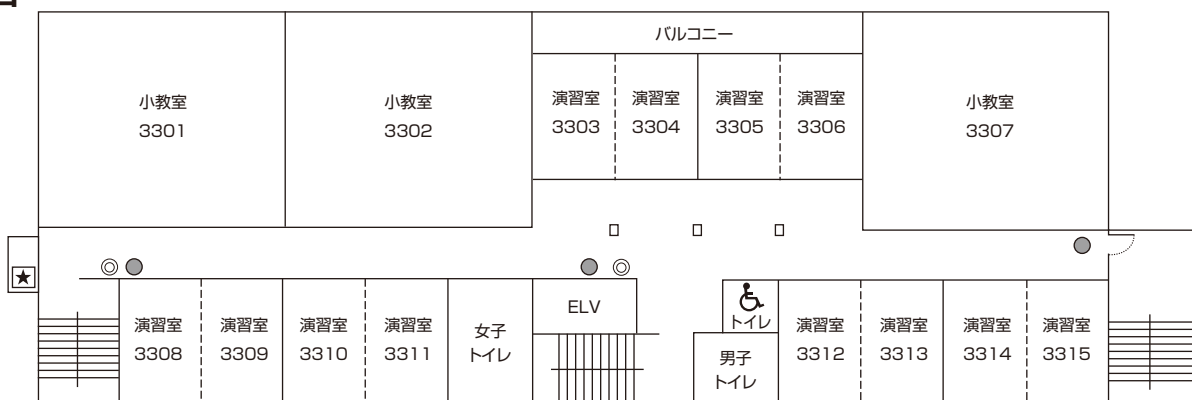
2階

● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご



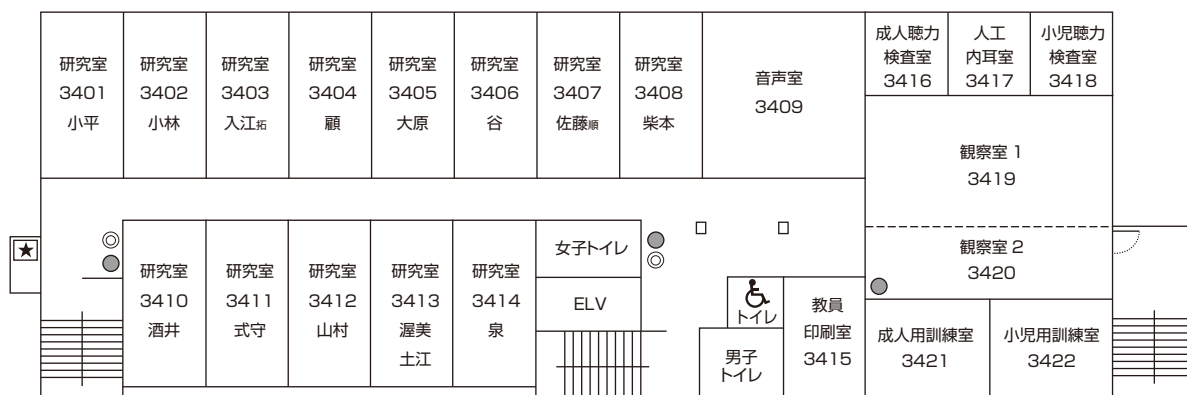
3階

● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご



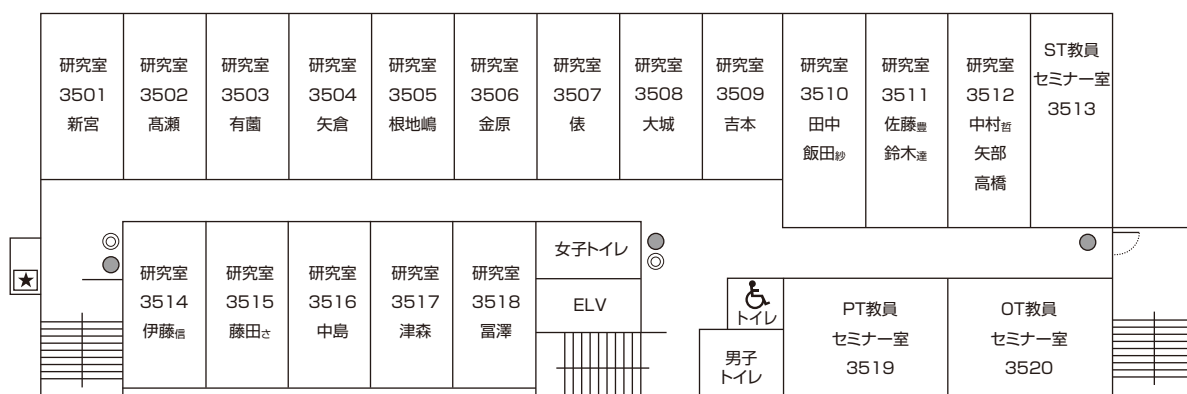
4 階

● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご



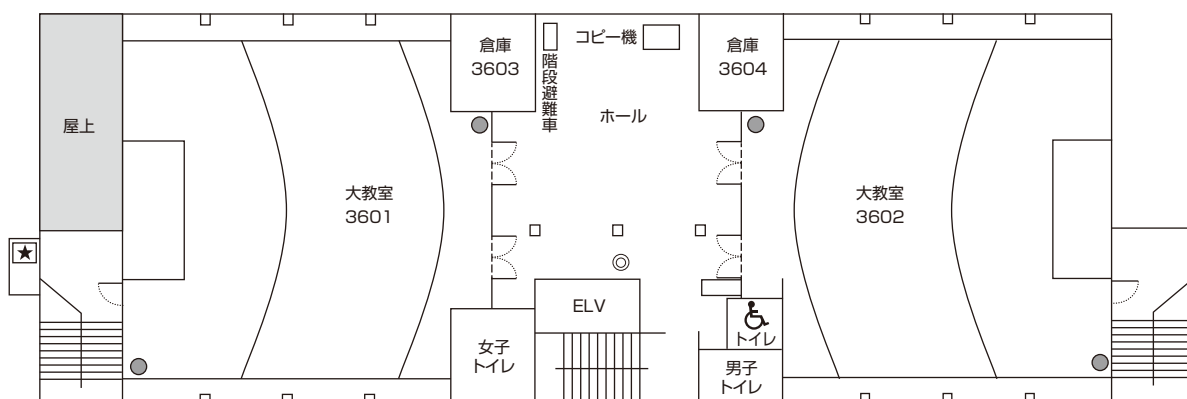
5 階

● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご



6 階

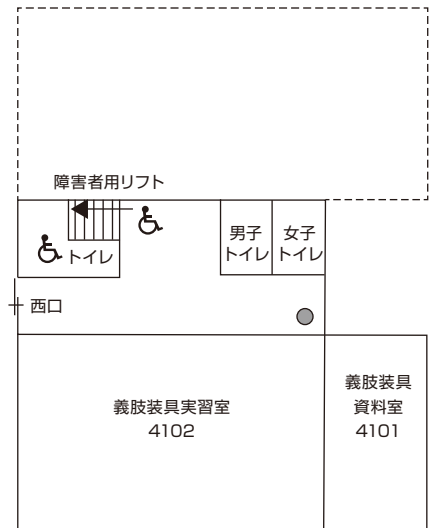
● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご



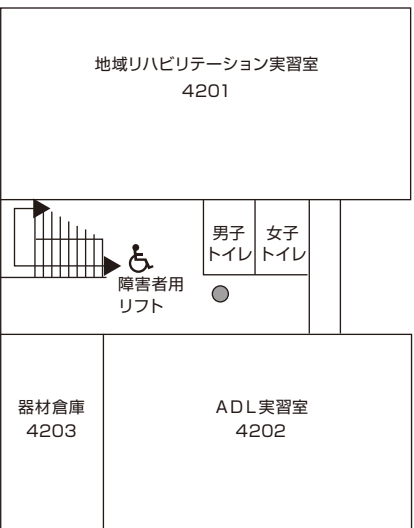
4号館

● 消火器 ◎ 消火栓 ★ 避難はしご

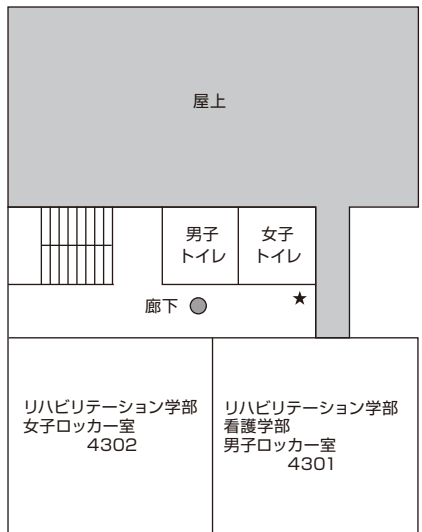
1階



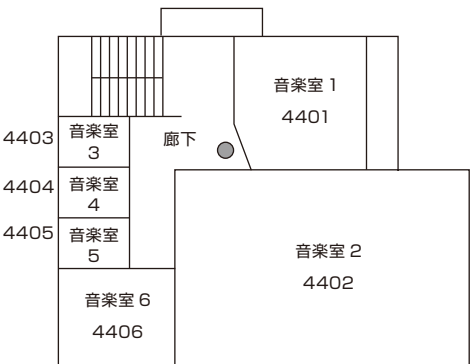
2階



3階

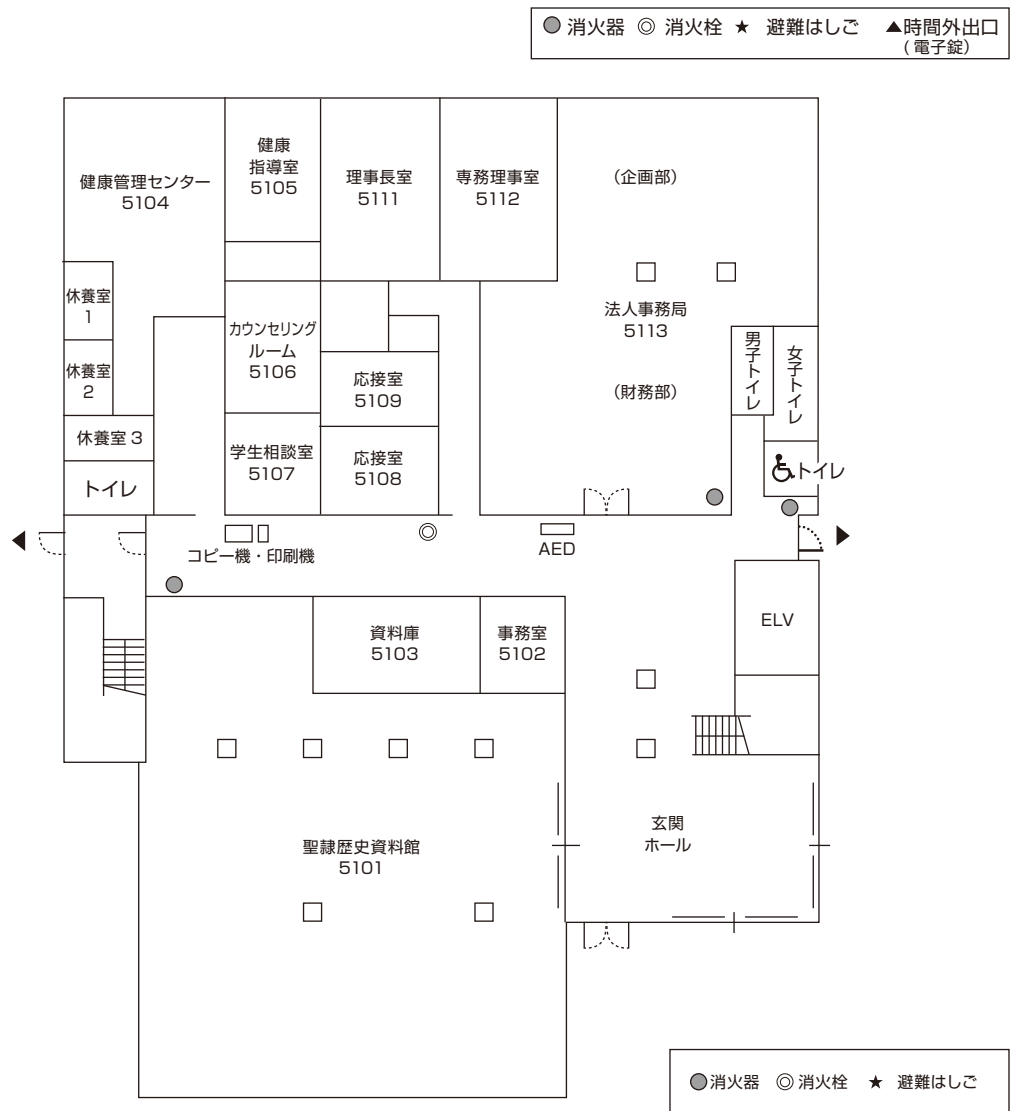


4階

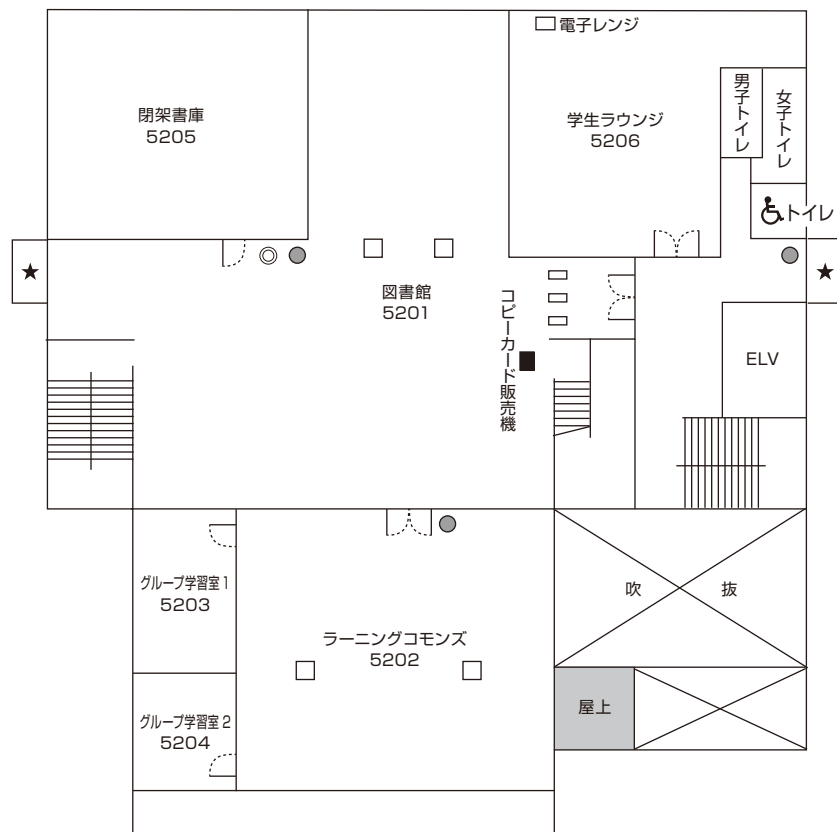


5 号館

1 階

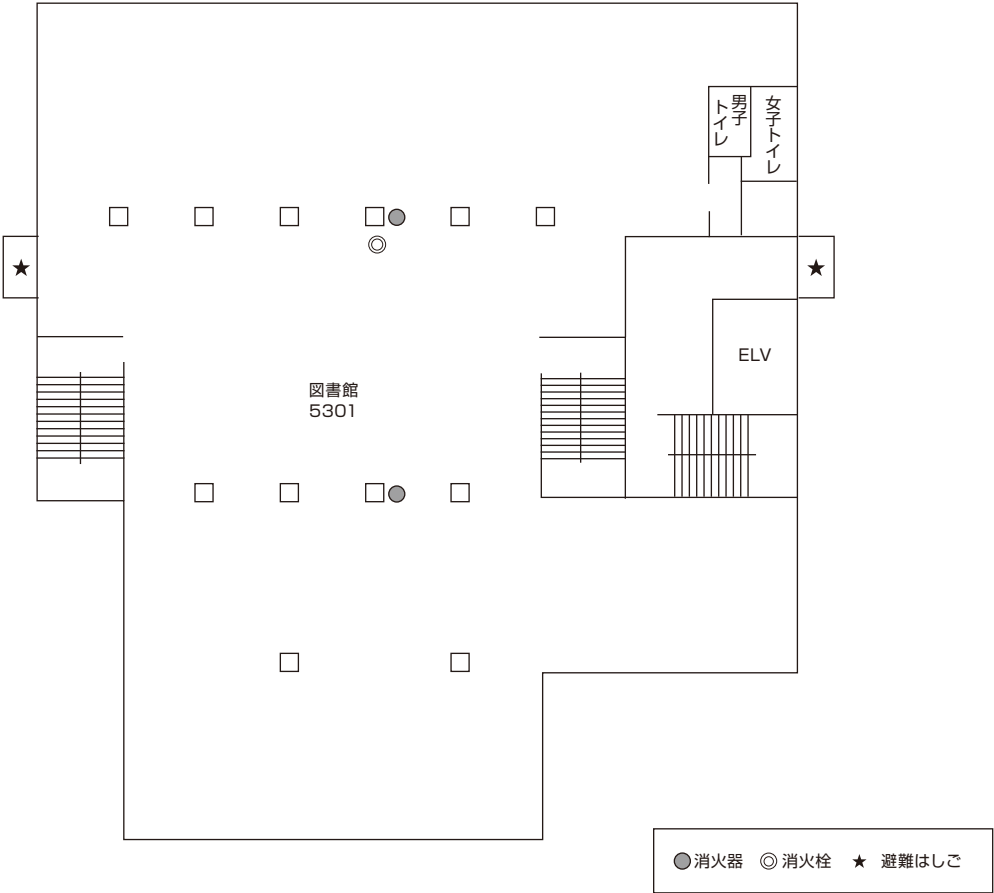


2 階

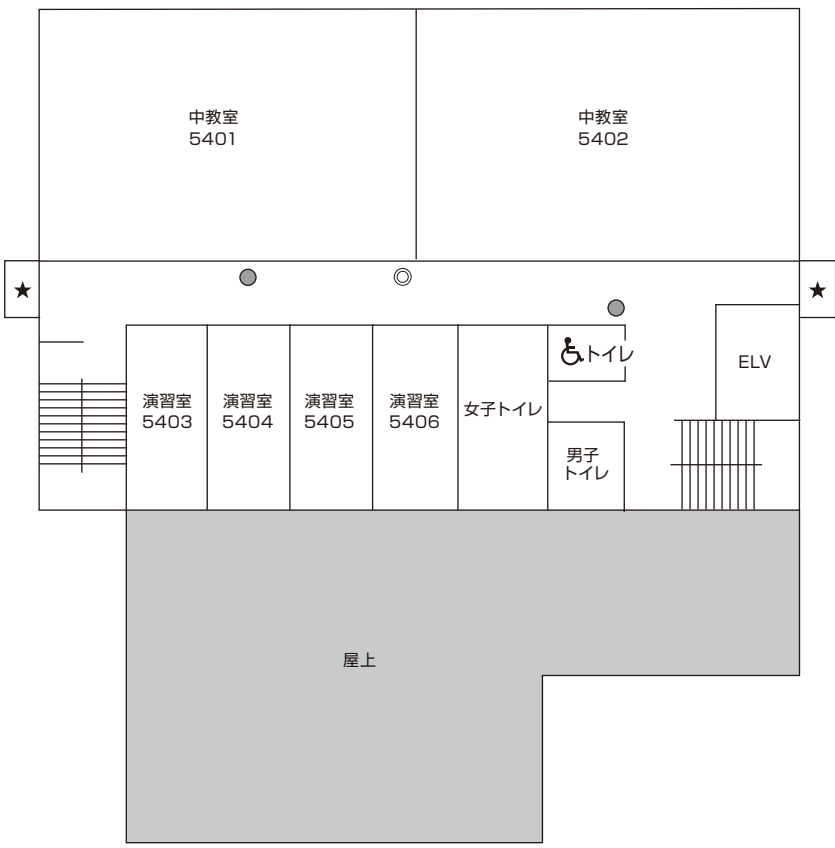


5号館

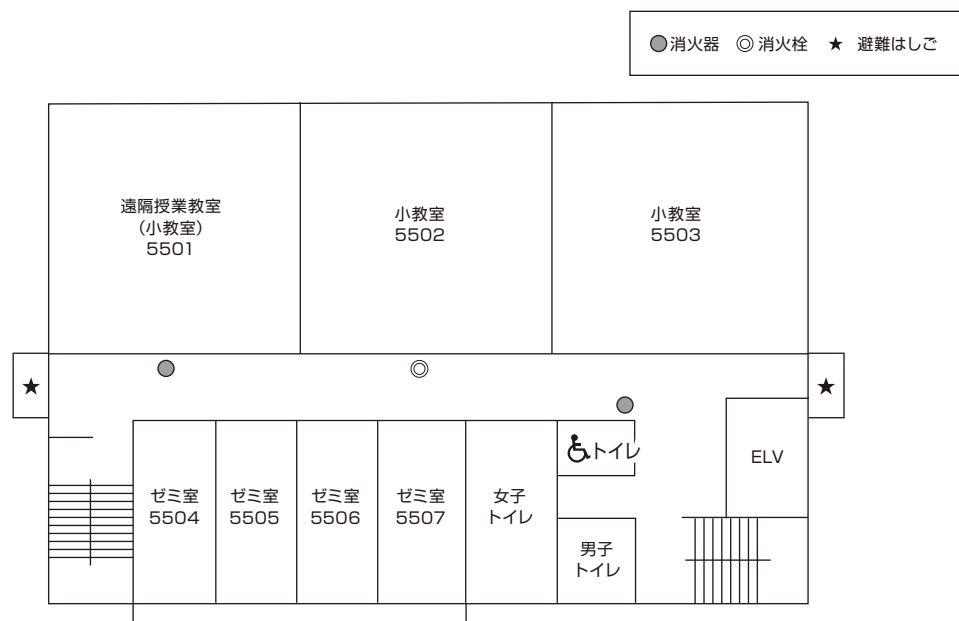
3階



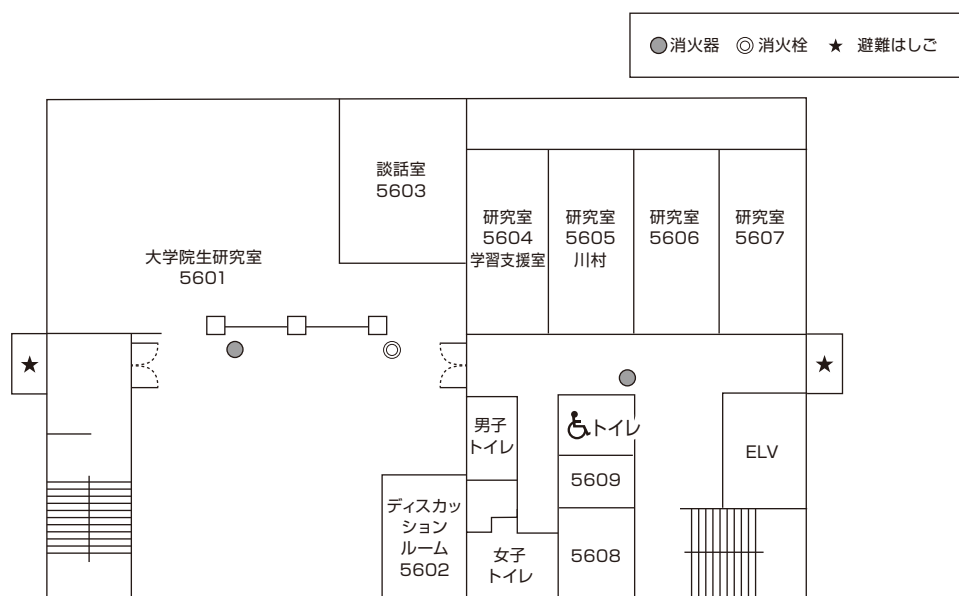
4階



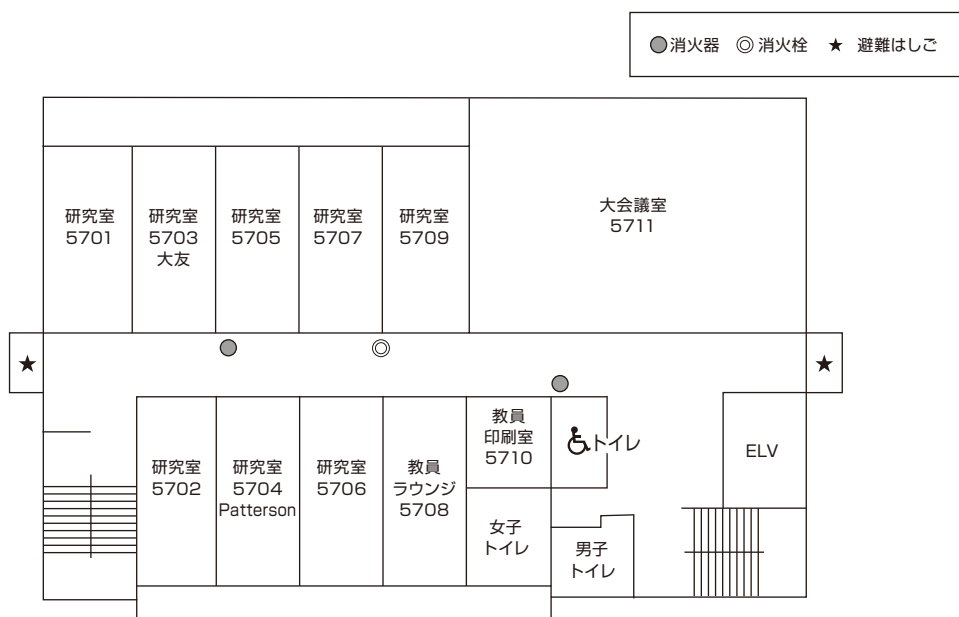
5 階



6 階



7 階

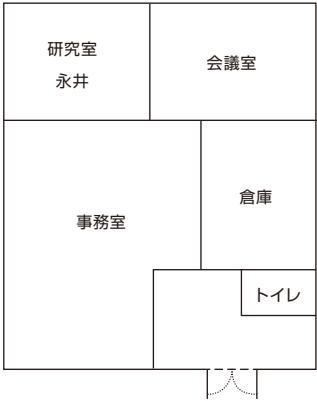
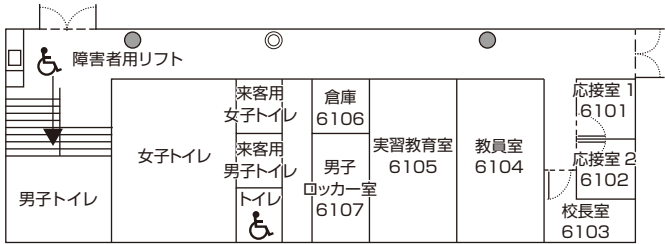


専門学校棟

● 消火器 ○ 消火栓

キリスト教センター

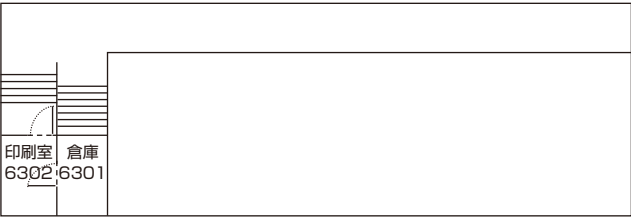
1 階



2 階



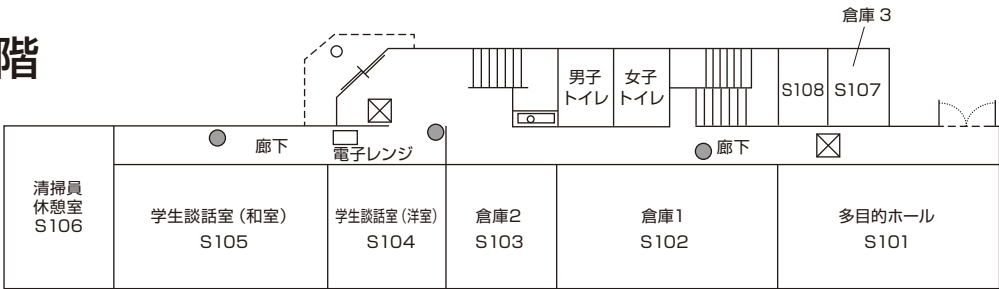
3 階



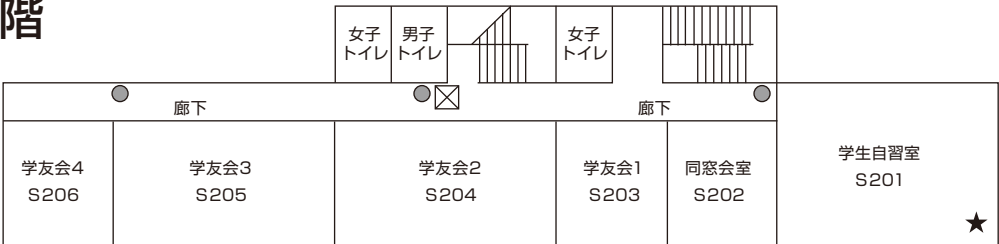
学生・同窓会館

● 消火器 ☒ 火災報知器 ★ 避難はしご

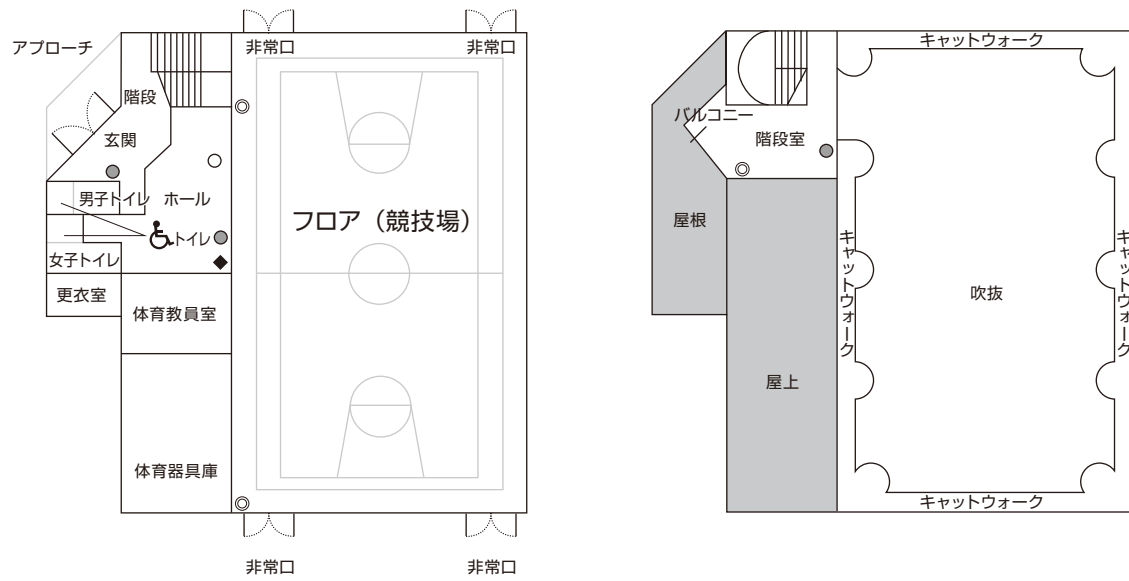
1 階



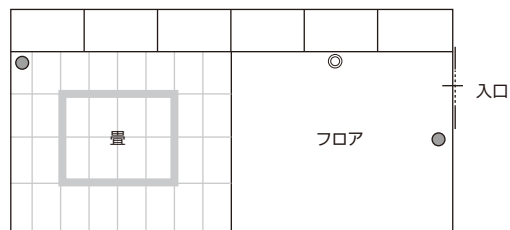
2 階



第一体育館



第二体育館



VII. 教員一覧と教員研究室

大学

役 職	氏 名	部屋・研究室	所属（職位）
学長	大城 昌平	学長室（1108）、3508研究室	（教授）
看護学部 学部長	藤本 栄子	看護学部長室（1115）、1714研究室	看護学部（教授）
学部長補佐	久保田 君枝	1715研究室	看護学部（教授）
学部長補佐	大石 ふみ子	1219研究室	看護学部（教授）
社会福祉学部 学部長 介護福祉専門学校 校長	横尾 恵美子	社会福祉学部長室（1110）、 2710研究室 介護福祉専門学校長室（6103）	社会福祉学部（教授）
社会福祉学科長	佐藤 順子	2606研究室	社会福祉学部（教授）
介護福祉学科長	野田 由佳里	2706研究室	社会福祉学部（教授）
こども教育福祉学科長	太田 雅子	2604研究室	社会福祉学部（教授）
リハビリテーション学部長	新宮 尚人	リハビリテーション学部長室（1109）、 3501研究室	リハビリテーション学部（教授）
理学療法学科長	有蘭 信一	3503研究室	リハビリテーション学部（教授）
作業療法学科長	伊藤 信寿	3514研究室	リハビリテーション学部（教授）
言語聴覚学科長	谷 哲夫	3406研究室	リハビリテーション学部（教授）
大学院看護学研究科長	市江 和子	1712研究室	看護学部（教授）
大学院リハビリテーション 科学研究科長	柴本 勇	3408研究室	リハビリテーション学部（教授）
大学院社会福祉学研究科長	川向 雅弘	2705研究室	社会福祉学部（教授）
宗教主任・ キリスト教センター長	永井 英司	キリスト教センター	社会福祉学部（教授）
教務部長	矢倉 千昭	3504研究室	リハビリテーション学部（教授）
学生部長	野田 由佳里	2706研究室	社会福祉学部（教授）
就職部長	福田 俊子	2614研究室	社会福祉学部（教授）
図書館長	長峰 伸治	1708研究室	看護学部（教授）

	氏 名	研究室	所 属（職位）
あ	秋山 恵美子	2611	社会福祉学部（助教）
	渥美 陽子	3413	看護学部（助教）
	有蘭 信一	3503	リハビリテーション学部（教授）
	有村 優範	2603	看護学部（助教）
い	飯田 真也	2712	社会福祉学部（教授）
	飯田 妙子	3510	リハビリテーション学部（助教）
	井川 淳史	2603	社会福祉学部（助教）
	泉 良太	3414	リハビリテーション学部（教授）
	市江 和子	1712	看護学部（教授）
	伊藤 純子	1607	看護学部（助教）
	伊藤 信寿	3514	リハビリテーション学部（教授）
	稲垣 恵子	1611	助産学専攻科（准教授）
	乾 友紀	1218	看護学部（助教）
	入江 拓	3403	看護学部（教授）
う	氏原 恵子	1210	看護学部（助教）
	内崎 哲郎	1711	看護学部（教授）
お	大石 ふみ子	1219	看護学部（教授）
	大川井 宏明	2714	社会福祉学部（教授）
	大城 昌平	3508	リハビリテーション学部（教授）

	氏 名	研究室	所 属（職位）
お	太田 雅子	2604	社会福祉学部（教授）
	大友 信勝	5703	社会福祉学部（教授）
	大場 義貴	2608	社会福祉学部（准教授）
	大原 重洋	3405	リハビリテーション学部（教授）
	大山 末美	1213	看護学部（准教授）
	落合 克能	2613	社会福祉学部（助教）
か	檜原 理恵	1616	看護学部（教授）
	兼子 夏奈子	1261	看護学部（助教）
	川向 雅弘	2705	社会福祉学部（教授）
	川村 佐和子	5605	看護学研究科（教授）
	神崎 江利子	1710	看護学部（講師）
き	金原 一宏	3506	リハビリテーション学部（准教授）
く	久保田 君枝	1715	助産学専攻科（教授）
	熊澤 武志	1716	看護学部（教授）
	黒野 智子	1709	看護学部（准教授）
こ	顧 寿智	3404	リハビリテーション学部（教授）
	小池 武嗣	1214	看護学部（助教）
	小出 扶美子	2713	看護学部（講師）
	河野 貴大	1608	看護学部（助手）

	氏 名	研究室	所 属（職位）
こ	小平 朋江	3401	看護学部（准教授）
	小林 マヤ	3402	リハビリテーション学部（准教授）
さ	齋藤 直志	1614	看護学部（教授）
	酒井 昌子	3410	看護学部（教授）
	坂本 道子	2612	社会福祉学部（教授）
	佐久間 佐織	1618	看護学部（准教授）
	佐々木 正和	2605	社会福祉学部（准教授）
	佐藤 豊展	3511	リハビリテーション学部（助教）
	佐藤 順子	2606	社会福祉学部（教授）
	佐藤 順子	3407	リハビリテーション学部（教授）
し	式守 晴子	3411	看護学部（教授）
	柴田 めぐみ	1216	看護学部（助教）
	柴本 勇	3408	リハビリテーション学部（教授）
	清水 隆裕	1214	看護学部（助教）
	新宮 尚人	3501	リハビリテーション学部（教授）
す	鈴木 達也	3511	リハビリテーション学部（助教）
	鈴木 光男	1613	社会福祉学部（教授）
	炭谷 正太郎	1610	看護学部（准教授）
た	隆 朋也	1605	看護学部（講師）
	高瀬 奈美	3502	リハビリテーション学部（准教授）
	高橋 大生	3512	リハビリテーション学部（助教）
	田中 真希	3510	リハビリテーション学部（助教）
	谷 哲夫	3406	リハビリテーション学部（教授）
	俵 祐一	3507	リハビリテーション学部（准教授）
つ	津田 聡子	1619	看護学部（准教授）
	土江 綾	3413	看護学部（助教）
	津森 伸一	3517	リハビリテーション学部（教授）
	鶴田 恵子	1617	看護学部（教授）
て	寺田 康祐	1608	看護学部（助手）
と	富澤 涼子	3518	リハビリテーション学部（准教授）
	豊島 由樹子	1615	看護学部（教授）
な	永井 英司	キリスト教センター	社会福祉学部（教授）
	中島 ともみ	3516	リハビリテーション学部（准教授）
	長峰 伸治	1708	看護学部（教授）
	中村 哲也	3512	リハビリテーション学部（助教）
	仲村 秀子	1212	看護学部（教授）
に	西川 浩昭	1620	看護学部（教授）
	二宮 貴之	2602	社会福祉学部（准教授）
ね	根地嶋 誠	3505	リハビリテーション学部（准教授）
の	野崎 玲子	2704	看護学部（准教授）
	野田 由佳里	2706	社会福祉学部（教授）
は	D.Patterson	5704	社会福祉学部（准教授）
	早川 ゆかり	1306	看護学部（助教）
ふ	福重 浩之	2607	社会福祉学部（准教授）
	福田 俊子	2614	社会福祉学部（教授）
	藤田 さより	3515	リハビリテーション学部（准教授）
	藤田 美枝子	2610	社会福祉学部（教授）

	氏 名	研究室	所 属（職位）
ふ	藤浪 千種	1208	看護学部（准教授）
	藤本 栄子	1714	看護学部（教授）
ほ	細田 直哉	2707	社会福祉学部（准教授）
	本田 彰子	1217	看護学部（教授）
ま	松元 由香	1707	看護学部（助教）
み	宮谷 恵	1713	看護学部（教授）
	三輪 与志子	1707	助産学専攻科（助教）
む	村上 武敏	2613	社会福祉学部（助教）
	村松 美恵	2711	看護学部（助教）
	室加 千佳	2711	看護学部（助教）
	矢倉 千昭	3504	リハビリテーション学部（教授）
や	安田 智洋	1206	看護学部（教授）
	矢部 広樹	3512	リハビリテーション学部（助教）
	山村 江美子	3412	看護学部（准教授）
	山本 智子	1218	看護学部（助教）
	横尾 恵美子	2710	社会福祉学部（教授）
よ	吉本 好延	3509	リハビリテーション学部（教授）
	若杉 早苗	1210	看護学部（助教）
わ	和久田 佳代	2709	社会福祉学部（准教授）
	渡辺 泰宏	2708	社会福祉学部（教授）

介護福祉専門学校

役 職	氏 名	部屋・研究室
校長	横尾 恵美子	校長室（6103） 学部長室（1110） 2710研究室
教務主任	植田 裕太郎	1608研究室
専任教員	佐野 仁美	1606研究室
専任教員	高山 暢子	1606研究室

※教員の専門分野、研究業績などの情報は本学ホームページの教育学術情報データベースから参照できます。

大学周辺機関一覧表

◆医療機関

病 院 名	電 話 番 号	所 在 地
聖隷三方原病院	053-436-1251	浜松市北区三方原町3453
聖隷浜松病院	053-474-2222	浜松市中区住吉2-12-12

◆警察機関

警 察 署 等	電 話 番 号	所 在 地
細江警察署	053-522-0110	浜松市北区細江町気賀4640
細江警察署三方原北交番	053-438-5100	浜松市北区三方原町1681-24
細江警察署中川交番	053-522-3422	浜松市北区細江町中川960-24
浜松中央警察署	053-475-0110	浜松市中区住吉5-28-1

◆行政機関

機 関・施 設 等	電 話 番 号	所 在 地
浜松市役所	053-457-2111	浜松市中区元城町103-2
浜松市北区役所	053-523-1111	浜松市北区細江町気賀30
浜松市浜北区役所	053-587-3111	浜松市浜北区西美園6
浜松市保健所	053-453-6111	浜松市中区鴨江2-11-2
浜松市中消防署	053-475-7567	浜松市中区下池川町19-1
浜松市北消防署	053-527-0119	浜松市北区細江町三和2173-7
浜松市立三方原協働センター	053-437-6522	浜松市北区三方原町1179-5
浜松市立中央図書館	053-456-0234	浜松市中区松城町214-2
花川運動公園管理事務所	053-437-0605	浜松市中区西丘町724
細江総合体育センター	053-522-1722	浜松市北区細江町中川2736
浜北総合体育館（グリーンアリーナ）	053-585-1222	浜松市浜北区平口5042-133
浜松市市民生活課くらしのセンター	053-457-2635	浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館2階
浜松北郵便局	053-437-4913	浜松市北区初生町1416-8
浜松三方原郵便局	053-436-1441	浜松市北区三方原町1952-4
花川郵便局	053-436-1443	浜松市中区花川町172
細江湖東簡易郵便局	053-523-1478	浜松市北区細江町中川7172-2505

◆交通機関

機 関・施 設 等	電 話 番 号	所 在 地
J R浜松駅	053-453-2502	浜松市中区砂山町6-2
遠州鉄道浜松駅前バスターミナル ・乗車券センター ・忘れ物コーナー	053-455-2255 053-455-2700	浜松市中区旭町13-1
遠州鉄道三方原営業所	053-436-1201	浜松市北区初生町1107-1
遠州鉄道細江営業所	053-523-1121	浜松市北区細江町気賀414-8
天竜浜名湖線気賀駅（無人駅）	053-925-2276 （営業課）	浜松市北区細江町気賀429-1
天竜浜名湖線金指駅	053-542-0400	浜松市北区引佐町金指1033-2

窓 口	電話番号	FAX	E-mail
聖隷学園キリスト教センター	053-439-1908		
地域連携推進センター	053-439-1400	053-439-1406	health-science@seirei.ac.jp
教務事務センター	053-439-1433	053-439-3265	cl-office@seirei.ac.jp
健康管理センター	053-436-3016	053-436-5355	health-center@seirei.ac.jp
学生相談室			soudanrm@seirei.ac.jp
キャリア支援センター	053-436-7233	053-437-6782	career@seirei.ac.jp
学生サービスセンター	053-436-1125		service@seirei.ac.jp
ボランティアセンター			vol-center@seirei.ac.jp
グローバル教育推進センター	053-439-3263		intl-office@seirei.ac.jp
I C Tセンター			support@seirei.ac.jp
図書館事務センター	053-439-1416	053-414-1146	cl-library@seirei.ac.jp
大学総務部	053-439-1400	053-439-1406	somu-office@seirei.ac.jp
入試 ・ 広報センター	053-439-1401	053-439-1430	cl-entrance@seirei.ac.jp

※大学（各部署）宛にメールを送信する際は、必ずタイトルに学籍番号と名前を入れてください。

聖隷クリストファー大学

〒433-8558 浜松市北区三方原町3453

ホームページ <http://www.seirei.ac.jp>

